



平成 29 年版

環境事業概要 NO.38
明石市市民生活局環境室

明石市環境方針

都市にあっても自然に恵まれた明石の魅力を、次の世代も享受できるよう、安全・安心社会を基本とする持続可能な社会の実現を目指し、次に掲げる方針に基づき取り組んでいきます。

- 1 市民、市民団体、事業者、行政間でのネットワークを形成し、協働により第2次明石市環境基本計画に基づく施策を推進します。
- 2 「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。
- 3 環境保全の取り組みを一体的に進めるため、関係部局による推進体制の強化を行います。
- 4 事務事業を進めるにあたっては、水と緑のネットワークづくりやエネルギー使用量を最小限とするなど、環境への配慮に努めます。
- 5 環境保全の取り組みについて、活動内容や成果などを公表し、広く意見を聴き、市民、市民団体、事業者との協働により更なる改善を行います。

平成25年（2013年）5月1日

明石市長

泉房穂

I 環境室の機構と予算等

1. 環境室の機構と所管事務及び人員配置	1
(1) 機 構	1
(2) 所管事務事項	1
○環境総務課	1
○環境保全課	2
○資源循環課	3
○収集事業課	3
(3) 人員配置	3
(4) 環境室各課(かい)施設配置	5
2. 予算及び決算	6
(1) 環境室の予算等	6
(2) 平成 28 年度一般会計決算	10

II 計画等

1. 概 要	11
2. 明石市環境基本計画	12
(1) 明石市環境基本計画について	12
(2) 環境基本計画に基づく施策の実施状況	12
3. 環境マネジメントシステムの取り組み	12
4. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン	12
5. つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略	13
6. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン (明石市一般廃棄物処理基本計画)	14
7. 明石市一般廃棄物処理実施計画(平成 29 年度改定版)	14

III 環境美化・整備

1. 概 要	15
2. クリーンアップキャンペーンの開催	15
3. 市民による美化活動への支援	15
(1) 環境美化団体	15
(2) 明石市アダプトプログラム	15
(3) 屋外一斉清掃	16
(4) 「きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動」の展開	16

(5) 保健衛生推進協議会との連携	16
4. ポイ捨て・ふん害対策	17
(1) 「明石市空き缶等の散乱及び ふん害の防止に関する条例」の制定	17
(2) 散乱防止重点区域の指定	17
(3) ポイ捨て・ふん害防止キャンペーンの実施	17
(4) ポイ捨て・ふん害防止看板の配布	18
5. 「喫煙防止・マナーアップ区域」の指定・喫煙所の設置	18
(1) 喫煙防止・マナーアップ運動	18
(2) 駅前歩道等の清掃	18
6. 空き地の適正管理	19
7. 不法投棄対策	19
8. 小動物の処理について	20
(1) 犬・猫等の死体処理	20
(2) 猫の引き取り	20
(3) 飼い主のいない猫の去勢及び不妊手術の補助金を助成	20
9. 墓地・納骨堂等の経営等の許可等について	20

IV 環境保全対策

1. 概要	21
2. 環境保全対策事業	21
(1) 公害防止対策の総合的施策	21
(2) 環境保全対策の連絡調整	21
(3) 環境測定の様況	22
(4) 公害防止施設設置資金融資の調整	23
3. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出	23
4. 公害発生源の規制	24
(1) 法律・条例による規制	24
(2) 環境保全協定	25
5. 公害に関する苦情処理状況	25
(1) 大気に関する苦情	25
(2) 水質に関する苦情	25
(3) 騒音に関する苦情	25
(4) 振動に関する苦情	25
(5) 悪臭に関する苦情	26

V し尿処理

1.	概 要	27
2.	し尿収集運搬	28
	(1) 概 要	28
	(2) 収集実施状況	28
3.	し尿収集実績	29
	(1) し尿月別収集量の実績	29
4.	収集経費	30
	(1) 収集経費	30
	(2) 1 kℓ当たりの収集単価と経費割合	30
	(3) 年間収集経費の推移	30
5.	収集運搬業務の推移	30
	(1) 汲取戸数と収集量	30
6.	浄化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)	31
	(1) 浄化槽設置状況等	31
	(2) 浄化槽等の清掃等	32
7.	し尿及び浄化槽汚泥処理	33
	(1) 概 要	33
	(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移	33
	(3) 処理経費	33
	(4) 年間処理経費の推移	33

VI ごみの減量化・再資源化

1.	概 要	35
2.	パートナーシップによる取り組み強化	35
3.	家庭系廃棄物の減量	36
	(1) 紙類・布類の収集及び再資源化	36
	(2) 集団回収の推進	37
	(3) 廃食用油のリサイクル	39
	(4) 廃食用油の回収拠点	40
	(5) 小型家電のリサイクル	42
	(6) 生ごみの減量化、再資源化	42
	(7) 家庭系ごみ組成分析調査(湿ベース)	43
	(8) レジ袋削減の推進	45
4.	事業系廃棄物の減量	46
	(1) 大規模事業所の減量計画の提出	46
	(2) 市庁舎内古紙等回収資源化	46
5.	リサイクルプラザの運営	47
	(1) 施設見学者の案内	47

(2) 不用家具（粗大ごみ）の再利用	47
6. 減量化等の普及啓発	48
(1) 環境講座等	48
(2) 啓発パンフレット等の作成	48

VI-2 ごみ処理(収集・運搬)

1. 概要	49
(1) 展望	49
(2) 事業の沿革	49
2. 収集及び運搬	51
(1) 概要	51
(2) 収集実施状況	52
(3) 収集方法及び収集回数	53
3. ごみ収集実績（計画収集分）	54
(1) 年度別収集量	54
(2) 月別収集量	54
(3) 搬入区分別収集量	55
4. 分別収集（資源ごみの収集）	56
(1) 概要	56
(2) 資源ごみ分別収集実績量	56
5. 粗大ごみ戸別有料収集	56
(1) 概要	56
(2) 粗大ごみ量の変化	56
6. 要援護者ごみ戸別収集	57
(1) 概要	57
(2) 収集実績	57
7. 広報・広聴活動	57
8. 収集経費	58
(1) 収集経費	58
(2) 1t当たりの収集単価と経費割合	58
(3) 年間収集経費の推移	58

VI-3 ごみ処理(中間処理・最終処分)

1. 概要	59
2. 明石クリーンセンターの施設概要	60
(1) 焼却施設	60
(2) 破碎選別施設	60
(3) 最終処分場	63

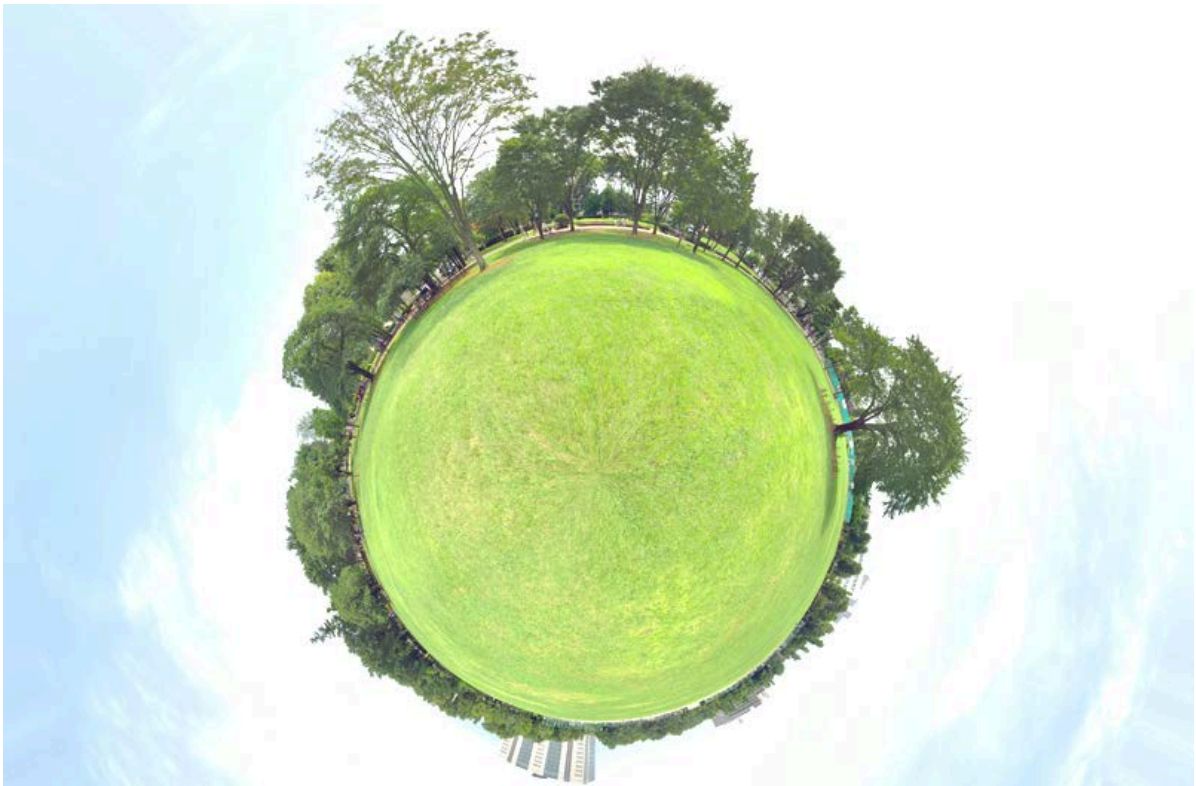
3.	ごみ処理の実績等	64
(1)	平成 28 年度 産廃物収集・処理実績	64
(2)	明石市におけるごみ排出状況	66
(3)	平成 28 年度ごみの搬入量と処理実績フロー	67
(4)	過去 5 年間の焼却に関する実績	68
(5)	焼却施設発電状況	68
(6)	可燃ごみ組成分析結果	68
(7)	過去 5 年間の埋立に関する実績	69
(8)	不燃ごみの組成分析表	69
(9)	資源物搬出状況	69
(10)	クリーンセンター総合排水分析結果表	70
(11)	ダイオキシン類分析結果表	71
(12)	フロン回収	71
(13)	ごみ処分経費	71
(14)	年間処分経費の推移	72
(15)	廃棄物処理手数料	72

Ⅶ 資料

1.	「第 2 次明石市環境基本計画」の概要	73
1	明石市のめざす環境像	73
2	基本理念	73
3	基本方針と施策体系	73
4	環境基本計画に基づく施策の実施状況	74
5	エコウイングあかし	74
2.	「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の概要	74
1	基本的事項	74
2	明石市の将来像	74
3	対象	75
4	温室効果ガスの排出削減目標	75
5	明石市の地球温暖化対策推進施策の体系	76
3.	「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」の概要	76
1	戦略策定の背景	76
2	目標と基本方針	76
3	行動計画	77
4.	みんなで作る循環型のまち・あかしプラン (明石市一般廃棄物処理基本計画)(ごみ処理編)の概要	78
1	計画の目標年度	78

2	ごみ処理基本方針	78
3	ごみ処理基本施策・推進項目	79
	(1) ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用	79
	(2) パートナーシップによる取り組みの強化	79
	(3) ごみの安全・安心な適正処理	79
5.	明石市一般廃棄物処理実施計画(改訂版)	80
1	基本的事項	80
2	ごみ処理編	81
	(1) 基本方針及び基本施策	81
	(2) 収集計画	82
	(3) 排出計画	84
	(4) 中間処理計画	85
	(5) 最終処分計画	86
6.	環境行政関係条例等	87
7.	保有車両一覧表	141
	○環境総務課	141
	○環境保全課	141
	○資源循環課	141
	○収集事業課	142
8.	委託・許可業者一覧表	143
	(1) し尿収集運搬委託業者	143
	(2) ごみ収集・運搬委託業者	143
	(3) 浄化槽清掃業許可業者	144
	(4) 一般廃棄物処理業許可業者	145
9.	年表	147

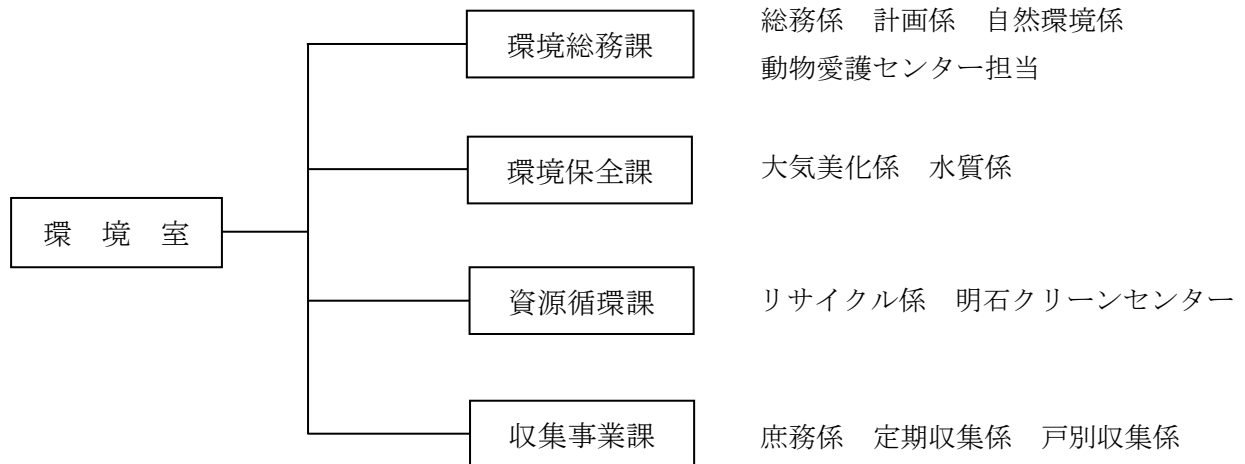
I 環境室の機構と予算等



I 環境室の機構と予算等

1. 環境室の機構と所管事務及び人員配置

(1) 機 構 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



環境室は、上記のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・再資源化、ごみ及びびし尿処理等の業務を担当しています。

(2) 所管事務事項 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

○環境総務課

- (1) 環境室事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (2) 猫の去勢・不妊手術費の助成に関すること。
- (3) 動物愛護センターの開設に係る準備に関すること。
- (4) 産業廃棄物処理業の指導監督等に係る準備に関すること。
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の許可等に関すること。
- (6) 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（以下この項において「環境基本計画等」という。）の策定及び推進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 11 年条例第 22 号。以下「環境基本条例」という。）の実施に係る総合調整に関すること。
- (8) 環境審議会に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理施設の計画に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理計画に係る基本計画の策定及び進捗管理に関すること。

- (11) 新エネルギー及び省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (12) 地球温暖化の防止その他の地球環境問題に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (13) 環境基本条例第4章第2節に規定する自然保護地区及び生物保護地区に関すること。
- (14) 明石市環境マネジメントシステムの運用及び環境管理責任者の補佐に関すること。
- (15) 生物多様性に関すること。
- (16) 環境基本計画等に係る市民協働の推進（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (17) 室及び課の庶務に関すること。
- (18) その他室内他課の所管に属さない事項に関すること。

○環境保全課

- (1) 大気環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭（以下「大気汚染等」という。）の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 騒音、振動及び悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (5) 大気汚染、騒音の常時監視に関すること。
- (6) 大気汚染等に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (7) その他大気汚染等に関すること。
- (8) 環境保全協定等に関すること。
- (9) 環境基本条例第5章第6節に規定する空き地の適正管理に関すること。
- (10) 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成11年条例第23号）の実施に関すること。
- (11) 環境美化意識の普及啓発及び環境美化団体との連絡調整に関すること。
- (12) 水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (13) 水質汚濁及び土壌汚染（以下「水質汚濁等」という。）の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (14) 水質汚濁等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (15) 生活排水に係る施策の推進に関すること。
- (16) 水質汚濁等の常時監視に関すること。
- (17) 水質汚濁に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (18) その他水質汚濁等に関すること。
- (19) し尿収集の事務に関すること。
- (20) 浄化槽（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等に限る。）及び浄化槽清掃業の許可並びに許可業者の指導監督に関すること。
- (22) し尿及び浄化槽汚泥等の処分費用に関すること。

- (23) 環境基本条例第5章第1節に規定する地下水の保全に関すること。
- (24) 課の庶務に関すること。

○資源循環課

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。）の減量化及び再資源化に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理計画に係る実施計画及び分別収集計画の策定及び推進に関すること。
- (3) ごみ減量推進員及び明石市保健衛生推進協議会に関すること。
- (4) リサイクルプラザの管理運営に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥等の収集運搬業を除く。）の許可及び許可業者の指導監督に関すること。
- (6) 廃棄物（し尿を除く。次号において同じ。）の搬入及び処分に関すること。
- (7) 廃棄物の搬入及び処分の企画、調査、研究及び統計に関すること。
- (8) 焼却施設（発電設備を含む。）、破碎・選別施設及び最終処分場（以下「施設」という。）の運転及び保全に係る調査及び研究に関すること。
- (9) 施設の整備及び保全に関すること。
- (10) 施設の業務管理受託者の指導監督に関すること。
- (11) 旧魚住清掃工場の管理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

○収集事業課

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに適正排出に係る企画及び調査及び研究に関すること。
- (3) 一般廃棄物の処理に係る統計に関すること。
- (4) し尿を除く一般廃棄物委託業者の指導監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の分別及び排出の指導並びに市民意識の啓発に関すること。
- (6) 収集に係る車両の管理に関すること。
- (7) 粗大ごみの受付並びに収集及び運搬に関すること。
- (8) 犬、猫等小動物の死体の処理に関すること。
- (9) 屋外一斉清掃に伴う土砂等の収集及び運搬に関すること。
- (10) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る廃棄物処理に関すること。
- (11) ねずみ、衛生害虫等の相談に関すること。
- (12) 防疫器具機材及び薬剤の管理に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

(3) 人員配置

環境部における各課（かい）の人員配置は次表のとおりです。

環境室職員配置表

平成29年4月1日現在

職名		部長	室長	次長	課長	担当課長	係長	担当係長	主任	事務職員	技術職員	獣医師	作業長	自動車運転手	作業員	再任用職員	任期付職員	嘱託員	臨時事務員	パート事務補助員	合計	
課(かい)係名	総務係	1	1		1		3		1	1							1					
	計画係						1		1													20
	自然環境係						1			1												
	動物愛護担当			1				1	2			1						1	1			
環境保全課	大気美化係						1	2	3								3					16
	水質係				1		1		2		1						2					
資源循環課	リサイクル係				1		1	1	2	2				2	1	2	2			3		37
	明石クリーンセンター							5	1	1			1	4	1	3	3					
収集事業課	庶務係				1		1		1								1					60
	定期収集係						1			2			3	34	4		1					
	戸別収集係						1		1	1			1	6								
計		1	1	1	4	2	11	9	14	8	1	1	5	46	6	5	13	1	1	3		133

(4) 環境室各課（かい）施設配置



図番号	課（かい）の名称	所在地	〒	電話番号	最寄駅
①	環境総務課	明石市大久保町松陰 1131	674-0053	(078)918-5029	JR 大久保駅
	環境保全課	〃	674-0053	(078)918-5030	
	資源循環課	〃	674-0053	(078)918-5794	
②	収集事業課	〃 大久保町松陰 1138	674-0053	(078)918-5780	

2. 予算及び決算

(1) 環境室の予算等

平成28年度決算状況

歳入

(単位：千円)

款	項	目	決算額	説明	
使用料及び 手数料	手数料	衛生手数料	299,023	動物死体処理手数料	3,100
				し尿汲取手数料	21,317
				浄化槽汚泥投入手数料	5,087
				清掃業者許可申請手数料	20
				ごみ処理手数料	250,046
				粗大ごみ収集手数料	19,453
				県支出金	県補助金
委託金	衛生費 委託金	715	大気汚染常時監視網管理運営事務委託金		45
財産収入	財産 運用収入	基金運用収入	340	一般廃棄物対策県移譲事務交付金	670
				一般廃棄物処理施設整備基金積立金利子	340
寄附金	寄附金	衛生費寄附金	114	環境活動費寄附金	114
諸収入	雑入	雑入	460,226	余剰電力売却収入	394,870
				金属類売却収入	30,550
				広告料収入	348
				紙類・布類分別収集業務収益金	21,449
				廃食用油回収分・小型電子機器等売却収益金	248
				リサイクル家具有償化に伴う収入	97
				メガソーラー発電収入	2,148
				容器包装リサイクル拠出金	1,312
				行政財産使用料他	9,204
市債	市債	衛生債	758,100	ごみ処理施設整備事業債	728,300
				動物愛護施設整備事業債	29,800
その他の財源			1,239,185		
合計			2,759,887		

歳 出

(単位：千円)

款 項	目	決算額	財 源 内 訳				説 明
			国県支出金	市 債	その他	一 般	
総務管理費	諸費	20	0	0	0	20	国県補助金精算等償還金 20
	一般管理費	230	0	0	0	230	車両管理事業 103
							財産管理費 127
衛生費 保健衛生費	保健衛生 総務費	30,678	0	29,800	0	878	動物愛護施設整備事業 30,678
衛生費 保健衛生費	環境 衛生費	59,812	0	0	23,024	36,788	保健衛生推進協議会運営事業 1,072
							環境対策一般事務事業 4,470
							環境基本計画推進事業 5,266
							環境美化推進事業 13,222
							再資源化推進事業 25,791
							ごみ減量化推進事業 4,159
							一般廃棄物処理計画推進事業 82
							環境保全啓発事業 1,294
							食用油・小型家電リサイクル事業 4,456
公害 対策費	50,672	2,229	0	0	48,443	大気保全・悪臭対策事業 30,440	
						水質保全対策事業 17,795	
						騒音・振動対策事業 2,437	
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	28,551	670	0	2,105	25,776	収集事業課総務関係経費 19,484 明石カーセンター総務関係経費 9,067
	ごみ 処理費	2,509,030	0	728,300	701,819	1,078,911	ごみ収集運搬事業 38,173
ごみ収集運搬委託事業 416,419							
ごみ収集車両購入事業 12,872							
粗大ごみ収集運搬事業 26,951							
廃棄物処理事業 118,553							
焼却施設運営事業 1,405,961							
廃棄物広域処理事業 39,635							
破碎選別施設運営事業 344,988							
一般廃棄物処理施設整備基金積立金 105,478							
し 尿 処理費	80,894	0	0	26,404	54,490	し尿収集処理事業 79,156	
						魚住清掃工場施設安全対策事業 1,738	
合 計		2,759,887	2,899	758,100	753,352	1,245,536	

平成29年度予算

歳入

(単位:千円)

款	項	目	予算額	説明	
使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	304,649	動物死体処理手数料	3,200
				清掃業者許可申請手数料	540
				し尿汲取手数料	24,000
				浄化槽汚泥投入手数料	5,409
				ごみ処理手数料	250,500
				粗大ごみ収集手数料	21,000
県支出金	県補助金	衛生費県補助金	2,297	環境行政費市町交付金	2,297
	委託金	衛生費委託金	761	ねこの引き取り事務委託金	1
				大気汚染常時監視網管理運営事務委託金	45
				一般廃棄物対策県移譲事務交付金	715
財産収入	財産運用収入	基金運用収入	400	一般廃棄物処理施設整備基金積立金利子	400
寄附金	寄附金	寄附金	150	環境活動費寄附金	150
諸収入	雑入	雑入	460,956	余剰電力売却収入	389,000
				金属類売却収入	36,000
				広告料収入	348
				行政財産使用料他	8,964
				紙類・布類分別収集業務収益金	22,000
				リサイクル家具有償化に伴う収入	100
				メガソーラー発電収入	1,100
				廃食用油回収分・小型電子機器等売却収益金	244
				容器包装リサイクル拠出金	3,200
市債	市債	保健衛生債	534,300	動物愛護施設整備事業債	534,300
		衛生債	862,600	清掃車両購入事業債	7,800
				ごみ処理施設整備事業債	854,800
合		計	2,166,113		

歳 出

(単位：千円)

款 項	目	予算額	財 源 内 訳				説 明
			国 県 支出金	市 債	その他	一 般	
衛生費 保健衛生費	保健衛生 総務費	552,080	0	534,300	0	17,780	動物愛護施設整備事業 552,080
	環 境 衛生費	74,911	0	0	22,754	52,157	保健衛生推進協議会運営事業 900 環境対策一般事務事業 5,530 環境美化推進事業 17,853 再資源化推進事業 28,120 ごみ減量化推進事業 5,333 環境保全啓発事業 4,243 食用油・小型家電リサイクル事業 5,572 環境基本計画推進事業 7,200 一般廃棄物処理計画推進事業 160
	公 害 対策費	56,144	2,342	0	0	53,802	大気保全・悪臭対策事業 34,400 水質保全対策事業 17,947 騒音・振動対策事業 3,797
衛生費 清掃費	清 掃 総務費	31,878	715	0	1,472	29,691	環境保全課総務関係経費 239 収集事業課総務関係経費 20,698 資源循環課総務関係経費 10,941
	ご み 処理費	2,689,673	1	862,600	712,520	1,114,552	ごみ収集運搬事業 47,047 ごみ収集運搬委託事業 460,486 ごみ収集車両購入事業 7,952 粗大ごみ収集運搬事業 26,585 廃棄物処理事業 209,433 焼却施設運営事業 1,405,295 廃棄物広域処理事業 40,050 破碎選別施設運営事業 394,205 一般廃棄物処理施設整備基金積立金 98,620
	し 尿 処理費	83,380	0	0	29,409	53,971	し尿収集処理事業 83,380 魚住清掃工場施設安全対策事業 0
	合 計	3,488,066	3,058	1,396,900	766,155	1,321,953	

(2) 平成 28 年度一般会計決算

【歳入の内訳】

単位：千円・%

区 分	平成 2 7 年度		平成 2 8 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
市 税	40,470,272	39.7	41,602,624	38.7	1,132,352	2.8
地 方 譲 与 税	485,609	0.5	481,941	0.4	△ 3,668	△ 0.8
利 子 割 交 付 金	102,284	0.1	58,270	0.1	△ 44,014	△ 43.0
配 当 割 交 付 金	329,113	0.3	232,489	0.2	△ 96,624	△ 29.4
株式等譲渡所得割交付金	323,803	0.3	145,892	0.1	△ 177,911	△ 54.9
地方消費税交付金	4,951,036	4.9	4,479,764	4.2	△ 471,272	△ 9.5
自動車取得税交付金	133,423	0.1	137,936	0.1	4,513	3.4
地方特例交付金	210,547	0.2	227,658	0.2	17,111	8.1
地 方 交 付 税	9,718,195	9.5	9,351,411	8.7	△ 366,784	△ 3.8
交通安全対策特別交付金	48,378	0.0	48,003	0.0	△ 375	△ 0.8
分担金及び負担金	1,371,571	1.3	824,532	0.8	△ 547,039	△ 39.9
使用料及び手数料	2,182,058	2.1	2,441,389	2.3	259,331	11.9
国 庫 支 出 金	20,589,976	20.2	21,622,445	20.1	1,032,469	5.0
県 支 出 金	6,311,611	6.2	6,767,503	6.3	455,892	7.2
財 産 収 入	374,664	0.4	338,586	0.3	△ 36,078	△ 9.6
寄 附 金	83,215	0.1	48,421	0.0	△ 34,794	△ 41.8
繰 入 金	25,644	0.0	173,534	0.2	147,890	576.7
繰 越 金	1,242,168	1.2	3,012,539	2.8	1,770,371	142.5
諸 収 入	2,467,551	2.4	2,152,232	2.0	△ 315,319	△ 12.8
市 債	10,430,265	10.2	13,324,208	12.4	2,893,943	27.7
歳 入 合 計	101,851,383	100.0	107,471,377	100.0	5,619,994	5.5

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

【歳出（目的別）の内訳】

単位：千円・%

区 分	平成 2 7 年度		平成 2 8 年度		対前年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	609,348	0.6	571,529	0.5	△ 37,819	△ 6.2
総 務 費	9,785,312	9.9	9,997,454	9.4	212,142	2.2
民 生 費	42,171,036	42.7	45,513,547	42.9	3,342,511	7.9
衛 生 費	7,385,843	7.5	7,392,877	7.0	7,034	0.1
農 林 水 産 業 費	531,579	0.5	1,085,494	1.0	553,915	104.2
商 工 費	1,485,429	1.5	1,151,750	1.1	△ 333,679	△ 22.5
土 木 費	13,685,736	13.8	13,799,926	13.0	114,190	0.8
消 防 費	2,409,364	2.4	2,525,869	2.4	116,505	4.8
教 育 費	10,430,690	10.6	10,745,170	10.1	314,480	3.0
災 害 復 旧 費	5,865	0.0	0	—	△ 5,865	皆 減
公 債 費	10,238,793	10.4	10,392,558	9.8	153,765	1.5
諸 支 出 金	99,849	0.1	2,991,681	2.8	2,891,832	2,896.2
歳 出 合 計	98,838,844	100.0	106,167,855	100.0	7,329,011	7.4

※構成比については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

Ⅱ 計 画 等



Ⅱ 計 画 等

1. 概 要

明石市の豊かな自然を守り育て、生活環境を改善するとともに、地球環境への負の影響を最小限に抑えることを目的として、平成 12(2000)年 2 月に「明石市環境基本計画」を策定しました。

その後の社会情勢や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画の見直しを行い、平成 19(2007)年 3 月に「明石市環境基本計画（改定版）」を策定しました。

また、平成 24(2012)年 1 月には、地球温暖化対策、自然環境の保全、一般廃棄物処理の各個別計画の上位計画として本計画を位置づけ、「第 2 次明石市環境基本計画」を策定し、平成 29 年 7 月には「第 2 次明石市環境基本計画（改定版）」を策定しました。

地球温暖化対策の推進に関しては、明石市のすべての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指した「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成 13(2001)年 3 月に策定し、平成 19(2007)年 3 月には目標値の設定や計画期間などを修正したものに改定しました。更に平成 23(2011)年 3 月には、市の事務事業だけでなく、市民・事業者も含めた市内全域から発生する温室効果ガスを削減することを定めた「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」を策定しました。

自然環境の保全に関しては、平成 23(2011)年 3 月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定し、市内の自然環境の保全と回復についての方針を定めました。

また、循環型社会の構築を図るための計画として、平成 15(2003)年 2 月に「明石市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生抑制から最終処分に至るまでの各施策を実施してきました。

しかし、ごみについては、地球温暖化の急激な進展等地球規模の環境問題に加え、平成 19(2007)年度に供用を開始した第 3 次最終処分場以降は市内で最終処分場の用地取得が極めて困難になる状況であり、生活排水については、下水道整備の進展によりし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にある状況が、経年とともに顕著になってきました。

そこで、平成 28(2016)年 5 月改定の「明石市一般廃棄物処理基本計画」では、前計画の基本理念を引き継ぎ、循環型社会の構築を一層推進することとしました。

また、これらの環境関連の計画の実効性を高めていくためには、三者（市民、事業者、行政）のパートナーシップによる取り組みを展開していく必要があります。そこで、三者協働の取り組みを推進していくために、パートナーシップ組織「エコウイングあかし」が平成 19(2007)年 10 月に発足し、活動を続けています。

なお、上記の「第 2 次明石市環境基本計画」、「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」、「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）」については、明石市のホームページから PDF ファイルをダウンロードすることができます。

2. 明石市環境基本計画

(1) 明石市環境基本計画について

明石市では、平成 12(2000)年 2 月に、環境基本条例第 7 条に基づき、明石市環境基本計画を策定しました。本計画は、本市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組みの内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、長期総合計画とも連携して本市の望ましい環境像の実現をめざすマスタープランです。

計画は、①環境関連の個別計画の上位計画としての位置づけ、②本市の目指す環境像の実現に向けた方向性と考え方の整理、③国や県の方針などとの整合、④協働体制の充実、⑤行動例の記載、⑥市民意見の反映を見直しのポイントとして、市民、事業者、行政の三者協働により見直し原案を検討し、明石市環境審議会での審議・答申を受けて、平成 24(2012)年 1 月に「第 2 次明石市環境基本計画」を策定しています。また、平成 29 年 8 月に改定を行いました。計画の概要については末尾「Ⅶ資料」をご覧ください。

(2) 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、「明石市環境レポート」(明石市のホームページから PDF ファイルをダウンロードすることができます。)として、計画の取り組み内容や進捗状況などを公表しています。

3. 環境マネジメントシステムの取り組み

明石市では、平成 13(2001)年 3 月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 を認証取得し、エコオフィス活動や環境に有益な事務事業等の継続的改善に取り組んできました。

平成 19(2007)年 3 月には、職員にも環境配慮意識が浸透してきたことや ISO14001 のノウハウが十分得られたことなどから、外部審査登録機関による更新審査を受けずに、ISO 規格との適合性を自ら判断して宣言する「自己宣言」の方式へと移行し、平成 25(2013)年度からは、第 2 次明石市環境基本計画の進捗管理を重点的に行うため、規格に捉われない独自のシステムの運用を開始しています。

なお、環境マネジメントシステムの客観性を担保するために、明石市のほか、姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、加西市の 8 市で「環境マネジメントシステムに係る自治体間相互監査に関する覚書」を締結し、職員をそれぞれの市に派遣する相互内部環境監査を実施しています。

4. ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン

平成 20(2008)年 6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、市域全体での温室効果ガス削減等に関する計画の策定が義務づけられました。このことを受けて、平成 23(2011)年 3 月に、市民・事業者も含めた市内全域から発生する温室効果ガスを削減することを定めた「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」を策定しました。

低炭素社会のまちを実現するため、4 つの戦略(市の率先行動、市民・事業者への活動支援、都

市・交通システムの低炭素化、循環型社会の形成)を定め、それぞれの戦略に基づく施策を推進することにより、市内から排出される温室効果ガスを、基準年度(平成2(1990)年度)比で、短期目標年次(2012年度)に17.5%、中期目標年次(2020年度)に25%、長期目標年次(2050年度)に80%削減することを目指すことを目標としています。

平成22(2010)年度から平成26(2014)年度まで、住宅用太陽光発電設備の普及を図るため、個人が住宅に太陽光発電設備を設置する場合に、その経費の一部の補助を行いました。平成26年度は199件、859kWの太陽光発電設備の設置に対して補助を行うなど、5年間で合計1,010件、4091.75kWの太陽光発電設備に対し補助を行いました。

また、明石クリーンセンター内の用地へ大規模太陽光発電設備(メガソーラー)を2件(第1期事業=1.7メガワット、第2期事業=1.0メガワット)設置し、それぞれ運用を開始するなど、再生可能エネルギーの利用も促進しています。計画の概要については末尾「Ⅶ資料」をご覧ください。

5. つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略

生物多様性基本法第13条に規定する、市内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として、平成23(2011)年3月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定しました。

この戦略では、明石市の目標とする将来像である、「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”」を実現させるための基本方針、行動計画を定めており、明石市の代表的な自然である「水でつながるまとまりのある自然(里山林・ため池・河川・海)」を拠点と位置付けています。それらの拠点とその他の地域(市街地・田畑等)との間に、「水と緑でつなぐ命のネットワークづくり」を進め、生物多様性のつながりを構築していくこととしています。

戦略の推進には、市民、事業者、市民団体、行政など、多くの主体の連携・協力が必要であり、協働で戦略に取り組むことにより、「自然と人が共生するまち“あかし”」を目指します。そのため、平成27年度から準備会議を進めてきた「生物多様性あかし戦略推進会議」を平成28(2016)年度は5回開催し、意見交換や現地観察会を行いました。また、会議参加者の連携・協力の下で、ため池の開発により生育地が失われる恐れがあった希少種の「アンペライ」の移植等の保全作業を実施することができました。

外来生物対策の取り組みとして、平成28(2016)年度は、環境省・神戸市と協働で、緊急対策外来種に位置付けられるアカミミガメの移動状況の調査を実施しました。あわせて、瀬戸川・谷八木川・赤根川と隣接するため池を対象に本格的な防除を実施しました。その結果、合計2,538匹のカメを捕獲し、そのうちアカミミガメが1,294匹と全体の51%を占めました。

また、市内のため池管理者等の市民参画型アカミミガメ防除の実施支援を行い、8団体がアカミミガメ防除を実施し、335匹のアカミミガメを防除しました。

これらの防除活動とともに、自宅で飼えなくなったアカミミガメが、河川やため池に放されることを防ぐため、引き取り受付専用ダイヤルを設置し、64匹のアカミミガメの引き取りを実施しました。計画の概要について末尾「Ⅶ資料」をご覧ください。

6. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）

明石市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく一般廃棄物処理計画として、「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）」と「明石市一般廃棄物処理実施計画」を策定しています。

最新の計画は平成28(2016)年5月に改定されたもので、前計画を引き継ぎ、名称を「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」とすることで、循環型社会の構築を一層推進することとしました。

ごみ編では、「環境負荷が小さく持続可能なまち・あかし」を構築するため、最終目標年度を平成37(2025)年度とし、『市ごみ処理量』、『家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量』、『事業系市ごみ処理量』、『最終処分量』、『リサイクル率』の指標を持ち、推進していくことにしています。計画の概要については、末尾「Ⅶ資料」をご覧ください。

減量化目標値の設定	H 2 6（基準）	H 3 7（目標）
『目標1』ごみ処理量の削減（指数）	—	—
市ごみ処理量	97,025 t（100）	80,000 t（82）
家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量	510g/人日（100）	425g/人日（83）
事業系市ごみ処理量	35,041 t（100）	30,000 t（86）
『目標2』最終処分量の削減（指数）	16,392 t（100）	10,000 t（61）
『目標3』リサイクル率の向上	12.6%	19.2%

ごみの減量化の達成状況（区分）	H 2 8（重量）	H 2 8（指数）
市ごみ処理量 ※1	95,284t	(98)
家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量	492g/人日	(96)
事業系市ごみ処理量 ※1	35,007 t	(100)
最終処分量 ※2	17,526 t	(107)
リサイクル率（速報値）[z1]	11.6%	

※1 市ごみ処理量と事業系市ごみ処理量は、明石クリーンセンターで処理される一般廃棄物の量で、産業廃棄物は含まれていない。

※2 最終処分量は、市最終処分場処分量と大阪湾フェニックス処分場処分量の合計。

7. 明石市一般廃棄物処理実施計画（平成29年度改定版）

『みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）』に基づき、『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』を基本理念とした本計画を定め、実現に向けさまざまな施策を推進する。なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき策定しました。内容については、末尾「Ⅶ資料」をご覧ください。

Ⅲ 環境美化・整備



Ⅲ 環境美化・整備

1. 概要

健康で豊かな生活を送るうえで、環境美化の推進・整備は必要不可欠です。

近年、健康や安全、まちの美化に対する市民の関心が高まり、たばこの煙による不快感や人通りの多い場所での歩きたばこの危険性、まちの美観を損ねる吸い殻のポイ捨てが問題視されるようになり、行政と地域住民や各種団体による清掃活動や啓発キャンペーン等が実施され、環境美化の推進が図られています。

しかし、一方では都市部における空き地(宅地の跡地)や空き家問題が深刻化するとともに、郊外に急増した戸建て住宅地域に点在する休耕田や空き地の不適切な管理に起因する問題も増加しています。

これらの環境の改善は、市民・事業者及び行政が一体となり環境美化活動を進めることによって、成果を上げることができるものです。快適な生活環境の確保に向けて、今後も市民や事業者と協働した取り組みを進めていきます。

2. クリーンアップキャンペーンの開催

明石市では、“美しく住みよいまち”の実現に向け、6月と10月に、駅前街頭キャンペーンの実施し、多くの市民・事業者の参加を得て、市内一円で屋外一斉清掃や駅周辺の清掃活動等を実施しています。

3. 市民による美化活動への支援

(1) 環境美化団体

港や海岸、河川など公共施設を広範囲に亘り清掃活動を実施し、環境美化を推進する市民組織として、昭和57(1982)年より環境美化団体が結成されました。明石市では、活動実績に応じて支援を行っています。なお、平成28(2016)年度は、7団体のべ2,698人が清掃活動に参加しました。

(2) 明石市アダプトプログラム

アダプト(ADOPT)とは、英語で「養子縁組」を言い、市民や事業者が、地域の共有財産である道路や広場、公園などの公共施設の里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度であり、平成22(2010)年9月1日よりスタートしました。

明石市では活動の場所ごとに、駅前(ポイ捨て防止重点地区)アダプト、道路アダプト、公園アダプトの3種類があります。環境部では「駅前(ポイ捨て防止重点地区)アダプト」を担当しており、清掃用具の支給を行っています。

登録団体数 (平成28年度)

市民団体等	企業等
3団体	2団体

Ⅲ. 環境美化整備

(3) 屋外一斉清掃

自治会(町内会)、各事業所及び各種ボランティア団体に対し、美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地やその周辺等の屋外一斉清掃を積極的に実施するよう啓発するとともに、屋外一斉清掃で出された土砂・ヘドロ・雑草・空き缶・空きびん・木の枝・落ち葉等の収集処理を行いました。近年、定期的を実施する団体が増加していますが、特に、年2回の環境月間(6月、10月)に集中する傾向にあり、清掃時期の分散への協力を呼びかけています。

また、公共下水道の整備に伴い、水路や道路側溝からの土砂やヘドロの排出量は減少傾向にあります。

屋外一斉清掃による土砂等の収集処理状況(収集体制:委託)

	収集件数(件)	収集量(t)
平成28年度	1,101	750

(4) きらりん明石 ポイ捨てバッテン運動の展開

明石市で時のウィーク 2016「ひろえば街が好きになる運動」を、JT・明石たばこ商業協同組合と共催し、街の環境美化やマナーの大切さに気付いて頂く事を目的とした清掃活動を、市民の方々とともに実施しました。



(きらりんロゴマーク)

(5) 保健衛生推進協議会との連携

明石市では、昭和33(1958)年に、健康で、明るく、住みがいのあるまちづくりを目標に、市民が自主的に活動を行う地区組織団体から選任された理事28人により、保健衛生推進協議会が結成されています。当初は、ハエ・蚊など害虫駆除等の公衆衛生や、健康診断受診促進などの保健衛生の向上を目的に生まれましたが、社会や生活様式の変化に伴い、近年では屋外一斉清掃、ごみ分別、資源リサイクルといった環境活動を重点的に、毎年各地域において様々な活動を展開しています。今後も、同協議会と連携しながら環境美化・衛生推進を行っていきます。

(主な事業)

- ① 環境美化・衛生の推進と福祉向上のための地区組織の育成
- ② 研究会・講習会・その他必要な研修会等の開催
- ③ 地区衛生組織活動功労者及び優秀団体の表彰
- ④ 環境衛生事業の推進
- ⑤ その他目的達成に必要な事業

4. ポイ捨て・ふん害対策

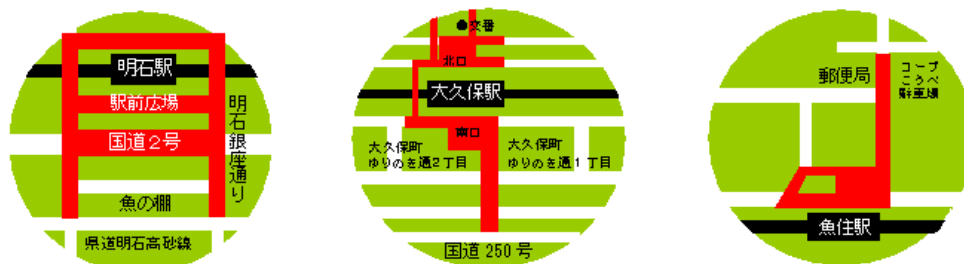
(1) 「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の制定

空き缶等のポイ捨てや犬のふんの放置は、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、これらの行為が「罪悪感なく無意識のうちに行為される」現代社会の実情から、改めてそれらの行為を一人ひとりが見直し、気付いていくための規範とし、あわせて市域の良好な環境美化を確保するため「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定し、平成 11(1999)年 10 月 1 日施行しました。

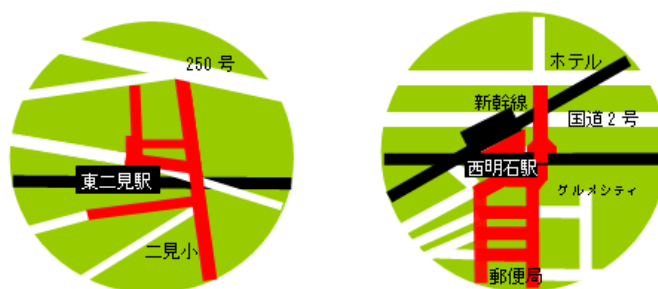
- ・散乱防止重点区域内での空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てや市内での飼い犬のふんの放置に対して罰則を設けています。
- ・散乱防止重点区域内において自動販売機により飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理義務を定めています。

(2) 散乱防止重点区域の指定

平成 11(1999)年 10 月 1 日に JR・山陽電鉄明石駅、JR 大久保駅、JR 魚住駅、山陽電鉄東二見駅の各駅周辺を、平成 14(2002)年 7 月 1 日に JR 西明石駅周辺を「散乱防止重点区域」に指定し、区域内の清掃及びパトロールを実施しています。



平成 25 年 12 月 明石駅周辺一部拡大



【散乱防止重点区域 (■ の 5 区域)】

(3) ポイ捨て・ふん害防止キャンペーンの実施

散乱防止重点区域に指定された 5 駅周辺で保健衛生推進協議会や自治会等の地元ボランティアの協力のもと、啓発資材やリーフレットを配布するなど、市民への啓発活動を実施しました。

Ⅲ. 環境美化整備

(4) ポイ捨て・ふん害防止看板の配布

看板配布枚数

年度	種類	ふん害防止	ポイ捨て防止
24		376 枚	142 枚
25		199 枚	60 枚
26		162 枚	27 枚
27		132 枚	34 枚
28		210 枚	36 枚

※原則として、自治会単位で配布します。



〈ふん害防止看板〉



〈ポイ捨て防止看板〉

5. 「喫煙防止・マナーアップ区域」の指定・喫煙所の設置

たばこを吸う人にとっても吸わない人にとっても「安全で快適な駅前環境」を目指し、「喫煙防止・マナーアップ区域」を指定するとともに、区域内に喫煙所を設置しました。

設置時期	喫煙防止・マナーアップ区域	喫煙所の数
平成 25(2013)年 12 月	明石駅周辺（北・南・東）	3 箇所
平成 28(2016)年 11 月	J R 西明石駅（北口・南口）	2 箇所
平成 29(2017)年 3 月	J R 明石駅前広場	1 箇所
平成 29(2017)年 3 月	J R 大久保駅（北口・南口）	2 箇所

(1) 喫煙防止・マナーアップ運動

各駅周辺において、地域住民や各種団体とともに清掃活動の実施や喫煙者への声掛け等を行い、「喫煙防止・マナーアップ運動」に取り組んでいます。今後も市内主要駅にこの取り組みを推進していきます。

(2) 駅前歩道等の清掃

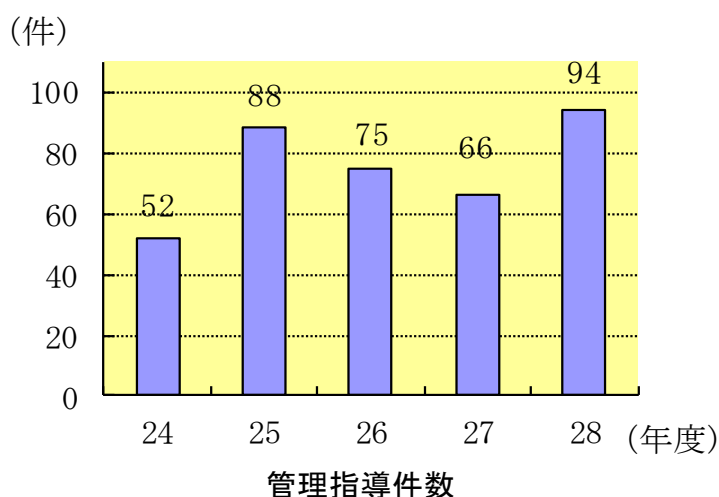
多くの市民が利用する駅周辺の歩道等を、昭和 54(1979)年 5 月から民間委託により定期的に清掃しています。

6. 空き地の適正管理

明石市では、開発から時間の経過した住宅地において、初期に入居した居住者の高齢化が進み、空き地・空き家の増加がますます深刻な状況となっています。また、近年郊外に増加した戸建て住宅地域においては、近隣に点在する休耕田や宅地建設予定地の適正な管理がなされず、空き地等に関する問題が表出しています。

空き地等における雑草等の繁茂は、生活衛生環境の悪化やそ族衛生害虫の発生、防犯性の低下など生活環境に悪化をもたらすことが懸念されています。

空き地の管理については、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により、所有者の責務とされ、管理不良の空き地については所有者に指導を行っています。また、休耕田については農業委員会事務局と連携し、不良状態の解消を図っています。



7. 不法投棄対策

市民の意識は高まりつつありますが、依然として不法投棄は後を絶ちません。それに対応するため、警告看板の設置やチラシの配布等による啓発活動を行うとともに、明石警察署との連携はもちろん関係各課との相互の連携を図りながら、平成 28(2016)年度も引き続きパトロールを強化し、全市域において収集処理しました。

また、平成 24(2012)年 5 月 9 日に、不法投棄の発見と通報及び、防止活動の普及啓発のため、日本郵便株式会社明石郵便局、明石西郵便局と「廃棄物の不法投棄対策に関する協定」を締結しました。以降、この協定に基づき、業務用車両に「不法投棄パトロール隊」ステッカーを貼付し、日本郵便株式会社の従業員が業務中に発見した不法投棄の通報及び不法投棄監視のアピールを行っています。

不法投棄処理の状況 (平成 28 年度)

苦情件数 (件)	処理量 (kg)	警告看板設置 (箇所)
115	656	17

8. 小動物の処理について

(1) 犬・猫等の死体処理

飼われていた犬・猫等、小動物の死体については有料で引き取りました。

(※平成 24 年度 7 月 1 日より手数料改定)

- ・引取（納付書支払） 犬 5,000 円／体 猫 4,000 円／体 その他 3,000 円／体
 - ・持込（現金支払） 犬 4,000 円／体 猫 3,000 円／体 その他 2,000 円／体
- また、飼い主不明の場合は、無料で引き取りました。

犬・猫等死体処理の状況（平成 28 年度） (単位：匹)

犬		猫		その他		計		合計
有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
422	10	261	982	73	544	756	1,536	2,292

(2) 猫の引き取り

昭和 57(1982)年度より、飼えなくなった猫の引き取りを兵庫県動物愛護センター動物管理事務所の巡回収集に応じて窓口を開設していましたが、巡回収集終了に伴い、平成 27 年度以降、原則として生きている猫の引き取りは行っていません。

(3) 飼い主のいない猫の去勢及び不妊手術の補助金を助成

飼い主のいない猫の個体数を減少させ、猫のふん尿、ごみ荒し等を防止することにより、地域環境の美化を図ることを目的として、去勢・不妊手術を受けさせる市民に対し、手術費用の一部を助成します。

9. 墓地・納骨堂等の経営等の許可等について

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂等について、経営許可あるいは変更、廃止許可の業務を行っています。

IV 環境保全対策



IV 環境保全対策

1. 概要

わが国では、高度経済成長の過程で深刻な公害問題が発生し、環境汚染と生活環境の悪化が急激に進行しました。しかし「公害関係法令」「条例」「保全協定」に基づいた施策の推進と事業者の公害防止へ向けた努力により、いわゆる「産業型公害」については、大きく改善されました。

近年は、環境問題の対象も「産業型公害」はもとより、「地球温暖化」「リサイクル」等に多様化しています。また、次世代の人たちが穏やかで健康に育つことができる、持続可能な社会の実現が課題となっています。

「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」の実現によってもたらされる持続可能な社会は、公害のない生活環境を確保することが前提です。公害から市民の健康、生活を守り、安全で安心して暮らせる環境を維持することは、環境行政の原点と位置づけられるものです。

そのようなことから、明石市では市民が安全で安心して暮らせるよう、様々な環境保全対策に取り組んでいます。

2. 環境保全対策事業

(1) 公害防止対策の総合的施策

明石市では、現在はおもにより将来にわたって良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、市民、事業者と市の相互協力による総合的な施策の展開を図っています。

具体的な環境保全対策として、公害関係法令の遵守、環境保全協定の締結による固定発生源への規制強化と行政指導の徹底等を実施しており、総合的な環境保全行政の推進に努めているところです。

(2) 環境保全対策の連絡調整

人の健康や自然環境を保護し、生活環境を保全することは、単に一地方公共団体のみではできません。そのため、より広域的な見地から総合的に環境保全の推進を図るため、各協議会や連絡会等が設置されており、下記の機関の諸施策に参画し、相互の連携と調整を密にしています。

① ひょうご環境保全連絡会

平成 26(2014)年 6 月に設立総会を開催し、兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会（昭和 54（1979）年 3 月設立）と兵庫県大気環境保全連絡協議会（平成 4(1992)年設立）の統合案が承認され設立した連絡会です。

県内の事業者や各種団体、行政が会員となっており、会員が相互に協力して大気環境及び瀬戸内海の環境保全について、これまで実施してきた普及啓発事業の一体的な展開を図り、広く

IV. 環境保全対策

水大気環境保全の総合的かつ効果的な推進を図っています。

② 大阪湾環境保全協議会

大阪湾沿岸 1 府 2 県 17 市 3 町の地方自治団体が相互に連携し、大阪湾の浄化を図るため、昭和 47(1972)年 11 月に設立された協議会です。毎年度 4 月の定例会議において、具体的な推進施策を検討しています。大阪湾の環境の保全と創造の推進に関する調査等、研修、啓発、及び情報の収集提供事業を実施するとともに、水質監視及び水質測定 of 相互協力事業を実施しました。

③ 神戸市・明石市環境部局間定期情報連絡会

両市にまたがる河川の水質保全を目的に流域における水質汚濁防止施設の設置及び管理状態の把握と明石市の環境基準点である明石川下流（嘉永橋）の水質を保全するため、水質監視や汚濁源の監視指導等について、連携の強化を図っています。

④ その他

公害防止施策を広域的に推進するため、各種行政協議会において環境保全協定の履行状況や公害防止の諸施策について、関係市町機関と連絡調整を図りました。

(3) 環境測定 of 状況

公害の発生を未然に防止し、環境を汚染から守るために各種汚染物質の常時監視や定期的な測定を実施しています。測定情報は、市のホームページにて「環境の現況」等で公開しています。

① 大気汚染について

大気汚染については、大気監視システムにおいて、市内 5 か所（王子、大久保、二見、林崎、小久保）の測定局で常時測定を実施しており、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しました。

光化学スモッグについては、4 月末から 10 月中旬まで、微小粒子状物質（PM2.5）については周年の監視体制をとっています。平成 28 年度は、5 年ぶりに光化学スモッグ注意報が発令されました。微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起の発令はありませんでした。

有害大気汚染物質については、市内 1 ヶ所で月 1 回測定、ダイオキシン類については、市内 2 ヶ所で年 4 回測定を実施しており、共に全ての測定において環境基準を達成しました。

また、大気監視測定 of データについては、兵庫県や国の広域情報システム「そらまめ君」に送信し、全国的なデータ閲覧に活用されています。

② 水質汚濁について

河川については、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、朝霧川において水質測定を実施しています。うち明石川下流（C 類型）、谷八木川全域（E 類型）については類型が指定され、健康項目の他、生活環境項目についても環境基準が定められています。

健康項目（5河川）、生活項目（2河川）とも、すべての項目において環境基準を達成しました。

地下水については水質の概況を把握するため、市内5地点で調査を実施しています。全測定地点において有害物質等、環境基準が設定されている、すべての項目において環境基準を達成しました。

水浴場については、大蔵海岸海水浴場と林崎・松江海水浴場において、水質等の現状を把握し、住民の利用に資することを目的とした、実態調査を実施しています。

遊泳期間前の調査結果は環境省の「水浴場に係る判定基準」に対して、両海水浴場とも「適」の判定であり、近年は良好な水質を維持しています。

③ 騒音、振動について

都市環境騒音については、市内7地点で騒音測定を実施しています。全測定地点において昼間・夜間とも環境基準を達成しました。

自動車騒音については、環境省の「自動車騒音評価システム」を用いて、主要幹線道路沿線の騒音の把握を行っています。「騒音に係る環境基準」に対して、概ね環境基準を達成しています。

新幹線の騒音、振動については、市内5地点（野々上・谷八木・金ヶ崎・西岡・西二見）において、測定を実施しています。

騒音については環境基準が未達成の地点がありましたが、暫定基準についてはすべての地点において達成しています。振動については全地点において「国の勧告指針」の値を下回りました。

なお、毎年度、この調査結果をもとに、JR西日本及び環境省等に対して騒音に係る環境基準が早期に達成されるよう、強く要望しています。

(4) 公害防止施設設置資金融資の調整

兵庫県は、中小企業に対して、事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な資金を長期かつ低利で融資する「兵庫県地球環境保全資金融資制度」を設けています。明石市は、この融資制度の申し込み時に事業者に対し、公害を防止するために必要な施設の設置や移転等についての意見書及び認定書を発行しています。

3. 公害関係法令に基づく特定施設等の届出

特定施設等の届出は、公害発生源の規制にとって最も重要なものであり、その届出により実態を把握し、規制・指導にあたっています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に係る特定施設等の届出については、すべて明石市で受理しています。

瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請等の受付、許可等の事務については、兵庫県農政環

IV. 環境保全対策

境部 環境管理局 水大気課で受理された後、副本が明石市に送付されます。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届け出については、瀬戸内海環境保全特別措置法に係る特定事業場以外の届出について、すべて明石市で受理しています。

4. 公害発生源の規制

(1) 法律・条例による規制

公害対策の基本的な事項は、広域的な視野に立って行なうとともに、公害は地域に密着した問題でもあるので、公害関係法令に基づく規制のほとんどは地方公共団体の自治事務とされています。そこで地域の実情に即した公害防止を適切に行い、地域の環境保全をより推進するため多くの地方公共団体は条例を制定しています。明石市においては、公害関係法令及び兵庫県・環境の保全と創造に関する条例により、市民の良好な生活環境の確保を図っています。



公害関係法令等による規制及び許可の権限

区 分	兵庫県	明石市
大 気 汚 染 防 止 法		○
水 質 汚 濁 防 止 法		○
瀬戸内海環境保全特別措置法	○	
土 壌 汚 染 対 策 法		○
騒 音 規 制 法		○
振 動 規 制 法		○
悪 臭 防 止 法		○
ダイオキシン類対策特別措置法		○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	一 部 瀬戸内海環境保全特別措置法 に係る特定事業場	左記以外
兵庫県・環境の保全と創造に関する条例		○

(2) 環境保全協定

市域の環境保全を一層促進させるため、明石市では環境保全協定を積極的に締結しています。

平成 19(2007)年度に環境管理の徹底、事故時の措置の強化等を盛り込んだ改定を行い、総合環境保全協定を 13 事業所(県、市、事業所の 3 者協定=10 事業所/市、事業者の 2 者協定=3 事業所)と締結しています。

また、昭和 56(1981)年 3 月に二見臨海工業団地で操業又は建設工事予定であった 45 事業所と「二見臨海工業団地公害防止協定」を締結しました。その後、数次にわたって協定を締結し、平成 20(2008)年度には、総合環境保全協定と同様に改定を行いました。平成 28(2016)年 11 月 1 日現在、二見臨海工業団地環境保全協定締結事業所は 127 事業所となっています。

なお、協定の実効性を確保するため、事業所に対して協定事項について測定の実施及び報告書の提出を義務づけ、立入調査により事業所が使用する原燃料や排出水の分析と関係書類の調査等を行い、規制及び指導にあたっています。

5. 公害に関する苦情処理状況

明石市では市民から申し出があった公害苦情相談に対し、迅速かつ適切に対応し解決を図っています。寄せられた公害苦情相談については、原因を調査し、発生源に対し関係法令に基づく指導を行います。最近では法律で規制できない相談も多くなっています。このような場合でも、発生源に改善を求め、市民の生活環境の向上に努めています。

(1) 大気に関する苦情

建設作業による粉じんや焼却行為による煙に関するものが大半を占めています。

建設作業による粉じんについては、散水による飛散防止の徹底を指導しています。

焼却行為については廃棄物を燃やさないことが基本となりますが、法規制対象外である農作業等に伴う野焼きの場合は、近隣への配慮を要請しています。

(2) 水質に関する苦情

油膜等の見た目の不快感によるものと臭いによるものなどがあります。

油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意によることが考えられますが、油膜の出現は一過性のことが多いため原因究明が困難です。このため事故などの未然防止対策が重要であり、工場などに対しては汚水処理施設等の改善や維持管理の徹底を指導しています。

(3) 騒音に関する苦情

工場や建設工事現場からの作業音が多くを占めています。

騒音防止対策や騒音発生施設の移動等の指導により解決を図っています。

(4) 振動に関する苦情

工場、建設現場、道路等において、騒音に付随して発生します。

IV. 環境保全対策

設備や工程の改善、路面の修復等の指導により解決を図っています。

(5) 悪臭に関する苦情

工場・池・水路・側溝・畜産あるいは家庭生活の臭気といったように、その発生源は多種多様です。法で規制できないものが多く、解決や再発防止等が非常に困難ですが、発生源が特定できた場合、原因者に対して設備の改善等を要請しています。

公害苦情発生件数

(単位：件)

年 度	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
24	38	6	30	3	16	7	100
25	39	1	35	4	4	4	87
26	24	7	22	2	12	1	68
27	25	15	23	6	16	1	86
28	24	4	29	2	9	0	68

V U 尿处理



V し尿処理

1. 概要

明石市のし尿収集運搬は、昭和 31(1956)年 4 月に市営住宅 300 戸を対象として、収集車両 1 台により開始しました。その後、人口の急激な増加に伴う業務量の拡大に合わせ、施設や車両、機材の整備並びに組織の拡充を図っていく一方、昭和 41(1966)年 4 月から業務の一部を民間に委託し、昭和 44(1969)年 7 月は、更に 1 業者を加えた委託 2 業者と直営による収集体制で行なっていましたが、平成 20(2008)年 4 月からは、市内全域を委託業者 2 社で収集しています。

し尿収集は原則月 1 回の間隔で定期的実施し、工事現場などの仮設トイレはその都度、収集しています。

浄化槽管理者（使用者）は、浄化槽が正常に機能するために法定検査の受検や定期的な保守点検及び清掃を実施しなければなりません。市では浄化槽管理者（使用者）に対し、適正な維持管理を行うよう指導したり、パンフレット等を配布するなどの啓発を行なっています。浄化槽の清掃や浄化槽汚泥の収集運搬は市の許可を受けた業者が行なっています。

し尿や浄化槽汚泥を処理する魚住清掃工場は、昭和 39(1964)年 1 月から運転を開始し、人口や浄化槽設置の増加に合わせて、昭和 41(1966)年 12 月に第 2 施設を、昭和 51(1976)年 3 月に第 3 施設を建設し、総処理能力 280 kℓ/日となりました。その後は下水道の普及による処理量の減少に伴って 1 日あたり 145 kℓの処理能力まで規模を縮小し、平成 18(2006)年 12 月からは前処理をした後に全量を下水道へ放流していました。その後、さらなる効率的な処理を図るため、下水処理施設内にし尿及び浄化槽汚泥等の受入れ施設を建設して、魚住清掃工場は平成 23(2011)年 3 月末で廃止しました。平成 23(2011)年 4 月からは二見浄化センターで下水と混合処理を行なっています。

し尿処理区分別状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	戸数	割合
浄化槽	4,030	2.9%
汲取	1,018	0.7%
下水道	133,271	96.4%
合計	138,319	100.0%

注) 住民基本台帳、事業所等を合計した戸数

2. し尿収集運搬

(1) 概 要

一般家庭及び事業所並びに工事現場等の仮設トイレなどから発生するし尿の収集に対処するため、平成 20(2008)年度からは委託業者（2 社）で市内全域を収集しています。

(2) 収集実施状況

① 市内の汲取戸数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

全 市	1,018 (戸)
阪神連合清掃(株)	738 (戸)
(有)平野興業	280 (戸)

注) 一般家庭及び事業所を合計した戸数

② 業者別収集区域

阪神連合清掃(株)

(平成 28 年度)

収 集 区 域	町 名
明石川以東の区域（朝霧川以東で J R 神戸線以北及び東人丸町の区域を除く。）	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町 1～2 丁目及び 3 丁目の一部、北朝霧丘 1～2 丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺 1～4 丁目、人丸町、山下町、上ノ丸 1～3 丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町 1～2 丁目、相生町 1～2 丁目、中崎 1～2 丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町 1～2 丁目、本町 1～2 丁目、材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通 1～2 丁目
明石川以西の区域（J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都)大久保石ヶ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇血池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域並びに西明石西町の区域を除く。）	西新町 2～3 丁目、南王子町、硯町 1～3 丁目、田町 1～2 丁目、新明町、船上町、和坂稻荷町、宮の上、立石 1～2 丁目、貴崎 1～5 丁目、南貴崎町、林崎町 1～3 丁目、林 1～3 丁目、松江、川崎町、西明石南町 1～3 丁目、別所町、東藤江 1～2 丁目、藤が丘 1～2 丁目、藤江の一部、森田の一部、松陰の一部、大久保町の一部、大久保駅前 1～2 丁目、大窪の一部、高丘 4 丁目、西脇の一部、茜 1～3 丁目、谷八木、わかば、八木、福田、福田 1～3 丁目、江井島、西島、ゆりのき通 1～3 丁目
魚住町の区域	魚住町全域
二見町の区域	二見町全域

※(都)は都市計画の略

(有)平野興業

収 集 区 域	町 名
朝霧川以東で J R 神戸線以北の区域	松が丘 1～5 丁目、松が丘北町の一部、朝霧南町 1～4 丁目、大蔵谷奥、朝霧東町 1～3 丁目、朝霧町 3 丁目の一部
東人丸町の区域	東人丸町
西明石西町の区域	西明石西町 1～2 丁目
明石川以西、J R 神戸線以北、市道藤江 23 号線、国道 2 号線、(都)大久保石ヶ谷線、(都)江井島松陰新田線、市道大久保 87 号線、市道大久保 93 号線、西脇皿池及び西脇と緑が丘・山手台との町界に囲まれた区域	西新町 1 丁目、北王子、王子 1～2 丁目、大道町 1～2 丁目、和坂 1～3 丁目、西明石町 1～5 丁目、和坂（西明石北駅前）花園町、松の内 1～2 丁目、野々上 1～3 丁目、小久保 1～6 丁目、西明石北町 1～3 丁目、鳥羽、西明石東町、旭が丘、明南町 1～3 丁目、沢野 1～2 丁目、小久保、藤江の一部、松陰新田、森田の一部、松陰の一部、松陰山手、大久保町の一部、大窪の一部、高丘 1～3 丁目及び 5～7 丁目、山手台 1～4 丁目、西脇の一部、緑が丘

※ (都) は都市計画道路の略

3. し尿収集実績

(1) し尿月別収集量の実績（平成 28 年度実績）

(単位：kℓ)

月 別	委 託 収 集 量
4	160.34
5	158.27
6	165.87
7	148.38
8	173.55
9	147.56
10	145.73
11	154.90
12	182.55
1	137.47
2	146.54
3	172.78
計	1,893.94

4. 収集経費

(1) 収集経費（平成 28 年度実績）

項目 \ 区分	金額 (千円)	摘要
人件費	11,774	職員分
委託料	65,360	し尿収集運搬業務委託（2 業者分）
その他	1,019	し尿処理券等販売委託手数料、通信費・印刷費等事務経費
計	78,153	

※人件費は、担当職員（4 名）分の 2/4（平成 28 年 4 月 1 日現在職員数）の額です。

(2) 1 kℓ 当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成 28 年度収集経費 } 78,153 \text{ 千円}}{\text{平成 28 年度収集量 } 1,894 \text{ kℓ}} = 41,263 \text{ 円/kℓ}$$

(3) 年間収集経費の推移

年度	金額（千円）	収集量（kℓ）	kℓ 当り（円）
24	95,170	2,940	32,371
25	87,492	2,459	35,580
26	79,349	2,228	35,614
27	76,953	1,995	38,573
28	78,153	1,894	41,263

5. 収集運搬業務の推移

(1) 汲取戸数と収集量

年度 \ 区分	24	25	26	27	28
汲取戸数（戸）	1,399	1,316	1,250	1,148	1,018
収集量（kℓ）	2,940	2,459	2,228	1,995	1,894

※汲取戸数は各年度の 3 月 31 日現在の一般家庭及び事業所の汲取対象戸数の合計です。

6. 浄化槽の日常管理及び維持管理（保守点検・清掃）

公共下水道の普及していない地域において、便所を水洗化する場合に必要な施設として浄化槽が設置されています。

浄化槽は、便所のし尿や台所等の生活排水を微生物の働きで浄化して放流するもので、その利便さや快適さの反面、設置工事、維持管理の状況によっては、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなっています。そのため、浄化槽管理者（使用者）を含めてその責任を明確化し、責任ある施工及び適正な維持管理を実施するよう指導し、公共用水域の水質保全及び生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置状況等

平成 29(2017)年 3 月末現在の総設置数は 1,596 基で、公共下水道への切り替え等による減少と新設による増加を差引すると昨年より 125 基減少しています。なお、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽（単に「浄化槽」という）※1 であることとされており、単独処理浄化槽（「みなし浄化槽」という）※2 の設置はできなくなっています。

① 届出状況・地区別設置状況

届 出 状 況		地 区 別 設 置 状 況 （平成 29 年 3 月 31 日現在）			
年度	浄化槽(件)	地区	種別	基数	割合
24	2	本 庁	浄化槽	34	31.1%
25	8		みなし浄化槽	462	
26	3	大久保	浄化槽	120	41.7%
27	6		みなし浄化槽	546	
28	3	魚 住	浄化槽	81	22.1%
			みなし浄化槽	272	
		二 見	浄化槽	18	5.1%
			みなし浄化槽	63	
計			浄化槽	253	15.9%
			みなし浄化槽	1,343	84.1%
			合 計	1,596	100.0%

※1 浄化槽（合併処理浄化槽）：便所のし尿と共に生活雑排水（台所や風呂等の排水）を処理するもの

※2 みなし浄化槽（単独処理浄化槽）：便所のし尿のみを処理するもの

V. し尿処理

② 機種別・人槽別設置状況

(平成28年3月31日現在)

種別 \ 人槽	5～20 人槽	21～50 人槽	51～200 人槽	201～500 人槽	501～ 人槽	合 計 (基)
浄 化 槽	210	12	24	5	2	253
みなし浄化槽	1,153	152	35	2	1	1,343
合 計	1,363	164	59	7	3	1,596

人槽別では、一般家庭用を含む20人槽以下が85.4%を占め、機種別では、みなし浄化槽が84.1%とまだまだ多い状況です。

③ 適正な維持管理の啓発

浄化槽の機能を十分に発揮できる状態にするために、浄化槽管理者（使用者）は浄化槽を定期的に保守点検・清掃すると共に、年1回は「兵庫県水質保全センター」が行う水質に関する検査（法定検査）を受けなければなりません。

浄化槽の適正な維持管理により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全を図るため、広報やパンフレットの配布等により、点検・清掃・法定検査の必要性について啓発を行っています。また、法定基準の維持管理を実施していない浄化槽管理者（使用者）に対しては、保守点検・清掃の専門業者と委託契約を結ぶなどして、適正な維持管理を行うように指導をしています。

浄化槽の保守点検・清掃業者に対しては、法に定める基準に適合した保守点検作業、清掃作業を行うよう、適正な業務の実施を指導しています。

(2) 浄化槽等の清掃等

浄化槽汚泥等年度別処理状況・清掃件数

区分 \ 年度	収集・運搬・処理量 (kℓ)	清掃件数 (件)
24	3,513 (内 6kℓ)	1,447 (内 2件)
25	3,881 (内 0.3kℓ)	1,402 (内 1件)
26	3,013 (内 5kℓ)	1,463 (内 2件)
27	2,906 (内 8.5kℓ)	1,318 (内 4件)
28	2,822 (内 6.3kℓ)	1,094 (内 4件)

※ () 内：し尿を含むピレット汚泥・ディスプレイ汚泥

7. し尿及び浄化槽汚泥処理

(1) 概要

下水処理施設内のし尿及び浄化槽汚泥等受入れ施設に投入し、下水と混合処理しています。
なお、下水処理後に発生する汚泥は消化、脱水後に焼却しています。

施設名称	二見浄化センター
所在地	明石市二見町南二見3
敷地面積	83,115m ²
処理方式	標準活性汚泥法
処理能力	58,500 m ³ /日

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kℓ (%))

年度 区分	24	25	26	27	28
し尿	2,940(45.6)	2,459(38.8)	2,228(42.5)	1,995(40.7)	1,894(40.2)
浄化槽汚泥	3,513(54.4)	3,881(61.2)	3,013(57.5)	2,906(59.3)	2,822(59.8)
総処理量	6,453	6,340	5,241	4,901	4,716

(3) 処理経費

し尿及び浄化槽汚泥等投入施設の維持管理費として固定料金(5,995千円/年)及び下水処理経費等の従量料金を負担金として支払っています。

平成28年度 処理経費(下水道負担金) 12,777千円

(1kℓ当たり単価)

平成28年度 処理量 4,716kℓ(し尿 1,894kℓ+浄化槽汚泥 2,822kℓ)

≒ 2,709円/kℓ

(4) 年間処理経費の推移

年度	下水道負担金 (千円)	投入されたし尿・浄化槽汚泥 1kℓ当たりの金額(円)
24	15,185	2,353
25	14,948	2,358
26	13,542	2,584
27	13,013	2,655
28	12,777	2,709

VI-1. ごみの減量化・再資源化

1. 概要

現在、私たちは便利で快適な生活を過ごしていますが、反面、大量消費や使い捨での生活が普通になり、物を大切にしない風潮が生じてきました。このような社会背景の中で、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量が増大してきました。

この増大する廃棄物に対応するためには、ごみの減量化、再資源化への取り組みをより一層、促進するとともに、ごみの発生を抑制し、資源循環型社会への転換を図ることが必要です。それには、行政はもちろん、生産者や消費者、市民との相互理解や協働なくして実現できません。

平成 28(2016)年 5 月に改定した「みんなで作る循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）」に掲げる基本理念「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」の実現に向けて、次の施策を柱に取り組んでいます。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 家庭から出るごみを減らす | <input type="checkbox"/> 事業所などから出るごみを減らす |
| <input type="checkbox"/> ごみの再使用・再生利用への誘導 | <input type="checkbox"/> 情報の共有化 |
| <input type="checkbox"/> 参画と協働のネットワークづくり | <input type="checkbox"/> 環境負荷を低減した適正処理の推進 |
| <input type="checkbox"/> 経営感覚にもとづく施策の推進 | <input type="checkbox"/> 今ある施設を最大限活用 |

2. パートナーシップによる取り組み強化

平成 16(2004)年 4 月 1 日、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の改正に伴い、新たに、ごみ減量推進員制度が施行されました。市内に 28 小学校区ある地区組織団体からの推薦を受け、28 人をごみ減量推進員として委嘱しています。

ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行うことが期待されています。

- 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- 資源物の再生利用の推進
- 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- 地域の清潔の保持
- その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

また、ごみ減量推進員に協力する立場として、ごみ減量推進協力員の登録を受けており、全市で 1,454 人が、各自治会内において指導的役割を担っています。

3. 家庭系廃棄物の減量

(1) 紙類・布類の収集及び再資源化

① 概 要

「燃やせるごみ」に含まれていた新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類は分別すれば貴重な資源物となり、ごみの減量化、再資源化等に大きく寄与することから、平成 16(2004)年 11 月より、新たに「紙類・布類」として分別収集を実施しています。また、平成 20(2008)年 1 月から、雑がみの収集を雑誌といっしょにしばるか、紙袋に入れる形で始めています。

収集は、市と契約した業者（古紙問屋）が「紙類・布類」を分別収集し、自社の管理するストックヤードに直接搬入し、再資源化しています。

このことから、分別は「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「紙類・布類」（新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、布類）、「粗大ごみ」の 5 種 9 分別に細分化されました。

② 収集及び再資源化実施状況

人口……………298,324 人（平成 28(2016)年 10 月 1 日現在）

世帯数……………133,056 世帯（平成 28(2016)年 10 月 1 日現在）

紙類・布類 分別収集・再資源化量（平成 28(2016)年度）……………1,926 トン

※人口と世帯数は、住民基本台帳に基づく人口・世帯数とします。

③ 収集方法及び収集回数

月 1 回土曜日に、紙類は品目ごとにひもで十字にしぼり、布類はポリ袋に入れてもらい、普段「燃やせないごみ」「資源ごみ」を出している場所（ステーション）で収集を行います。

なお、雨天時でも通常どおり収集しています。

明石川東地域	毎月 1 回目の土曜日
明石川西地域	毎月 2 回目の土曜日
大久保地域	毎月 3 回目の土曜日
魚住・二見地域	毎月 4 回目の土曜日

④ 紙類・布類 収集実績

ア 年度・月別収集量

(単位：t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
24	372	262	204	305	225	196	278	177	262	266	200	219	2,966
25	274	217	186	252	162	284	204	239	326	218	191	252	2,805
26	305	218	238	199	133	253	191	209	321	197	245	220	2,729
27	255	188	218	186	155	202	183	226	233	166	189	168	2,369
28	182	210	135	129	168	144	127	165	193	181	131	161	1,926

イ 年度・品目別収集量

(単位：kg)

	品目合計	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	紙パック	布類
平成 24 年度	2,966,004	1,335,017	944,106	469,187	4,246	213,448
平成 25 年度	2,804,954	1,462,056	735,284	417,983	5,198	184,433
平成 26 年度	2,728,707	1,322,620	781,178	444,018	5,470	175,421
平成 27 年度	2,369,276	1,039,485	706,392	430,605	5,284	187,510
平成 28 年度	1,926,209	754,129	588,009	408,433	5,769	169,869

ウ 地域別及び品目別収集量（平成 27(2015)年度）

(単位：kg)

	品目合計	新聞	雑誌・ 雑がみ	段ボール	紙パック	布類
明石川東地域	449,111	170,122	149,055	98,875	1,460	29,599
明石川西地域	476,727	185,289	145,527	107,516	1,232	37,163
大久保地域	528,728	214,863	156,651	109,682	1,530	46,022
魚住・二見地域	471,643	183,855	136,776	92,360	1,547	57,105
合 計	1,926,209	754,129	588,009	408,433	5,769	169,869

(2) 集団回収の推進

① 再生資源集団回収団体研修会

平成 28(2016)年 6 月 27 日、明石市立産業交流センターにて研修会を実施しました。再生資源集団回収優秀団体表彰(3 団体)の紹介、食品ロスの削減や生ごみ減量等の説明を行い、209 名の参加がありました。

② 再生資源集団回収団体への助成金交付

ア 交付基準 紙類、布類、金属類、びん類について、回収量 1 kg 当たり新聞に 3 円、雑誌・雑がみに 5 円、その他品目に 4 円を助成しています。

イ 交付回数 年 2 回

ウ 実施経過 平成 3(1991)年度から当初 1 kg 当たり 3 円で実施しました。平成 10(1998)年度に 1 kg 当たり 5 円に、平成 19(2007)年度に 1 kg 当たり 4 円に改正、平成 26(2014)年 4 月 1 日に再び改正し現行の額となっています。なお、平成 17(2005)年度からは交付回数を年 2 回に改定しています。

VI-1. ごみの減量化・再資源化

エ 回収実績

年		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
活動団体数		448	439	434	433	427	
全世帯数		126,761	129,388	130,590	131,941	133,056	
全人口		293,592	296,771	297,219	297,975	298,324	
可燃系 (t)	古紙類	新聞紙	5,050	4,796	4,580	4,141	3,810
		雑誌・雑がみ	1,720	1,650	1,544	1,522	1,437
		段ボール	1,028	1,054	1,006	985	975
		計	7,798	7,500	7,130	6,648	6,222
	古布	315	307	277	269	248	
	紙パック	26	25	24	22	20	
	合計	8,139	7,832	7,431	6,939	6,490	
不燃系 (t)	アルミ缶	145	141	136	132	132	
	スチール缶	21	19	16	14	13	
	その他の金属	2	1	2	1	5	
	びん類	生きびん	1	1	1	1	1
		カレット	80	76	64	65	63
		計	81	77	65	66	64
	合計	249	238	219	213	214	
総計(t)		8,388	8,070	7,650	7,152	6,704	
助成金(円)		33,551,904	32,280,984	28,290,387	25,989,389	24,440,465	
1団体平均	回収量(kg)	18,723	18,383	17,626	16,517	16,517	
	助成金(円)	74,893	73,533	65,185	60,022	57,238	

注) 1. 「回収実績」は、各年1月1日から12月31日までの回収量です。

2. 「活動団体数」は、助成金の請求のあった団体数で、各年12月31日現在の値です。

3. 「全世帯数」「全人口」は、住民基本台帳に基づく各年度10月1日現在の世帯数・人口とします。

※平成28(2016)年までの「全世帯数」「全人口」は、各翌年1月1日(平成28(2016)年であれば平成29(2017)年1月1日)現在の国勢調査人口による推計値とします。

※24(2012)年は外国人を除いています。

4. 「1団体平均」は、各項目を「活動団体数」で除した値とします。

オ 活動団体の状況

団体の種類	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	団体数	回収量	団体数	回収量	団体数	回収量
子ども会	138	3,492 t	131	3,052 t	124	2,823
自治会	144	2,508 t	145	2,528 t	148	2,366
P T A他学校関係	73	517 t	74	470 t	74	463
高年クラブ	27	575 t	26	520 t	25	504
マンション管理組合	43	400 t	44	439 t	44	417
その他	9	158 t	13	143 t	12	131
計	434	7,650 t	433	7,152 t	427	6,704

③ 再生資源集団回収団体への活動用具助成

活動用具助成は平成 25(2013)年度に廃止しました。

④ 再生資源集団回収業者への協力金交付

ア 交付基準 古紙(新聞、雑誌、段ボール)の回収量 1 kg 当たり 0~2 円を交付しています。

イ 交付回数 年 2 回

ウ 業者登録数 25 業者 (平成 28(2016)年 12 月 31 日現在)

エ 実施経過 平成 10(1998)年度から古紙市況低迷による、登録団体への逆有償を防ぐため、実施しています。なお、平成 17(2005)年度より交付基準額を 2 円以下に、交付回数を年 2 回に改定しています。

平成 28 年度実績では、1、2 期とも 1 kg 当たり 0 円でした。

オ 収集実績 回収量 6,704 t (平成 28(2016)年実績)

⑤ カレットびん・スチール缶回収業者への助成金交付

回収業者への助成金交付は平成 25(2013)年度に廃止しました。

(3) 廃食用油のリサイクル

市内の小学校・保育所及び一般家庭などから排出される廃食用油の回収を行い、バイオディーゼル燃料に転換したものを、市のごみ収集車等の燃料として利用しています。バイオディーゼル燃料は、大気汚染の原因となる黒煙を出さず、原料がバイオマスである使用済み天ぷら油であることから、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を増やさないというメリットがあり、ごみ収集車等 8 台の燃料として活用しています。

また、平成 28 年 9 月から中学校給食の西部給食センターから廃食用油の回収を開始し、更には新たに整備される認定こども園、或いは保育園での給食用廃食用油の回収圏も増加傾向にあります。

VI-1. ごみの減量化・再資源化

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
廃食用油回収量	31,5210	33,5940	37,3910	40,6030
B D F 購入量	24,5700	24,7320	22,1800	21,2300
CO ₂ 削減量	82,585kg	88,016kg	97,964kg	106,379kg

(4) 廃食用油の回収拠点

① 回収ボックスによる回収（7ヶ所）（平成 29 年(2017 年)年 6 月 1 日現在）

	施設名	回収日	回収時間帯
1	明石市役所 中崎 1 丁目 5 番 1 号 ☎ 912-1111	【毎日】 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎西タクシー乗場前)	24 時間
2	大久保市民センター 大久保町大窪 612-1 ☎ 918-5620	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関・風除室内)	8:55～17:40
3	魚住市民センター 魚住町西岡 500-1 ☎ 918-5630	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎正面玄関・風除室内)	8:55～17:40
4	二見市民センター 二見町東二見 457-1 ☎ 918-5640	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 22 年 10 月 1 日～) (庁舎内)	8:55～17:40
5	高丘中央集会所 大久保町高丘 3-3 ☎ 935-5325	【毎日(開館日)】 ※1 (平成 24 年 10 月 1 日～) (集会所正面玄関入って右)	開館時間内
6	江井島サービスコーナー 大久保町江井島 794-8 ☎ 918-5635	【毎日(開庁日)】 ※1 (平成 24 年 10 月 1 日～) (事務所正面玄関入って左)	開庁時間内
7	リサイクル家具常設展示場 大久保町松陰 1131 ☎ 918-5794	【毎日(開庁日)】 ※2 (平成 23 年 7 月 16 日～) (明石クリーンセンター1 階)	9:00～16:00

※1 土日・祝祭日・年末年始を除きます。 ※2 日曜・年末年始を除きます。

② 拠点による回収（12ヶ所）

（平成29年（2017年）年6月1日現在）

	施設名	回収日	回収時間帯
1	花と緑の学習園 小久保 1-10-3 ☎ 924-6111	【毎月第3月曜日】 （平成21年10月19日～） （上ヶ池公園北側事務所横駐車場）	9:30～11:00
2	サンライフ明石 西明石南 3-1-21 ☎ 923-0770	【毎月第3火曜日】 （平成21年10月19日～） （南側正面玄関前）	9:30～11:00
3	松が丘保育所 松が丘 3-2-1	【毎月第3水曜日】 （平成29年4月19日～） （保育所南側駐車場）	9:30～11:00
4	天文科学館 人丸町 2-6 ☎ 919-5000	【毎月第3金曜日】 （平成22年6月18日～） （天文科学館東向駐車場）	9:30～11:00
5	コープ西明石店 西明石北町 1-2-1	【毎月第4月曜日】 （平成21年9月28日～） （店舗西側入口）	9:30～11:00
6	大蔵会館 大蔵中町 12-14	【毎月第4月曜日】 （平成21年9月28日～） （会館正面玄関）	9:30～11:00
7	大蔵八幡神社 大蔵八幡町 6	【毎月第4月曜日】 （平成21年9月28日～） （八幡神社社務所前）	9:30～11:00
8	山手台会館 山手台 1-56	【毎月第4火曜日】 （平成22年1月26日～） （山手台会館前）	9:30～11:00
9	東二見駅北集会所 二見町東二見 488-2-2	【毎月第4火曜日】 （平成22年6月22日～） （東二見駅北集会所前）	9:30～11:00
10	エーコープ江井ヶ島店 大久保町西島 422-1	【毎月第4水曜日】 （平成21年11月25日～） （店舗前中央）	9:30～11:00
11	上ノ丸会館 上ノ丸 2-2-30	【毎月第4木曜日】 （平成21年11月26日～） （上ノ丸会館前）	9:30～11:00
12	太寺会館 太寺 2-14-8	【毎月第4金曜日】 （平成21年11月26日～） （太寺会館裏駐車場）	9:30～11:00

③ 自治会からの要望による回収（2ヶ所）（平成29年（2017年）年6月1日現在）

	施設名	回収日	関係自治会
1	シャルムシーサイド明石 藤江 1625-1	【毎月第3月曜日】 （平成21年12月6日～） （回収時間帯：随時）	シャルムシーサイド明石自治会（当自治会員のみのみ）
2	県営明石清水団地 魚住町清水 353-19	【毎月第3月曜日】 （平成29年5月15日～） （回収時間帯：随時）	清水西通り自治会（当自治会員のみのみ）

※油は植物性に限りません。

VI-1. ごみの減量化・再資源化

※油はよく冷まされてから、ペットボトル等でご持参ください。ペットボトルごと回収もいたします。

※ご商売をされた後の廃食用油（事業系）は回収出来ませんので、ご注意ください。

(5) 小型家電のリサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成 24 年 8 月 10 日に公布され、法施行前の平成 24 年 11 月 1 日から事前調査回収或いは、その後の継続回収を行い、どのような小型電子機器等（以下、小型家電）がどの程度排出されるのかを調査しました。その後、平成 25 年 4 月 1 日に同法が施行され平成 25 年 10 月 1 日より本格回収に移行しました。

① 回収対象品目 PC(タワー・ノート)・携帯電話・デジカメ・携帯用 CD/MD プレーヤー・電子辞書・ビデオカメラ・AC アダプタ・プラグジャック類等 48 品目
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

② 回収場所

ア ボックス回収 10ヶ所（市役所・3 市民センター・明石市立産業交流センター・明石市立西部市民会館・アスパア明石北館 7 階・パピオス 4 階市立図書館・パピオス 6 階総合窓口・明石工業高等専門学校）

イ 拠点回収 12ヶ所（花と緑の学習園・サンライフ明石・市立松が丘保育所・天文科学館・コープ西明石・大蔵会館・大蔵八幡神社・山手台会館・東二見駅北集会所・エーコープ江井島・上ノ丸会館・太寺会館）

ウ 自己搬入 対象の小型家電のみであれば、明石クリーンセンターへの予約なしでの搬入を受け付けている。

③ 回収量

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小型家電回収量	12,150 kg	24,372 kg	22,474 kg	21,670kg

(6) 生ごみの減量化、再資源化

家庭系可燃ごみ（燃やせるごみ）に最も多く含まれる生ごみの減量化を推進し、ごみ焼却の減量化及び最終処分場の延命化を図ります。

○ 生ごみ減量化大作戦

ア 段ボールコンポスト普及促進事業

段ボール箱を利用して家庭から毎日出る生ごみを堆肥化し、できた肥料を家庭菜園や公園・学校の花壇等で活用することにより、家庭で簡単にできるごみの減量化やリサイクルを推進します。

なお、段ボールコンポストに必要な基材（ピートモス 120、くん炭 80）の無償配布は、平成 24（2012）年度で終了しましたが、引き続き環境講座などを通じて、段ボールコンポストの方法について説明しています。

イ 生ごみの水切り普及促進事業

家庭から毎日出る生ごみは、多くの水分を含んでいます。環境講座などを通じて、水切りを徹底することにより、ごみ焼却量の削減や衛生的な収集運搬を推進します。

(7) 家庭系ごみ組成分析調査(湿ベース)

① 概 要

明石市では、家庭から出された「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」を対象に、ごみ袋内ごみの種類と割合を調べる「組成分析調査」を行っています。

ごみの組成を明らかにすることは、ごみ減量化施策の企画立案及び実施、諸計画の策定にあたっても基礎的なデータとして高い利用価値があるなど、廃棄物行政を的確に進める上で重要となります。

②燃やせるごみ 組成分析調査結果(湿ベース)

(単位:%)

			H26	H27	H28
資源化可能物	紙類・布類	新聞、折込広告	4.7	6.2	16.2
		雑誌、書籍	1.7	5.0	0.3
		段ボール	1.3	0.8	6.7
		紙パック(500ml以上)	0.5	0.6	0.6
		雑がみ(リサイクル可能)	7.9	2.9	1.8
		古着、布類	0.3	1.8	4.9
		小計	(16.4)	(17.3)	(30.5)
	プラスチック類	ペットボトル	0.6	0.5	0.6
	ガラス類	飲料用びん	0.5	0.0	0.0
	金属類	スチール缶・アルミ缶	0.3	0.0	0.4
	小型家電	小型家電製品	0.0	0.0	0.0
計(資源化可能物)			(17.8)	(17.8)	(31.5)
燃やせるごみ	紙類・布類	汚れた紙類(リサイクル不可能)	11.3	12.3	13.2
	ちゅう芥類	調理くず、食べ残しなど	39.4	31.6	27.8
	プラスチック類	容器包装(レジ袋)	1.5	2.0	1.0
		容器包装(白色トレイ)	0.2	0.1	0.2
		容器包装(その他)	11.6	9.7	13.3
		プラ製品	0.8	3.5	0.7
		紙おむつ	9.5	12.5	10.1
	繊維	汚れた衣類など	2.0	5.4	0.6
	ゴム・皮革	その他(ゴム、皮革を含む)	0.9	2.0	0.9
	木・竹・わら類	枝木、竹、わら、草、花、割り箸など	2.6	1.9	0.3
その他可燃	乾燥剤、ペットのフン等	0.4	0.1	0.3	
計(可燃ごみ)			(80.2)	(81.1)	(68.4)
燃やせないごみ	有害ごみ	蛍光灯・水銀・乾電池	0.0	0.0	0.0
	金属類、ガラス、陶磁器他	小型家電製品	-	-	-
		金属、ガラス、陶磁器	2.0	1.1	0.1
計(不燃ごみ)			(2.0)	(1.1)	(0.1)
合 計			(100.0)	(100.0)	(100.0)

VI-1. ごみの減量化・再資源化

③ 燃やせないごみ 組成分析調査結果(湿ベース)

(単位：%)

		H26	H27	H28	
資源化可能物	紙類・布類	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール	3.4	1.2	0.6
		汚れのない衣類など	0.0	0.0	0.0
		小計	(3.4)	(1.2)	(0.6)
	プラスチック類	ペットボトル	0.1	0.0	2.0
	ガラス類	飲料用びん	2.6	10.6	18.1
	金属類	スチール缶	0.7	1.8	2.5
		アルミ缶	0.0	0.7	1.5
	小型家電	小型家電製品	5.1	2.8	7.5
計 (資源化可能物)		(11.9)	(17.1)	(32.2)	
燃やせるごみ	紙類・布類	汚れた紙類・衣類(リサイクル不可能)	0.0	7.4	0.1
	ちゅう芥類	調理くず、食べ残しなど	0.0	0.2	0.0
	プラスチック類	プラ製容器包装	1.2	0.5	0.0
		プラ製品	15.4	15.4	14.0
	ゴム・皮革	その他(ゴム、皮革を含む)	0.1	0.0	1.1
	木・竹・わら類	枝木、竹、わら、草、花、割り箸など	0.9	0.9	0.0
	その他可燃	5mm目ふるい下、分類不能など	0.0	0.1	0.0
計 (可燃ごみ)		(17.6)	(24.5)	(15.2)	
燃やせないごみ	ガラス類	化粧品びん、薬品びん	12.4	6.2	1.9
	陶磁器類	食器、植木鉢など	25.1	7.8	8.0
	土砂・石類	土砂、乾燥剤など	1.8	0.9	0.0
	金属類	小型家電製品	-	-	-
		その他金属(鍋、穴あきスプレー缶など)	25.4	38.0	36.1
	危険物	穴なしスプレー缶など	2.1	1.7	2.5
	有害ごみ	蛍光灯	2.1	2.3	0.6
		乾電池	1.6	1.5	3.5
水銀体温計		0.0	0.0	0.0	
計 (不燃ごみ)		(70.5)	(58.4)	52.6	
合計		(100.0)	(100.0)	(100.0)	

(8) レジ袋削減の推進

① 概 要

ごみの減量化と地球温暖化の防止を目的として、レジ袋の削減に取り組んでいます。平成 23(2011)年 11 月に、市内の飲食料品スーパーなど 13 事業者、消費者団体(明石消費者協会(旧明石市消費生活研究会))、明石市の三者で「明石市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しました。さらに、平成 24(2012)年 2 月に、3 事業者と三者協定を締結し 16 事業者の 48 店舗にて、平成 24(2012)年 4 月 1 日からレジ袋の無料配布の取りやめを開始しました。その後、平成 25(2013)年に 2 事業者、平成 27(2015)年に 1 事業者と、新たに協定を締結し、平成 29(2017)年 4 月現在、19 事業者の 47 店舗と協定を締結しています。

② 協定締結事業者一覧

(平成 29(2017)年 4 月 1 日現在)

No.	事業者名 (50 音順)	市 内 店 舗		レジ袋削減率 目標値
		名 称	店舗数	
1	あかし農業協同組合	フレッシュ・モア	3	80%以上
2	イオンリテール(株) 近畿・北陸カンパニー	イオン	2	80%以上
3	(株)エーコープ近畿	エーコープ	1	80%以上
4	(株)オークワ	プライスカット	1	80%以上
5	(株)カドワキ	業務スーパー	2	80%以上
6	川瀬食品(株)	かわせ	3	80%以上
7	(株)銀ビルストアー	プチマルシェ、生鮮パワー	2	80%以上
8	(株)光洋	ピーコックストア	1	80%以上
9	(株)サンディ	ボックスストアサンディ	1	80%以上
10	(株)須磨青果	スーパーマーケット小西屋	1	80%以上
11	生活協同組合コープこうべ	コープ、コープミニ	6	90%以上
12	(株)ダイエー	グルメシティ	1	80%以上
13	大黒天物産(株)	ディオ、ラ・ムー	3	80%以上
14	(株)トーホーストア	トーホーストア	4	80%以上
15	(有)成瀬龍平商会	業務スーパー	1	80%以上
16	兵庫南農業協同組合	ふあ〜みんなショップ	2	80%以上
17	マックスバリュ西日本(株)	マックスバリュ	4	80%以上
18	(株)マルアイ	マルアイ	8	85%以上
19	(株)万代	万代	1	85%以上
計			47	

4. 事業系廃棄物の減量

(1) 大規模事業所の減量計画の提出

① 対象となる事業者

下記に該当する建築物の所有者または占有者。計 80 事業所（H28.4 末現在）

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管法」）に規定する特定建築物（延床面積 3,000 m²以上）

イ 大規模小売店舗立地法（通称「大店立地法」）に規定する大規模小売店舗（延床面積 1,000 m²を超える）

ウ その他、ア、イ以外の年間 200 t 以上事業系廃棄物を排出する事業所

② 義務

ア 減量及び適正処理に関する計画書の提出

イ 廃棄物管理責任者の選任と届出

③ 実施時期

平成 14(2002)年 6 月施行

平成 28(2016)年度は、市内 80 事業所から平成 28 年度の計画書の提出を受けました。

④ 実績値と計画値

	廃棄物として 排出した量	資源物として 排出した量	合 計	資源化率	対象 事業所数
平成 23 年度 実績値	7,462,762 kg	10,962,337 kg	18,425,099 kg	59%	83
平成 24 年度 実績値	6,480,109 kg	10,239,071 kg	16,719,180 kg	61%	84
平成 25 年度 実績値	7,840,446 kg	10,383,861 kg	18,224,307 kg	57%	81
平成 26 年度 実績値	8,201,290 kg	10,620,824 kg	18,822,114 kg	56%	78
平成 27 年度 実績値	7,488,116 kg	9,795,507 kg	17,283,623 kg	57%	80
平成 28 年度 計画値	7,513,903kg	10,007,991kg	17,521,894kg	57%	80

(2) 市庁舎内古紙等回収資源化

① 平成 2(1990)年度に「庁内における再生紙利用と回収・資源化対策」をまとめ、事業系ごみ減量化対策の一環として平成 3(1991)年度から始めました。

平成 17(2005)年度以降における新聞雑誌等については、紙類・布類分別収集の市契約業者が品目別契約単価で回収しています。

② 回収実績

種 別	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	3年度からの累計
再生紙	120 t	124 t	123 t	127 t	163 t	2,189 t
新聞雑誌等	32 t	27 t	25 t	27 t	28 t	617 t

5. リサイクルプラザの運営

(1) 施設見学者の案内

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数	団体	人数
学校関係	28	2,766	30	2,781	26	2,608	25	2,512
市民団体	21	491	20	380	29	386	17	216
計	49	3,257	50	3,161	55	2,994	42	2,728

(2) 不用家具（粗大ごみ）の再利用

市内の家庭から粗大ごみとして出された家具等を、資源循環課の家具工房で修理を行い、環境&消費者フェアなどの催しで提供してきました。（平成22年度の環境&消費者フェアからは有償での提供に変更）

平成23（2011）年5月16日から、明石クリーンセンターにリサイクル家具の常設展示場を開設し、有償での提供を継続しています。（年度内6回の展示回数を予定）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
展示回数	6回	6回	6回	6回	6回
展示数	150点	150点	150点	150点	150点
提供数	108点	100点	114点	116点	112点
来場者数	1,456人	1,286人	1,420人	1,394人	1,430人

6. 減量化等の普及啓発

(1) 環境講座等

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
講座内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量講座（4回、189人） ・生ごみ段ボールコンポスト講座（2回、33人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量講座（7回、222人） ・生ごみ段ボールコンポスト講座（1回、20人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量講座（10回、317人） ・生ごみ段ボールコンポスト講座（1回、16人）
参加者 (回数)	222人（6回）	242人（8回）	333人（11回）

(2) 啓発パンフレット等の作成

目 的	冊 子 名	配 置 ・ 配 付 先
一般啓発用	段ボールコンポスト 実践ガイドブック	資源循環課、講習会等
事業所啓発用	事業所ごみ減量マニュアル	市内事業所
小学生学習副読本	すすめ！3R号(みんなで考えるごみの問題)	市内小学校



VI-2. ごみ処理（収集・運搬）

1. 概 要

(1) 展 望

近年、価値観やライフスタイルが多様化する中で、より快適な生活環境を提供することが、行政に求められています。ごみの収集・運搬についても市民のニーズにいかに応えるかを最重点課題として取り組んでいく必要があります。

また、市民に対しても啓発活動を通じて、ごみ出しマナー等の指導を行い、市民と行政が一体となって快適な環境をつくっていくよう努力していくことが肝要です。

その一環として、適正処理と住民サービス向上を目的とした収集職員による不法投棄パトロールや学校・自治会での説明会開催などを実施しています。

(2) 事業の沿革

明石市におけるごみ収集は、昭和 45(1970)年 5 月に一括混合収集から「燃やせるごみ」週 2 回、「燃やせないごみ」週 1 回の定日収集に移行しました。昭和 47(1972)年 4 月にはステーション方式によるビニール袋収集体制を採用し、同年 12 月、全市域にごみ集積場を設置しました。

その後、ごみの減量化・資源化を図るため、昭和 53(1978)年 6 月に一部地域において「燃やせないごみ」を空き缶・空きびん・その他の燃やせないごみに細分化し、それぞれ別々に収集・運搬を行う「燃やせないごみの分別収集」を開始し、以後順次地区の拡大を図りました。平成元(1989)年 8 月からは、空き缶、空きびん混合袋収集へ移行し、平成 11(1999)年 6 月にはペットボトルも品目に加え、「資源ごみ」として全市域で収集しています。平成 16(2004)年 11 月からは、「紙類・布類」を「燃やせるごみ」から細分化し分別収集しています。

また、平成 28 年(2016)年 12 月から、「水銀使用廃製品」のうち 3 品目について拠点回収を実施しています。

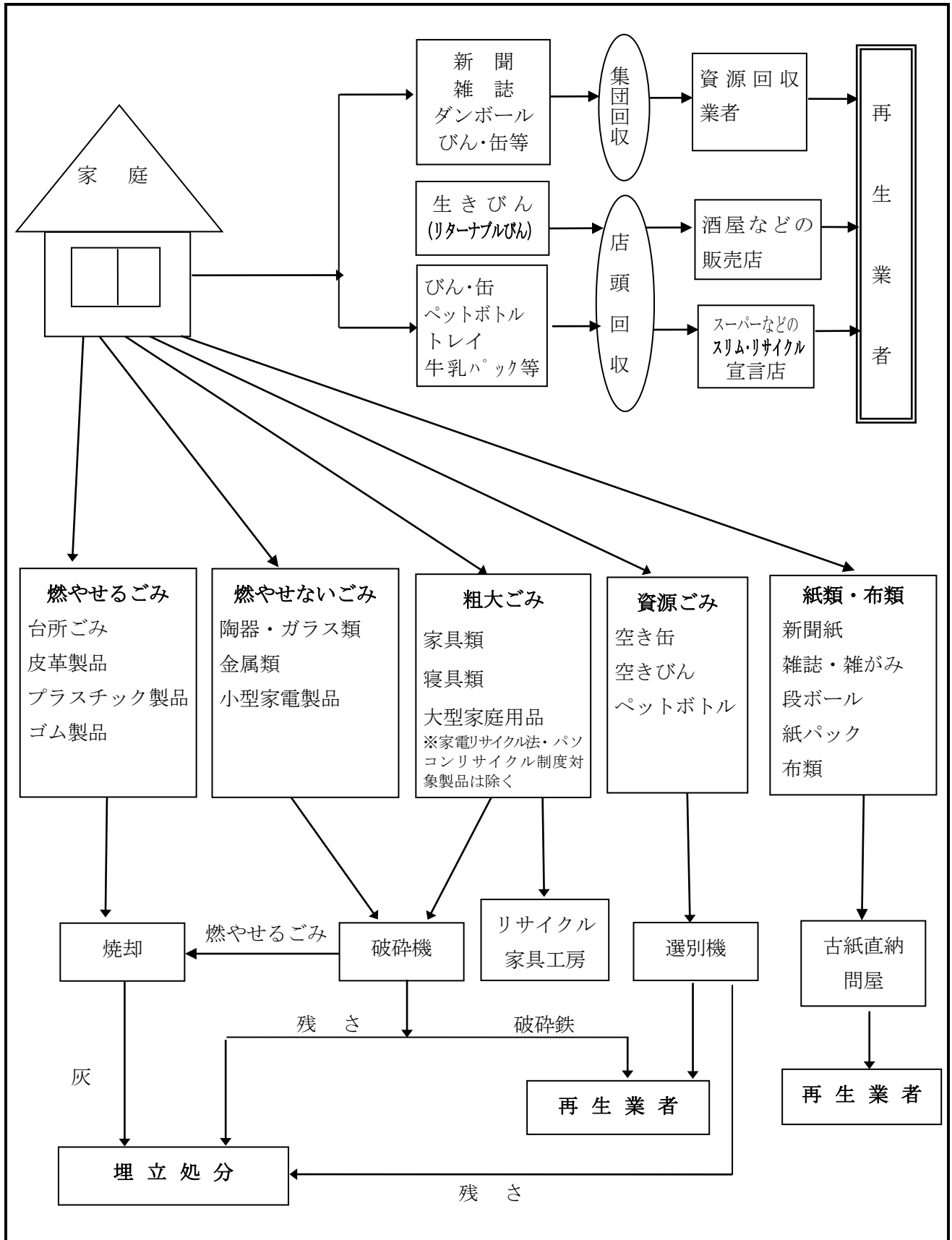
粗大ごみ収集については、昭和 53(1978)年から燃やせないごみとは別に収集を開始し、自治会（町内会）等单位で、年 4 回の収集を行ってきましたが、平成 16(2004)年 11 月からは、戸別有料収集を実施しています。



天然ガス車 ハイブリッド車 バイオディーゼル車

(ごみ収集車の種類)

明石市のごみの流れ



※平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成15年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、平成21年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

2. 収集及び運搬

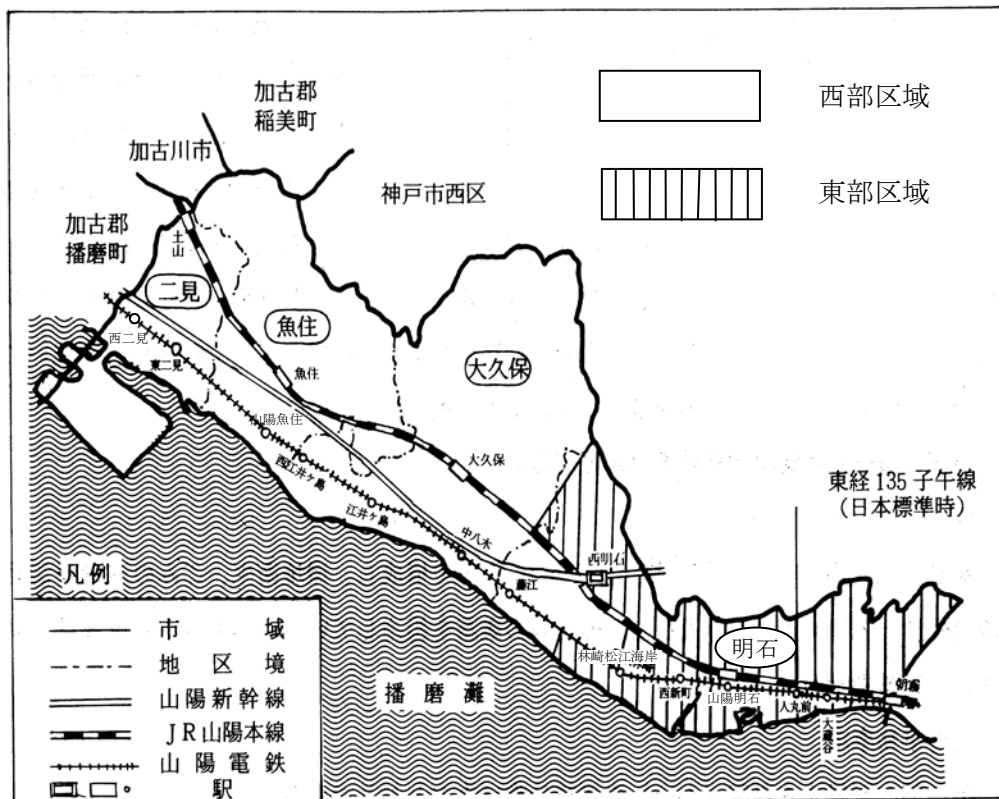
(1) 概 要

一般家庭から排出される生活ごみに対処するため、明石市では下図のとおり市域をほぼ東西に分け、東部地域は委託 3 業者で西部地域は直営及び委託業者で、それぞれ分担して収集しています。

直営の職員は、作業長 4 名、自動車運転手 40 名、作業員 4 名(平成 29 年 4 月 1 日現在)で、西部地域の燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの収集を行うほか、市内全域の粗大ごみの収集、不法投棄ごみ等の収集業務に従事しています。

なお、平成 16(2004)年 4 月より屋外一斉清掃に伴う土砂収集、犬ねこ等の小動物死体収集業務は業者委託しています。

さらに、平成 16(2004)年 11 月からは、燃やせるごみから「紙類・布類」を分別し、収集業務については、業者委託しています。



(ごみ収集の区域)

VI-2. ごみ処理（収集・運搬）

(2) 収集実施状況

世帯数……………133,088世帯（平成28(2016)年10月1日現在）

人口……………298,276人（平成28(2016)年10月1日現在）

① 西部収集区域

町	名
貴崎1～5丁目、松江(一部)、川崎町、西明石南町1～3丁目、西明石西町1～2丁目、別所町、東藤江1～2丁目、藤が丘1～2丁目、藤江(一部) 大久保町松陰新田、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)、大久保町大窪、大久保町茜1～3丁目、大久保町山手台1～4丁目、大久保町高丘1～7丁目、大久保町西脇、大久保町緑が丘、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町福田、大久保町福田1～3丁目、大久保町江井島、大久保町西島、大久保町ゆりのき通1～3丁目、大久保町わかば、大久保町駅前1～2丁目、大久保町松陰山手、魚住町金ヶ崎、魚住町長坂寺、魚住町錦が丘1～4丁目、魚住町鴨池、魚住町清水、魚住町中尾、魚住町住吉1～4丁目、魚住町西岡 二見町福里、二見町東二見、二見町西二見、二見町西二見駅前1～4丁目	

② 東部収集区域

(阪神連合清掃(株))

町	名
松が丘1～4丁目、松が丘5丁目(一部)、朝霧南町1丁目、朝霧南町2丁目(一部)、大蔵谷奥(一部)、荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目	

((有)毎日清掃)

町	名
松が丘5丁目(一部)、朝霧南町2丁目(一部)、朝霧南町3～4丁目、朝霧東町1～3丁目、大蔵谷奥(一部)、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティコート)、旭が丘、西明石東町、野々上1～2丁目、野々上3丁目(一部)	

((有)東播清掃)

町	名
大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町(一部)、立石1～2丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)	

(3) 収集方法及び収集回数

家庭から排出されるごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「紙類・布類」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、決められた場所（ステーション）で収集を行っています。また「粗大ごみ」については、平成16(2004)年11月から戸別有料収集となっています。

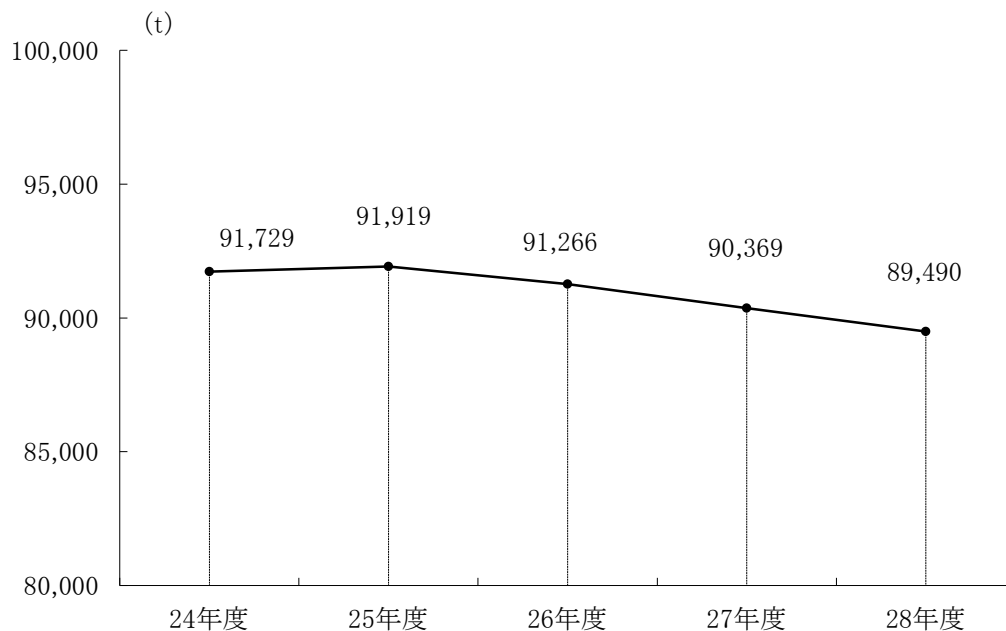
さらに平成19(2007)年1月には、地域によって収集曜日が異なっていた「燃やせないごみ」「資源ごみ」の収集曜日を水曜日に統一しました。

収集の区分	ごみの種類	回数	ステーション数
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみ ・プラスチック製品 ・皮革製品 ・ゴム製品 	週 2 回	約 4,000
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶器・ガラス類 ・金属類 ・小型家電製品 ・その他(筒型乾電池など) 	月 2 回	約 3,000
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶、空きびん、ペットボトル 	月 2～3 回	約 3,000
紙類・布類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・雑誌・雑がみ ・段ボール ・紙パック ・布類 	月 1 回	約 3,000
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・家具、建具類 ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品 <p>[※ エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く]</p>	戸別有料収集	—
水銀使用廃製品	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀体温計 ・水銀血圧計 ・水銀温度計 	随 時 (拠点回収)	拠点 6 箇所

※平成13年4月1日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成15年10月1日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。家電リサイクル法の改正により、平成21年4月1日より、衣類乾燥機は収集対象外となりました。

3. ごみ収集実績（計画収集分）

(1) 年度別収集量



※集団回収分、自己搬入分は除く。

(2) 月別収集量

(単位：t 四捨五入)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
24	7,841	8,488	7,658	8,064	7,766	6,973	8,006	7,557	8,234	7,401	6,363	7,378
25	8,045	8,394	7,331	8,136	7,718	7,422	7,786	7,337	8,632	7,225	6,361	7,531
26	7,792	8,198	7,578	8,015	7,620	7,733	7,666	6,925	8,711	7,104	6,294	7,630
27	7,576	7,837	7,762	7,779	7,403	7,550	7,496	7,208	8,560	6,828	6,772	7,598
28	7,481	8,209	7,486	7,410	7,693	7,391	7,414	7,271	8,471	7,028	6,208	7,428

※集団回収分、自己搬入分は除く。

(3) 搬入区分別収集量

(単位：t 四捨五入)

搬入 区分	年 度 収集区分	24	25	26	27	28
		西部区域	燃やせるごみ	33,471	33,299	33,197
	燃やせないごみ	1,577	1,558	1,465	1,493	1,533
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,689	1,714	1,660	1,703	1,625
東部区域	燃やせるごみ	22,765	22,525	22,153	21,767	21,385
	燃やせないごみ	1,094	1,073	1,014	1,034	1,040
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,206	1,204	1,156	1,174	1,147
粗大ごみ	粗大ごみ	584	61	575	584	570
一斉清掃	一斉清掃ごみ	803	777	764	779	750
集団回収	資源ごみ(びん)	75	0	0	0	0
許 可	燃やせるごみ	28,073	28,624	28,742	28,461	28,615
	燃やせないごみ	467	535	539	591	597
自己搬入	燃やせるごみ	4,959	4,559	5,131	5,021	5,037
	燃やせないごみ	1,625	1,454	1,565	1,635	1,635
計	燃やせるごみ	89,268	89,007	89,223	88,032	87,263
	燃やせないごみ	4,763	4,620	4,583	4,753	4,805
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	2,970	2,918	2,816	2,877	2,773
	粗大ごみ	584	610	575	584	570
	一斉清掃ごみ	803	777	764	779	750
合 計		98,388	97,932	97,961	97,025	96,161

4. 分別収集（資源ごみの収集）

(1) 概要

当市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、昭和 53(1978)年 6 月から一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始しました。その後順次拡大を図り、平成元(1989)年 8 月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更しました。また平成 11(1999)年 6 月からペットボトルも品目に加え、全市域実施に至りました。

(2) 資源ごみ分別収集実績量

昭和 53(1978)年に一部の地区で収集を開始した当時は、2,500 世帯で収集量は「空き缶」25t・「空きびん」58t でしたが、平成 28(2016)年度には 133,088 世帯(平成 28 年 10 月 1 日現在)、収集量は「空き缶・空きびん・ペットボトル」2,773t となっています。

項目 年度	収集世帯数	資源ごみ (t)
24	126,761	2,895
25	129,388	2,918
26	130,590	2,816
27	131,941	2,877
28	133,088	2,773

※世帯数は、各年度終了日の翌日現在。平成 23 年度以降は、年度途中の 10 月 1 日現在となります。

5. 粗大ごみ戸別有料収集

(1) 概要

平成 16(2004)年 11 月より、戸別有料収集を実施しています。平成 28(2016)年度はのべ 19,710 世帯から、41,677 個の粗大ごみを収集しました。粗大ごみ処理券(1 枚 300 円)の売上枚数は 64,842 枚(売上金額 19,452,600 円)でした。収集した品目のなかで多い物は、布団、いす、自転車、衣装ケース、テーブル等でした。

(2) 粗大ごみ量の変化

(単位 = t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
25	51	57	52	49	52	43	47	54	71	37	42	55	610
26	54	54	44	48	49	50	47	48	61	33	38	49	575
27	55	52	53	48	49	51	50	46	62	32	34	51	583
28	49	54	54	45	49	41	44	54	65	32	35	48	570
前年比	89%	104%	102%	94%	100%	80%	88%	117%	105%	100%	103%	94%	98%

戸別有料収集も定着し、平成 18(2006)年度以降、粗大ごみの収集量は安定してきています。

平成 28(2016)年度は、前年に比べ 2%の減少となっています。

6. 要援護者ごみ戸別収集

(1) 概 要

平成 22(2010)年度より、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、親族等の協力を得られない、または近隣に協力してくれる者がいない方につき、戸別にごみの収集を行う「要援護者ごみ戸別収集（ふれあい収集）」を開始しています。以下の①・②のいずれかにあてはまる方が対象となります（要申請。審査あり。）。

① 高齢者（65 歳以上で次の㉠～㉣の要件のいずれにもあてはまる方）

㉠ひとり暮らしの方（同居するものが高齢、障害、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）

㉡介護保険認定において「要介護 2」以上の方

㉢介護保険のホームヘルプサービスを利用している方

② 障害者（次の㉤・㉥の要件を満たしている方）

㉤ひとり暮らしの方（同居するものが高齢、障害、年少等によりごみの排出ができない場合を含む）

㉥障害者総合支援法第 28 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち「居宅介護」または「生活介護」にかかる介護給付費の支給を受けている方

(2) 収集実績

平成 28(2016)年度は 26 件の新規の申請を受け、24 件につき戸別収集を開始し、平成 29(2017)年 3 月末現在で 90 件の収集を行っています。

7. 広報・広聴活動

ごみの減量化と資源の有効利用をめざして、新たに「紙類・布類」の分別収集と粗大ごみの戸別有料収集を平成 16(2004)年 11 月より実施するにあたり、同年 6 月より 10 月にかけて自治会等を中心に、全市において地元住民向け説明会を実施しました（約 220 カ所、12,000 人の住民参加）。これにより、新たな制度やごみの現状と課題について理解と協力を求めるとともに、市民からの意見や要望を聞くなど制度の円滑な導入に努めました。

あわせて、住民向けにわかりやすく「紙類・布類」の分別と粗大ごみの戸別有料収集を解説した分別収集変更チラシとリーフレットを全戸配布し、いっそうの啓発に取り組みました。

また、ごみの出し方等についてわかりやすく解説している住民向け「ごみハンドブック」を、新たな分別収集の変更などに伴い全面改訂し、平成 16(2004)年 10 月に自治会などを通じて、全戸配布しました。以降は、主に転入者等を対象に提供しています。

さらに、「ごみ分別カレンダー」についても、燃やせないごみ・資源ごみの収集曜日の水曜日一本化（平成 19(2007)年 1 月）に伴い、より市民にわかりやすいものをめざして一部改訂し、全世帯



VI-2. ごみ処理（収集・運搬）

に配布しました。「ごみ分別カレンダー」は、毎年、自治会などを通じて広く市内世帯に配布し、円滑なごみ排出と収集を図っています。平成 26(2014)年 12 月には、外国人住民にも利用していただけよう、英語版・中国語版の分別チラシを作成しました。

その他、平成 21(2009)年度よりごみの分別マナーの向上を図るため、小学校や自治会などを対象に出前講座「ごみ分別マナー講座」を実施しています。

8. 収集経費

(1) 収集経費

(単位：千円)

区分		金額	摘要
項目			
人	件 費	543,362	職員 62 名分（任期付職員含む）
車 両 関 係 費	車両購入費	12,731	2 t プレス式パッカー車 1 台、3.5 t プレス式パッカー車 1 台
	燃 料 費	8,418	軽油 52,557.47ℓ・ガソリン 1,867.49ℓ・天然ガス 19,544.84 m ³ /N・灯油 30ℓ
	車検・修理代	18,162	車両 43 台（タイヤ、バッテリー交換含む）
	保険・重量税	3,418	特殊車 33 台、ダンプ 5 台、ミニダンプ 1 台、バン 1 台 軽四貨物 2 台、薬剤散布車 1 台
	小 計	42,729	
委 託 費	432,419	ごみ収集運搬業務委託等	
そ の 他	38,751	光熱水費及び消耗品等事務経費	
計		1,057,261	

※施設・車両関係の減価償却費は除く。

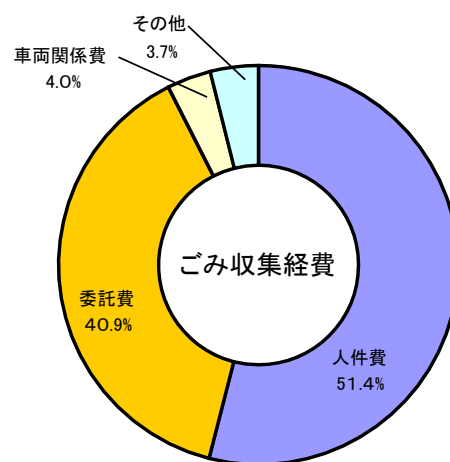
(2) 1t 当たりの収集単価と経費割合

$$\frac{\text{平成 28 年度収集経費 } 1,057,261 \text{ 千円}}{\text{平成 28 年度収集量 } 60,275 \text{ t}} = 17,541 \text{ 円}$$



(3) 年間収集経費の推移

年 度	金額（千円）	収集量（t）	1 t 当たりの 収集単価（円）
24	1,093,213	63,189	17,301
25	1,043,457	62,760	16,626
26	1,070,641	61,984	17,273
27	1,044,500	61,317	17,034
28	1,057,261	60,275	17,541



VI-3. ごみ処理（中間処理・最終処分）

1. 概 要

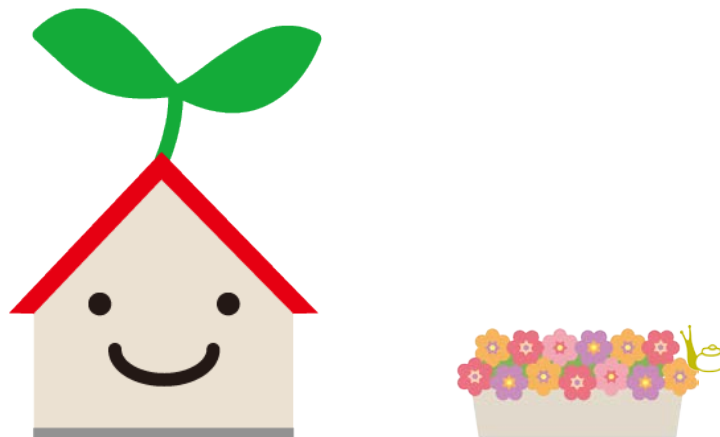
環境の保全とリサイクルの推進が近年の大きな課題となっているなかで、明石クリーンセンターは、廃棄物の多様化や大気汚染物質の適正処理に対応した焼却施設と、資源化を促進する破碎選別施設を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めています。

市内から排出された廃棄物は、明石クリーンセンターで中間処理をした後、最終処分されています。中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として行う手段であり、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理です。

明石クリーンセンターへ搬入された可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その後発生する焼却灰等は再資源化できる金属を除去した後に、同センターの最終処分場と、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で埋立処分し、一部の焼却灰はセメント原料化を行い、リサイクルに努めています。不燃ごみは、その組成に鉄くず等の再利用できるものが多く含まれているため、リサイクルや最終処分するごみの量を減らす目的で破碎を行い、金属については再資源化し、不燃ごみに含まれている可燃物については焼却、その他は最終処分をしています。資源ごみは、空きびん（無色・茶色・ガラスカレット）、空き缶（アルミ・鉄）、ペットボトルに選別処理し、種類ごとリサイクルに努めています。

また、明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電（発電能力 8,000kW）を行っており、施設内や周辺公共施設へ電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

さらに、環境マネジメントシステムの活動として、ダイオキシン類など大気汚染物質の排出濃度の適正管理、売電事業の推進に取り組んでいます。



2. 明石クリーンセンターの施設概要

(1) 焼却施設

- | | | |
|----------|----------------------------------|----------------|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1131 | |
| ② 焼却炉方式 | 全連続燃焼式焼却炉 | |
| ③ 焼却能力 | 480t/日（160t/24h×3 炉） | |
| ④ 排ガス処理 | 有害ガス除去装置＋バグフィルタ
触媒及び無触媒脱硝装置 | |
| ⑤ 灰処理 | 焼却灰：搬出埋立
飛 灰：薬剤による安定化及びセメント固化 | |
| ⑥ 排水処理 | 場内で処理後、公共下水道に放流 | |
| ⑦ 発電能力 | 蒸気タービンによる発電：8,000kW | |
| ⑧ 余熱利用 | 場内利用：給湯 | |
| ⑨ 建築面積 | 約 8,070m ² | |
| ⑩ 延床面積 | 約 17,588m ² | |
| ⑪ 建物構造 | 69.5m×102m 高さ 31m 地下 5.5m | |
| ⑫ 排ガス基準値 | ばいじん量：0.02g/Nm ³ 以下 | 硫黄酸化物：20ppm 以下 |
| | 塩化水素：30ppm 以下 | 窒素酸化物：50ppm 以下 |
| ⑬ 着工 | 平成 8(1996)年 1月 | |
| ⑭ 竣工 | 平成 11(1999)年 3月 | |
| ⑮ 設計・施工 | 住友重機械工業株式会社 | |
| ⑯ 総事業費 | 21,882,889 千円 | |

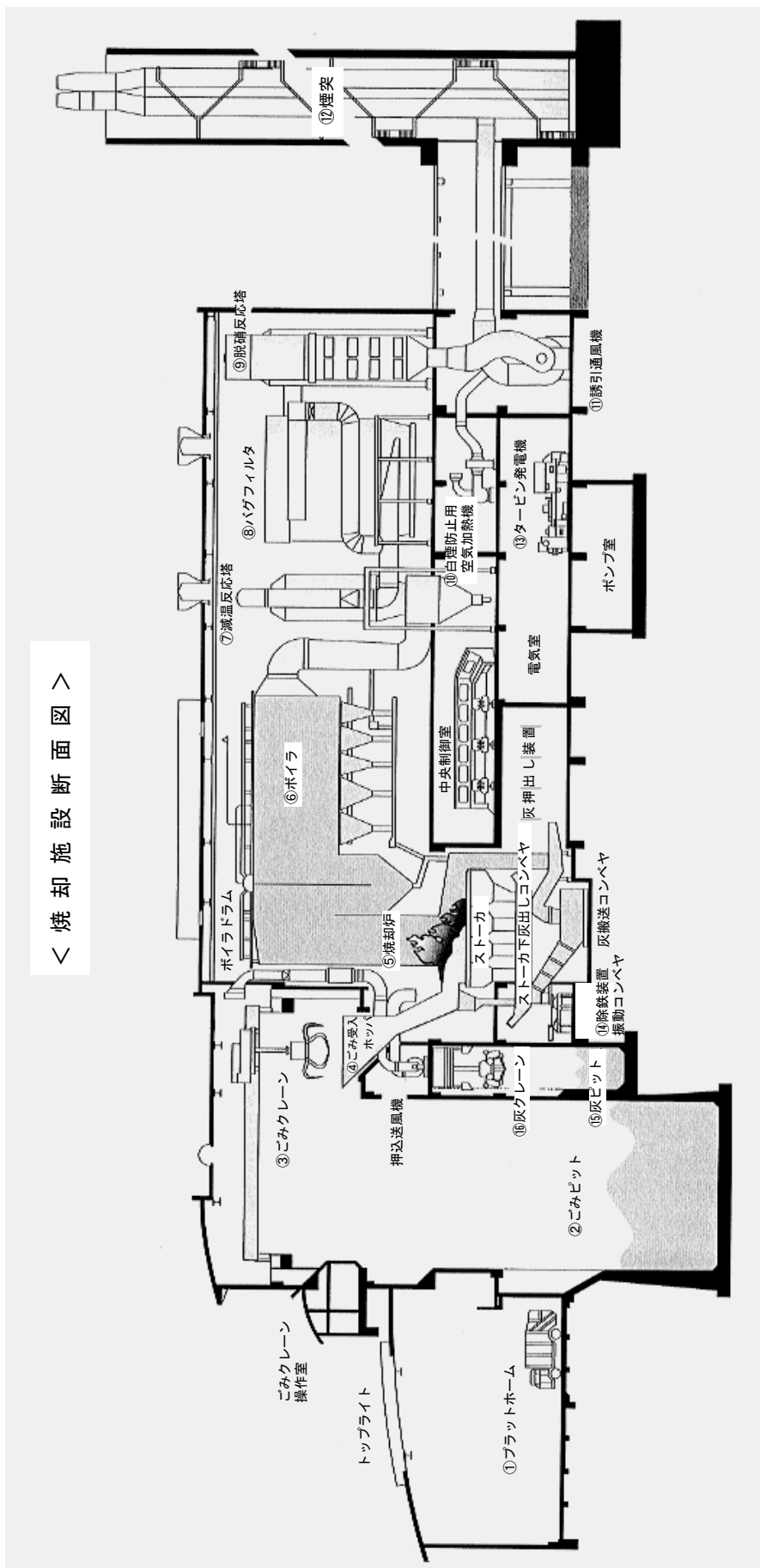
(2) 破碎選別施設

- | | | |
|---------|--|--|
| ① 所在地 | 明石市大久保町松陰 1131 | |
| ② 処理能力 | 92t/5h（破碎系統 60t/5h、資源化系統 32t/5h） | |
| ③ 破碎形式 | 横型 2 軸剪断式破碎及び衝撃剪断併用回転式破碎 | |
| ④ 選別種別 | 〈破碎系統〉
鉄類・可燃物・不燃物
〈資源化系統〉
鉄類・アルミ類・びん類（無色・茶色・その他色）
プラボトル（PET・その他） | |
| ⑤ 建築面積 | 2,519.37m ² | |
| ⑥ 延床面積 | 6,729.91m ² | |
| ⑦ 着工 | 平成 9(1997)年 7月 | |
| ⑧ 竣工 | 平成 11(1999)年 3月 | |
| ⑨ 設計・施工 | 川崎重工業株式会社 | |
| ⑩ 総事業費 | 3,946,320 千円 | |

施設配置図



- ①焼却施設
- ②破碎選別施設
- ③管理棟・駐車場
- ④明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場）
- ⑤煙突



収集されたごみは、まず①プラットフォームから②ごみピットに一時的に貯留されます。次に、③ごみクレーンで④ごみ受入ホッパに投入されたごみは、徐々に⑤焼却炉に運ばれ、最新技術を駆使した焼却炉で完全燃焼されます。燃焼時に発生する排ガスは、⑥～⑫有害物質・ばい塵の除去など7段階の処理を経たのち、大気中へと放出されます。

また、ごみ焼却熱を利用して⑬タービン発電機を稼働させ、発電しています。発電能力は、8,000kWです。

焼却されたごみは、⑭除鉄装置により、焼却鉄と焼却灰に選別後、それぞれ⑮灰ピットに貯留され、⑯灰クレーンで搬出用の車両に積み、搬出されます。

(3) 最終処分場

施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| ① 名称 | 明石市一般廃棄物最終処分場（第3次最終処分場） |
| ② 所在地 | 明石市大久保町松陰地内 |
| ③ 規模 | 総面積 91,000m ²
埋立面積 59,000m ²
埋立容量 420,000m ³ |
| ④ 浸出汚水の処理 | 浸出水調整槽で流量調整後、下水道放流方式 |
| ⑤ 供用開始 | 平成19(2007)年5月28日～ |
| ⑥ 埋立方式 | セル方式準好気性埋立 |
| ⑦ 設備の概要 | しゃ水設備（電気式漏水検知システム）、擁壁等流出防止設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、飛散防止設備 |
| ⑧ 総事業費 | 2,300,815千円 |

最終処分場全体図



3. ごみ処理の実績等

(1) 平成 28 年度 廃棄物収集・処理実績

① ごみ及び資源物

(ア) 人 口 298,276 人（平成 28(2016)年 10 月 1 日現在）

(イ) ごみの搬入量

区分	ごみの種類		平成 28 年度 (t)	前年度比 (%)
一般廃棄物	家庭系	燃やせるごみ	53,610	△1.7
		燃やせないごみ	2,573	1.8
		資源ごみ	2,773	△3.6
		粗大ごみ	570	△2.4
		一斉清掃ごみ（土砂・草など）	751	△3.6
		資源ごみ（集団回収びん）	0	—
		A 計	60,277	△1.7
産業廃棄物	事業系	許可 燃やせるごみ	28,615	0.5
		燃やせないごみ	597	1.0
		B 計	29,212	0.6
	直接搬入	燃やせるごみ	4,183	△1.9
		燃やせないごみ	1,612	0.4
		C 計	5,795	△1.3
物	燃やせるごみ		86,408	△0.5
	燃やせないごみ（破碎・埋立）		4,782	8.0
	資源ごみ		2,773	△3.6
	粗大ごみ		570	△2.4
	一斉清掃ごみ（土砂・草など）		751	△3.6
	D=A+B+C 計		95,284	△1.0
産業廃棄物	直接搬入	燃やせるごみ	855	13.1
		燃やせないごみ（破碎・埋立）	22	△24.1
		E 計	877	11.7
D+E	合計		96,161	△0.9

(ウ) 資源物の収集量

種類	新聞	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	布類	合計
収集量(t)	754	588	408	6	170	1,926

※搬入及び処理については、市と契約した古紙問屋が、自社の管理するストックヤードに直接搬入し処理しています。

(エ) ごみの処理量

処理区分	処理量(t)	前年度比(%)
焼却 ¹⁾	99,306	△0.2
埋立 ²⁾	1,364	1.3
資源物 ³⁾	2,220	△2.3
合計	102,890	△0.2

1) 未処理分△3,037 tを含む。 2) 焼却灰埋立 11,652 tを除く。 3) 金属類、びん、ペットボトルを指す。

(オ) 最終処分場の埋立状況

搬入量及び埋立容量

区分	搬入量(t)	残余容量(m ³)
直接埋立(不燃ごみ)	1,320	410,660 (65,766)
破碎選別残さ(不燃・不適物)	44	
焼却灰(フェニックス分を除く)	11,652	
合計	13,016	

※カッコ内は、第2次最終処分場の値です。

② し尿

(ア) 収集量

収集区分	収集量(kℓ)	前年度比(%)
し尿(委託)	1,894	△5.1
浄化槽汚泥等	2,822	△2.9
計	4,716	△3.8

(イ) 中間処理量(二見浄化センターにて下水と混合処理)

区分	中間処理量(kℓ)	前年度比(%)
し尿	1,894	△5.1
浄化槽汚泥等	2,822	△2.9
計	4,716	△3.8

VI-3. ごみ処理（中間処理・最終処分）

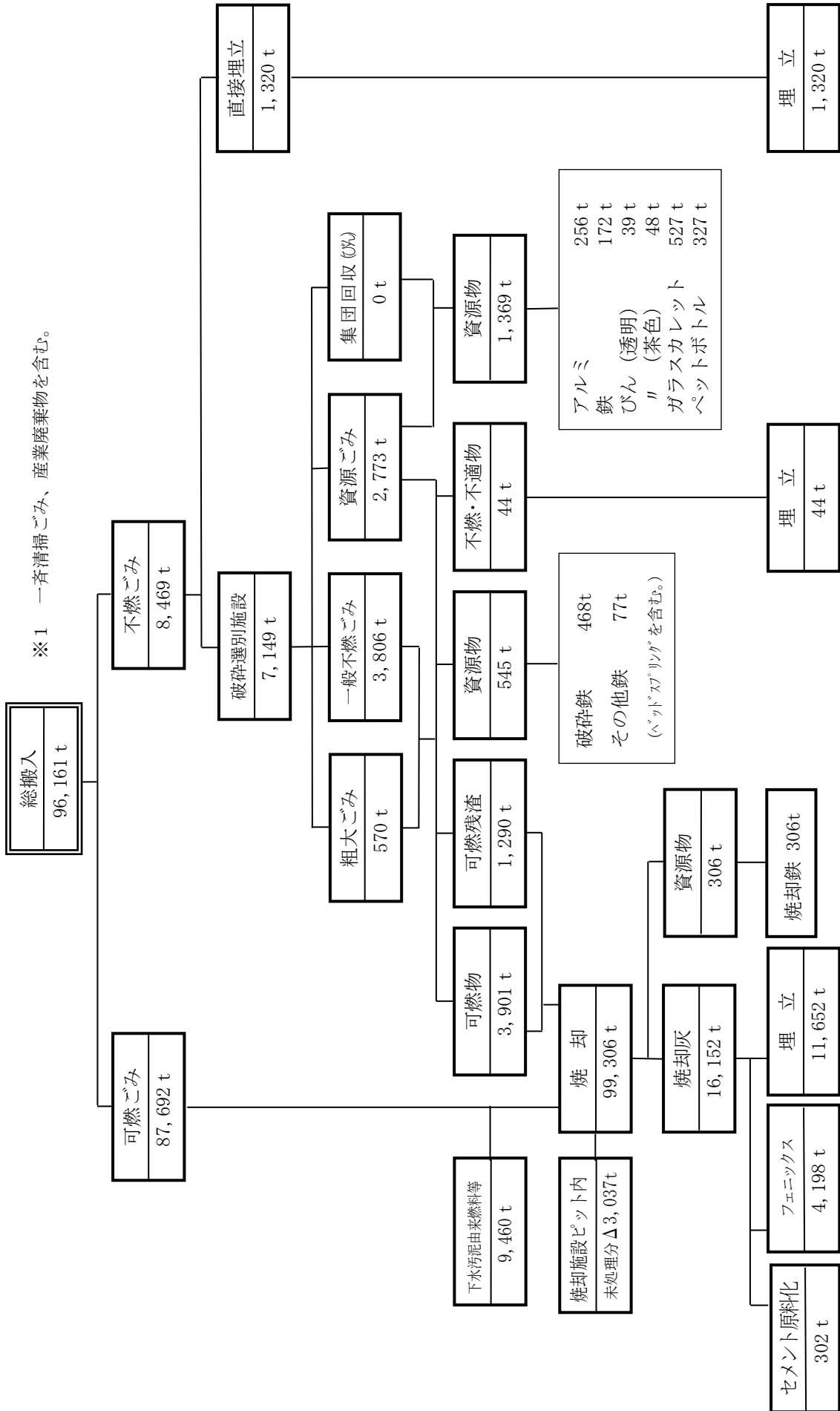
(2) 明石市におけるごみ排出状況

(単位：t)

年度	人口(人)	可燃ごみ	不燃ごみ			計
			粗大ごみ	その他ごみ	資源ごみ	
24	293,592	89,711	584	5,123	2,970	98,388
25	296,771	89,451	610	4,953	2,918	97,932
26	297,219	89,685	575	4,885	2,816	97,961
27	297,975	88,474	584	5,090	2,877	97,025
28	298,276	87,692	570	5,126	2,773	96,161

※人口は、平成24年度は年度途中の10月1日現在の住民基本台帳人口（外国人登録を除く）、平成25年度からは年度途中の10月1日現在の住民基本台帳人口（外国人登録を含む）とします。

(3) 平成28年度ごみの搬入量と処理実績フロー



※2 アルミ、鉄、破砕鉄、焼却鉄、その他鉄は、有価物として木村工業㈱に引き渡しました。びん及びびんペットボトルは、㈱日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者にて、ガラスカレット（3色混合）はトーエイ㈱に引き渡しました。

(4) 過去5年間の焼却に関する実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ搬入量	日平均搬入量	焼却量	汚泥投入量	焼却炉 運転日数 (日)	運転日 平均焼却量	焼却灰搬出量 ()内は焼却残さ率
24	89,711	284	98,318	695	358	275	14,598 (15%)
25	89,451	289	104,248	(431)	354	294	15,004 (14%)
26	89,685	246	101,458	(436)	358	283	15,171 (15%)
27	88,474	242	99,484	(324)	354	281	15,706 (16%)
28	87,692	240	99,306	(315)	351	283	16,152 (16%)

※平成23～24年度については焼却量に汚泥投入量を含んでいない。

(5) 焼却施設発電状況

(単位：kWh)

年度	発電量	受電電力量	施設内使用電力量	売却電力量	売却電力料金(円)
24	40,059,780	743,198	16,605,316	24,204,060	372,103,451
25	40,475,778	634,262	16,796,030	24,320,640	450,769,725
26	40,536,830	870,084	16,719,371	24,694,870	516,488,513
27	41,158,970	855,647	16,830,076	25,191,440	492,023,215
28	43,471,830	295,734	17,140,135	26,633,620	394,869,855

(6) 可燃ごみ組成分析結果

項目		年度				
		24	25	26	27	28
単位容積重量 (kg/m ³)		131	129	126	129	109
ごみ組成 乾量 (%)	紙・布類	59.3	51.5	52.9	51.9	51.4
	プラスチック類	22.6	24.8	26.0	25.2	25.4
	木・竹・ワラ類	2.1	4.2	5.2	6.5	7.3
	ちゅう芥類	10.2	11.8	10.5	11.3	9.7
	不燃物類	1.8	3.8	3.2	3.0	4.6
	その他	4.0	3.9	2.4	2.1	1.6
成分 (%)	水分	42.1	41.9	44.8	45.0	44.8
	灰分	5.9	6.9	5.8	6.0	6.6
	可燃物	52.0	51.2	49.4	49.0	48.6
低位発熱量 (kJ/kg)		7,995	8,583	8,190	8,101	8,038

※年平均値

(7) 過去5年間の埋立に関する実績

年度	不燃ごみ埋立量 (t)	焼却灰埋立量 (t)	残余容量 (m ³)
24	1,275	7,599	451,960
25	1,188	8,005	441,753
26	1,221	8,174	428,869
27	1,346	8,709	420,956
28	1,364	11,652	410,660

※残余容量は、覆土を含んだ値です。

(8) 不燃ごみの組成分析表

項目		年度						
		24	25	26	27	28		
単位容積重量 (kg/m ³)		201	167	182	155	157		
ごみ組成 (%)	プラスチック類	フィルム類	1.2	1.1	1.6	1.1	1.9	
		ペットボトル	0.7	1.3	1.1	0.2	0.5	
		トレイ類	0	0	0.1	0	0	
		発泡類	0	0	0	0.8	0	
		その他	17.1	19.8	15.8	14.4	13.3	
		小計	19.0	22.2	18.6	16.5	15.7	
	ガラスくず	ガラスくず	25.4	19.1	17.2	14.6	11.7	
		セメント・陶磁器くず	21.2	14.8	17.7	22.3	11.6	
		金属	アルミニウム	2.0	2.2	2.2	1.7	1.6
			その他	17.3	26.3	25.9	15.6	27.9
		その他不燃物	10.9	12.8	13.6	20.3	21.3	
	可燃物	4.2	2.6	4.8	9.0	10.2		
	水分 (%)		1.0	1.4	1.0	0.9	0.7	

※年平均値

(9) 資源物搬出状況

(単位：t)

項目		年度				
		24	25	26	27	28
缶	アルミ	243	246	243	254	256
	鉄	287	262	215	183	172
ガラスびん	無色	56	35	30	27	39
	茶色	56	37	31	38	48
	ガラスレット	535	469	817	599	527
ペットボトル		386	354	396	357	327
破碎鉄等		631	614	519	474	545
焼却鉄		321	305	337	341	306
計		2,515	2,322	2,588	2,273	2,220

(10) クリーンセンター総合排水分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	平成 28 年度
排出水	汚水ポンプ場	水素イオン濃度	5.0~9.0	—	7.4
		生物化学的酸素要求量	600	mg/l	33.0
		浮遊物質	600	mg/l	22.0
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5	mg/l	0.5 未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（植物油脂類）	30	mg/l	0.6
		カドミウム及びその化合物	0.03	mg/l	0.005 未満
		シアン化合物	0.3	mg/l	0.01 未満
		有機リン化合物	0.3	mg/l	0.01 未満
		鉛及びその化合物	0.1	mg/l	0.01 未満
		六価クロム化合物	0.1	mg/l	0.05 未満
		砒素及びその化合物	0.05	mg/l	0.01 未満
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/l	0.0005 未満
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/l	0.0005 未満
		ほう素及びその化合物	10	mg/l	0.8
		ふっ素及びその化合物	8	mg/l	0.2
		フェノール類	5	mg/l	0.2 未満
		銅及びその化合物	3	mg/l	0.01 未満
		亜鉛及びその化合物	2	mg/l	0.05
		鉄及びその化合物（溶解性）	10	mg/l	0.4 未満
		マンガン及びその化合物（溶解性）	10	mg/l	0.18
		クロム及びその化合物	2	mg/l	0.05 未満
		沃素消費量	220 未満	mg/l	5.0
		トリクロロエチレン	0.3	mg/l	0.002 未満
		テトラクロロエチレン	0.1	mg/l	0.001 未満
		ジクロロメタン	0.2	mg/l	0.02 未満
		四塩化炭素	0.02	mg/l	0.002 未満
		1・2-ジクロロエタン	0.04	mg/l	0.004 未満
		1・1-ジクロロエチレン	0.2	mg/l	0.02 未満
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	mg/l	0.04 未満
		1・1・1-トリクロロエタン	3	mg/l	0.01 未満
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06	mg/l	0.006 未満
		1・3-ジクロロプロペン	0.02	mg/l	0.002 未満
		ベンゼン	0.1	mg/l	0.01 未満
		1,4-ジオキサン	0.5	mg/l	0.05 未満
		チウラム	0.06	mg/l	0.006 未満
		シマジン	0.03	mg/l	0.003 未満
		チオベンカルブ	0.2	mg/l	0.02 未満
		セレン及びその化合物	0.1	mg/l	0.01 未満

※1 基準値は、「明石市下水道条例」の排除基準、又は「環境保全協定書」の排出基準である。

2 水素イオン濃度から沃素消費量までは平成 29 年 3 月 9 日、トリクロロエチレン以下については平成 29 年 2 月 1 日の分析結果である。

(11) ダイオキシン類分析結果表

試料名	採取・点検場所	測定項目	基準値	単位	平成 28 年度
1号焼却炉ばい煙	1号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.00094
2号焼却炉ばい煙	2号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.00046
3号焼却炉ばい煙	3号煙突	ダイオキシン類濃度	0.5	ng-TEQ/m ³ N	0.00070

※1 基準値は、「環境保全協定書」の排出基準である。

※2 1号焼却炉は平成28年10月4日、2号焼却炉は平成28年12月5日、3号焼却炉は平成28年8月2日の分析結果である。

(12) フロン回収

オゾン層を破壊して有害紫外線を増大させる原因物質がフロンです。電気冷蔵庫やエアコンにはフロンが使用されており、廃棄する際の大気への放出が問題となりました。

明石市では、平成8(1996)年7月に施行された県条例のフロン放出禁止規制を受け、同月から家庭用冷蔵庫等の保管を始め、同年12月に回収機の購入と同時にフロン回収作業を始めました。

平成13(2001)年4月に特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行されたため、電気冷蔵庫及びエアコンの保管は終了しました。

また、平成16(2004)年4月に、家庭用電気冷凍庫が同法の対象品目に加えられたことから、現在は、不法投棄された業務用冷蔵庫（ショーケース等）についてのみフロン回収を行っています。

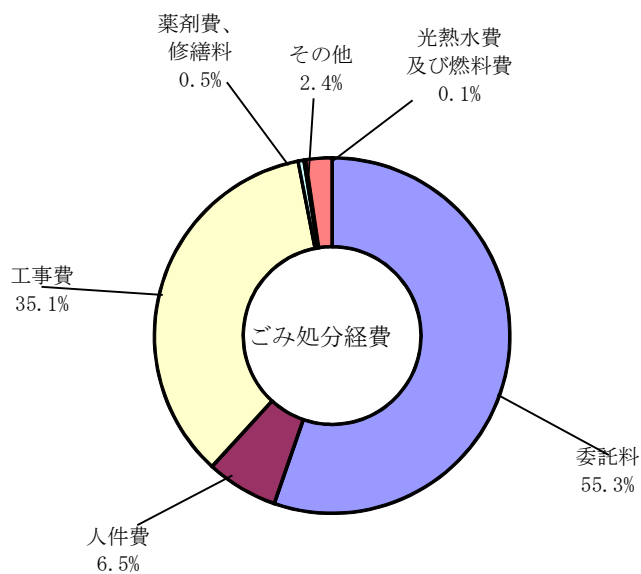
平成24年度から平成28年度までフロン回収の実績は有りません。

(13) ごみ処分経費

(平成28年度)

項 目		金額 (千円)	摘 要
人	件 費	134,236	職員19名分(社会保険等の事業主負担を含む。)
消耗品等	薬 剤 費	0	
	修 繕 料	10,996	設備等修繕
光熱水費 及び燃料	電 気	1,885	井戸、汚水ポンプ場等使用電力量 64,973kWh
	水 道	11	プラント水は主に井戸水使用、下水使用料を含む。
	灯 油	115	灯油 1,411 kℓ
	軽油及びガソリン	714	軽油 2,497.83ℓ、ガソリン 3,423.79ℓ 外
委 託	料	1,134,594	
工 事	費	720,543	
そ の 他		49,347	総務費外
計		2,052,441	

VI-3. ごみ処理（中間処理・最終処分）



ごみ処分経費

(14) 年間処分経費の推移

年度	金額（千円）	搬入されたごみ1 tあたりの金額（円）
24	1,513,129	15,379
25	1,843,708	18,826
26	1,570,346	16,030
27	1,882,039	19,397
28	2,052,441	21,344

(15) 廃棄物処理手数料

(10kg あたり単価)

区分		可燃ごみ	不燃ごみ	
			破碎	埋立
一般廃棄物	家庭系	50 円	60 円	60 円
	事業系	70 円	80 円	100 円
産業廃棄物		100 円	120 円	150 円

※平成 12 年 4 月 1 日改正

VII 資 料

1. 「第2次明石市環境基本計画(改訂版)」の概要	73
2. 「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の概要	74
3. 「つなごう生きもののネットワーク生物多様性あかし戦略」の概要	76
4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン	78
明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）の概要	
5. 明石市一般廃棄物処理実施計画(改訂版)	80
6. 環境行政関係条例等	87
明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例	
明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則	
明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例・施行規則	
あかしの生態系を守る条例	
明石市再生資源集団回収団体助成要綱	
明石市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱	
明石市要援護者ごみ戸別収集実施要綱	
7. 保有車両一覧表	141
8. 委託・許可業者一覧表	143
9. 年 表	147

VII 資 料

1. 「第2次明石市環境基本計画（改定版）」の概要

明石市環境基本計画は、環境基本条例に基づいて定める基本理念を具体化するための計画であり、明石市長期総合計画の個別計画であるとともに、環境関連の個別計画の上位計画となっています。

本計画は、平成24(2012)年1月に策定しました「第2次明石市環境基本計画」を社会情勢や環境を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画の見直しを行い、平成29(2017)年8月に「第2次明石市環境基本計画（改定版）」へ改定しました。

1 明石市のめざす環境像

水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う
 人と人が思いやり、地球をいつくしむ
 古（いにしえ）に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち
 ～恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし～

2 基本理念

明石市のめざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方を基本理念とします。

- ① 私たちはみんなで考え、行動し、活動の輪を広げています
- ② 私たちは環境に調和したくらしと文化を育んでいきます
- ③ 私たちは「明石らしさ」を将来世代へ引き継いでいきます
- ④ 私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、日常のくらしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます。

3 基本方針と施策体系

明石市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針を掲げます。また、この基本方針にある4つの社会の実現に向けて、施策を推進していく必要があります。

<基本方針1 低炭素社会の実現>

「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」に基づいて、市民・事業者・市などそれぞれの立場から、環境に配慮した行動を起こし、継続していくことで、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを目指していきます。

<基本方針2 自然共生社会の実現>

「つながり生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」に基づいて、身近な場所で生きものが生息・生育し、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを目指していきます。



＜基本方針 3 循環型社会の実現＞

「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」に基づいて、廃棄物の処理に関する様々な施策に取り組み、環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかしを目指していきます。

＜基本方針 4 安全・安心社会の実現＞

大気、水、土壌などを健全で良好な状態に保全するとともに、騒音・振動や悪臭などの発生を未然に防止するなど環境リスクの少ない安心してくらす社会の実現を目指していきます。

＜横断的施策＞

めざす環境像や「低炭素社会」の実現など4つの基本方針の達成につながる「横断的施策」として、環境学習の推進と人材育成、環境に調和したライフスタイルの推進、明石らしさを伝える歴史・文化の保存を進めていきます。

4 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、「明石市環境レポート」（印刷物、Web版：市ホームページのPDFファイル）として、計画の取り組み内容や進捗状況などを公表しています。

5 エコウイングあかし

「エコウイングあかし」は、環境基本計画を市民、事業者、行政の三者で推進していくためのパートナーシップ組織の愛称で、正式名称を「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」といいます。

愛称の「エコ」は環境一般を、「ウイング」は翼を表します。エコの風が大きく翼を広げ、明石に広がるイメージとともに、東西に長い明石の地形も表しています。また、市民・事業者・行政の三者をつなぎ、覆う翼も意味しています。

会員数は、個人会員 65 名、団体会員 13 組、賛助会員 108 口となっています。（平成 29(2017)年 3 月末現在）

環境基本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、エコウイングあかしなどとの協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です。



2. 「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」の概要

1 基本的事項

「ストップ温暖化！低炭素社会のまち あかしプラン」は、明石市域全体から排出される温室効果ガスを抑制するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律 117 号)第 20 条の 3 に基づき平成 23 年 3 月に策定しています。近年の温暖化対策の動向やエネルギーをめぐる社会情勢へ対応するため、平成 29 年度に見直しを予定しています。

2 明石市の将来像

明石のまちの良好な環境を将来の子どもたちに引き継いでいくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルや事業活動に転換していくなど、環

境に配慮した行動を起こしていく必要があります。

この行動を続けていき、明石のまちそのものを低炭素化させていくことを将来の目的とし、低炭素社会のまちを目指します。

3 対象

対象地域は明石市全域とします。

算定対象とする温室効果ガスについては、次のとおりです。

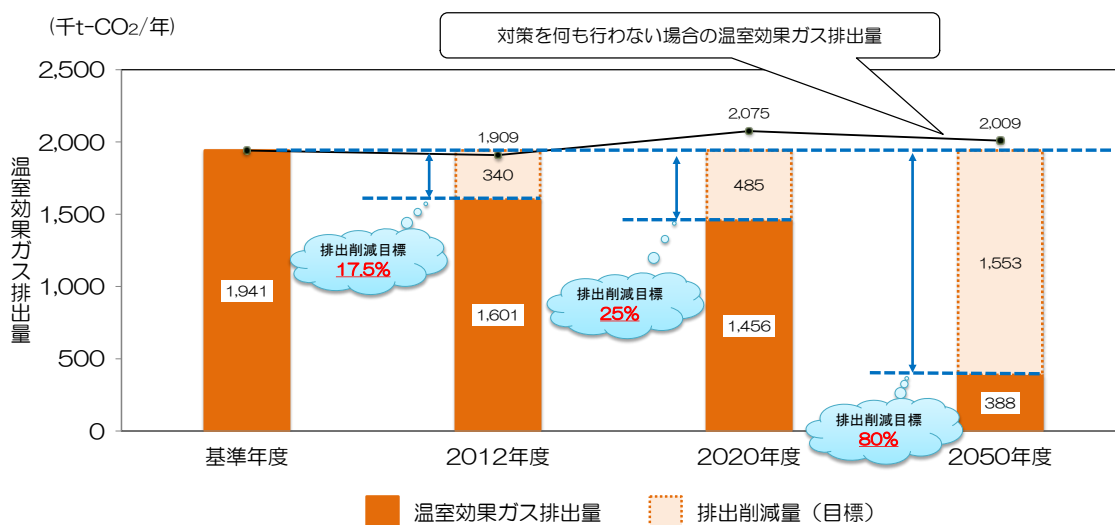
対象の温室効果ガス一覧表

種 類	性質・用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼などによって発生します。
メタン (CH ₄)	水田や家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立などによって発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	物の燃焼や工業プロセスなどで発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなどで発生します。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造プロセスなどで発生します。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体などに使われます。

4 温室効果ガスの排出削減目標

明石市の基準年度の排出量に対する排出削減目標は、次のとおりです。

- 短期目標年次（平成 24(2012)年度）で 17.5%の削減
- 中期目標年次（平成 32(2020)年度）で 25%の削減
- 長期目標年次（平成 62(2050)年度）で 80%の削減



(基準年度: 二酸化炭素、メタン、一酸化炭素は 1990 年度、代替フロン等は 1995 年度)

5 明石市の地球温暖化対策推進施策の体系

戦略① 市の率先行動

【方針】 温室効果ガス排出量削減のため市が率先して、再生可能エネルギー、省エネ・省CO₂機器の導入、エネルギー管理の徹底などを行います。

戦略② 市民・事業者の活動支援

【方針1】 市民には、日常生活における省エネ・省CO₂の具体策を提示するなど、地球温暖化対策の浸透を図るとともに、インセンティブを付与した活動支援を行います。また、環境学習の場を提供し、施策の推進に参画してもらえる市民を増やしていきます。

【方針2】 事業者には、高効率機器の導入を図るとともに、自主的な取り組みを推進するための仕組みづくりを行います。

戦略③ 都市・交通システムの低炭素化

【方針】 都市づくり、交通システム、緑化等について、都市の低炭素化を図るための環境整備を行います。

戦略④ 循環型社会の形成

【方針】 3Rの推進による、CO₂排出量の削減を図ります。

3. 「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」の概要

1 戦略策定の背景

生物多様性基本法第13条に規定する、市内における生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画として、平成23(2011)年3月に「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」を策定しました。

2 目標と基本方針

(1) 基本理念

「自然と人が共生するまち“あかし”を未来の子どもたちに」

未来の子どもたちに「自然と人が共生するまち“あかし”を引き継いでいくことは、私たち明石に暮らし働く人たちすべての責務と言えます。

(2) 目標

「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”

～水と緑でつなぐ命のネットワークづくり～

身近な場所で生きものが暮らし、自然と人が共生するまちとなるよう、水と緑でつなぐ命のネットワークづくりを推進し、豊かな生態系のネットワークづくりを目指します。

(3) 50年後に目指す姿

- ① 生物多様性に配慮した暮らしを実現します。
- ② 水・緑のネットワークを形成します。

- ③ 自然と人が共生するまち「あかし」を実現します。

(4) 基本方針

- ① まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます。
- ② まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます。
- ③ 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます。
- ④ 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます。

3 行動計画

水と緑でつなぐ命のネットワークを構築し、自然と人が共生するまちを実現するため、基本方針に基づく取り組みの方向性を示します。

この戦略の推進には市は勿論、市民、事業者、市民団体など、各主体の協力及び連携が不可欠であり、協働で行っていくことを前提として定めています。

① まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げるために

- 水と緑のネットワークづくり
- 指針づくり（ガイドライン）
- 生物多様性の浸透

② まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していくために

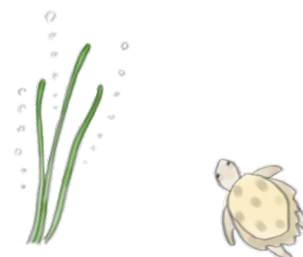
- 水辺環境の改善
- モニタリング調査の実施
- 保全活動への理解と協力
- 希少な野生生物の保護・保全
- 外来種対策

③ 生物多様性から受ける恵みを持続可能な利用のために

- 循環型社会の形成
- 意識改革の推進
- 豊かな海づくりの推進
- 農地の利活用
- 環境保全型農業の推進
- 地産地消の推進

④ 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていくために

- 自然との触れ合いづくり
- 生物多様性への関心
- 担い手づくり
- 環境学習の推進



4. みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）の概要

1 計画の目標年度

計画の最終目標年度は、平成 37(2025)年度と設定して、施策を推進していくこととしています。各目標年度には、具体的数値である「ごみの減量化目標（市ごみ処理量・家庭系燃やせるごみ 1 人 1 日あたり排出量・事業系市ごみ処理量・最終処分量・リサイクル率）」の達成状況を検証します。なお、見直しは概ね 5 年ごととしますが、現在のごみ処理施設の保全計画の見直しにより建て替えの必要が生じた場合や、社会経済情勢が大きく変化した場合など、計画見直しの必要性が生じた際には、見直すこととします。

2 ごみ処理基本方針

(1) 基本理念 「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」

(2) 基本方針

① ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的であり、どうしても発生するごみについては環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行うことが重要です。

② パートナーシップによる取り組みの強化

市民、NPO、地域にある企業など、それぞれの人々が行政と目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

③ ごみの安全・安心な適正処理

明石市では、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮した、持続可能な循環型社会を目指します。

(3) ごみの減量化目標

目標の設定については、活動の検証や見直しが可能なように、数値を採用しています。目標は平成 26(2014)年度を基準年とし減量化目標は次表のとおりです。

	平成 26 年度 (基 準)	平成 37 年度 (目 標)
『目標 1』ごみ処理量の削減 (指 数)	—	—
市ごみ処理量	97,025 t (100)	80,000 t (82)
家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量	510g/人日 (100)	425g/人日 (83)
事業系市ごみ処理量	35,041 t (100)	30,000 t (86)
『目標 2』最終処分量の削減 (指 数)	16,392 t (100)	10,000 t (61)
『目標 3』リサイクル率の向上	12.6%	19.2%

3 ごみ処理基本施策・推進項目

基本理念の実現に向けて施策を推進していくこととしています。

(1) ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

- ① 家庭から出るごみを減らす
 - ア. 家庭系指定袋制の導入
 - イ. 2R型（リデュース・リユース）のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
 - ウ. 食品ロス削減の促進
 - エ. 生ごみ減量化への取り組みの推進
 - オ. 家庭系ごみ有料化導入の検討
- ② 事業所などから出るごみを減らす
 - ア. 分別の徹底に向けた事業系指定袋制の導入
 - イ. 事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導
 - ウ. ごみ減量マニュアルの改訂
 - エ. 事業系ごみ処理手数料の適正化
- ③ ごみの再使用・再生利用への誘導
 - ア. 不用品の再使用（リユース）の推進
 - イ. 小型家電や廃食用油等の不用品再生利用（リサイクル）の推進
 - ウ. 集団回収活動の拡充と活動団体の育成
 - エ. 紙類（資源化可能）の資源化の推進
 - オ. 資源ごみの名称変更
 - カ. 公共施設での取り組み
 - キ. 資源ごみ等の持ち去りへの対策の検討

(2) パートナーシップによる取り組みの強化

- ① 情報の共有化
 - ア. ごみ処理実績等の積極的公開
 - イ. 実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫
 - ウ. 市民・事業者の取組事例の取得や情報提供
- ② 参画と協働のネットワークづくり
 - ア. ごみ減量推進員等の活動支援
 - イ. 環境学習の推進
 - ウ. 一般廃棄物収集運搬許可業者との連携
 - エ. レジ袋削減の協定締結事業者等との連携

(3) ごみの安全・安心な適正処理

- ① 環境負荷を低減した適正処理の推進
 - ア. 分別排出の徹底と啓発の強化
 - イ. 不法投棄対策の強化
 - ウ. ごみ収集運搬車両の低公害車の導入
 - エ. 焼却灰の資源化の推進
 - オ. 蛍光管等の有害物質を含むごみの回収

- カ. 搬入物検査や指導
- キ. 災害廃棄物処理対策
- ② 経営感覚にもとづく施策の推進
 - ア. ごみ処理経費の抑制
 - イ. ごみ処理事業における行政サービスの向上
 - ウ. 広域的連携の強化
- ③ 今ある施設を最大限活用
 - ア. ごみ処理施設の適正な管理と施設整備（計画の具体化）
 - イ. 最終処分場の安定的利用と延命化

5 明石市一般廃棄物処理実施計画（改訂版）

『みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン（明石市一般廃棄物処理基本計画）』に基づき、『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし』を基本理念とした本計画を定め、実現に向けさまざまな施策を推進する。なお、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき策定する。

本年度については、市民（ごみ減量推進員、ごみ減量推進協力員の方々など）とのパートナーシップの強化に取り組み、ごみの減量化や再資源化を促進するための活動支援を行うとともに、教育委員会や学校と連携することにより環境学習の更なる推進を図る。

また、ごみの適正処理の観点から、中間処理、最終処分場に搬入されるごみについて展開検査を実施するなど、処理施設並びに最終処分場の安定的利用と延命化を図るための手段を講じる。一方、社会問題でもある「資源ごみの持ち去り行為」に対しては、「持ち去り禁止条例」の制定等その防止に取り組む。

し尿及び生活排水については、適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

1 基本的事項

- (1) 計画区域 明石市全域
- (2) 計画期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (3) 計画人口 298,800人

2 ごみ処理編

(1) 基本方針及び基本施策

基本方針	基本施策	推進項目
ごみの発生抑制・再生利用を最優先、次に再生使用・再生利用	家庭から出るごみを減らす	2R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
		食品ロス削減の促進
		生ごみ減量化への取り組みの推進
	事業所などから出るごみを減らす	事業系一般廃棄物減量計画書等の提出と指導
		ごみ減量マニュアルの改訂
	ごみの再使用・再生利用への誘導	不用品の再使用の推進
		小型家電や廃食用油等の不用品再生利用の推進
		集団回収活動の拡充と活動団体の育成
		紙類(資源化可能)の資源化の推進
		公共施設での取り組み
資源ごみ等の持ち去り対策の実施		
パートナーシップによる取り組み強化	情報の共有化	ごみ処理実績等の積極的公開
		実施施策の周知やわかりやすい啓発の工夫
		市民・事業者の取組事例の取得や情報提供
	参画と協働のネットワークづくり	ごみ減量推進員等の活動支援
		環境学習の推進
		一般廃棄物収集運搬許可業者との連携
		レジ袋削減の協定締結事業者等との連携
ごみの安全・安心な適正処理	環境負荷を低減した適正処理の推進	分別排出の徹底と啓発の強化
		不法投棄対策の強化
		ごみ収集運搬車両の低公害車の導入
		有害物質を含むごみの回収
		搬入物検査や指導
	経営感覚にもとづく施策の推進	ごみ処理経費の抑制
		ごみ処理事業における行政サービスの向上
		広域的連携の強化
	今ある施設を最大限活用	ごみ処理施設の適正な管理と施設整備(計画の具体化)
		最終処分場の安定的利用と延命化

Ⅶ. 資 料

(2) 収集計画

収 集 区 分		収 集 方 法	収集回数	計画収集量	収集主体
家庭系ごみ	燃 や せ る ご み	ステーション方式	週2回	54,710t	直 営 ・ 委 託 (※1)
	燃 や せ ない ご み	ステーション方式	月2回	2,533t	
	空 き 缶 ・ 空 き び ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル	ステーション方式	月2～3回	2,884t	
	紙 類 ・ 布 類	ステーション方式	月1回	1,974t	委 託
	粗 大 ご み	戸別収集	随 時 (日曜日を除く)	585t	直 営
	廃 食 用 油	有人拠点回収	月1回	43t	
		無 人 拠 点 回 収			
	小 型 家 電	有人拠点回収	月1回	24t	
		ボ ッ ク ス 回 収			
		ピ ッ ク ア ッ プ 回 収			
	要援護者ごみ戸別収集	戸別収集	週1～2回	他に含む	
	一 斉 清 掃	燃 や せ る ご み		443t	委 託
		燃 や せ ない ご み		337t	
	直 接 搬 入 (一時多量ごみ)	燃 や せ る ご み		86t	排 出 者 ・ 許 可 業 者
燃 や せ ない ご み		800t			
小 計				64,419t	
店 頭 回 収		店 舗 等 に よ り 異 なる		885t	指 定 店
事業系ごみ	燃 や せ る ご み	随 時 (日曜日を除く) 許 可 業 者 ま た は 事 業 者 自 ら が 直 接 搬 入 す る		32,411t	排 出 者 ・ 許 可 業 者
	燃 や せ ない ご み			1,275t	
	小 計				33,687t
合 計				98,991t	
小 動 物 の 死 体		随 時		2,400体	委 託

① 一般廃棄物の排出に関する所定の場所

「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第5条第1項に規定する一般廃棄物の排出に関する所定の場所（ごみステーション）とは、自治会等からの申し出等により市が認めた場所とする。

② 委託業者(※1)

東 部 収 集 区 域	A区域 阪神連合清掃(株)
	松が丘1～4丁目、松が丘5丁目(一部)、朝霧南町1丁目、朝霧南町2丁目(一部)、大蔵谷奥(一部) 荷山町、太寺1～4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1～3丁目、山下町、天文町1～2丁目、人丸町、東人丸町(一部)、東仲ノ町、桜町、大明石町1～2丁目(JR以南)、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1～2丁目、鍛冶屋町、中崎1～2丁目、本町1～2丁目
	B区域 (有) 毎 日 清 掃
	松が丘5丁目(一部)、朝霧南町2丁目(一部)、朝霧南町3～4丁目、朝霧東町1～3丁目、大蔵谷奥(一部)、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1～3丁目、北朝霧丘1～2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)、鷹匠町、茶園場町、大明石町1～2丁目(JR以北)、船上町(一部)、和坂1～3丁目、西明石町1～5丁目、新明町、林崎町1～3丁目、南貴崎町、林1～3丁目、松江(一部)、和坂(アメニティコート)、旭が丘、西明石東町、野々上1～2丁目、野々上3丁目(一部)
	C区域 (有) 東 播 清 掃
	大道町1～2丁目、和坂、松の内1～2丁目、花園町、鳥羽、沢野1～2丁目、明南町1～3丁目、小久保1～6丁目、小久保、西明石北町1～3丁目、北王子町、王子1～2丁目、西新町1～3丁目、硯町1～3丁目、田町1～2丁目、船上町(一部)、立石1～2丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、野々上3丁目(一部)、藤江(一部)、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)
西 部 収 集 区 域	<p>東部収集区域を除く、市の指定するコース</p> <p>(有)明石環境開発、(有)明石浚渫興業、(有)新栄、(有)東播清掃、阪神連合清掃(株)、(有)毎日清掃</p>

(3) 排出計画

収 集 区 分	排 出 方 法
燃 や せ る ご み	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみに分け、中の見える無色またはブルー系で45リットルのポリ袋に入れること。
燃 や せ 不 い ご み	<ul style="list-style-type: none"> 住んでいる地域によって決められた収集日の午前8時までに、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみのステーション(ごみ置場)に出すこと。
空 き 缶 ・ 空 き び ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル	<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、燃やせるごみ用のごみ集積施設として、ドラム式ごみ貯留施設を使用している場合は、この限りではない。
紙 類 ・ 布 類	<ul style="list-style-type: none"> 新聞紙(折り込みチラシ含む)、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックについては種類ごとにひもで縛ること。 布類については、洗ってよく乾かしポリ袋に入れること。 住んでいる地域によって決められた収集日の午前8時までに、燃やせないごみ、資源ごみを出しているステーション(ごみ置場)に分けて出すこと。
廃 食 用 油	<ul style="list-style-type: none"> 天ぷら油(植物性廃食用油)は、市が設置している回収ボックス又は、拠点回収場所ごとに決められた日時に持参すること。 ※油はよく冷まし、ペットボトル等に入れて排出すること。 燃やせるごみとして排出する場合は、廃油処理剤で固めるか、紙や布に染み込ませて出すこと。
小 型 家 電	<ul style="list-style-type: none"> 市が指定する小型家電については、市が設置している回収ボックス又は、拠点回収場所ごとに決められた日時に持参すること。 明石クリーンセンターへ直接搬入することも可能。
要 援 護 者 ご み 戸 別 収 集	<ul style="list-style-type: none"> ごみを自らステーションに排出することが困難な方が対象。「要援護者ごみ戸別収集実施要綱」に基づき申請し、対象者となった方については、市が戸別にごみの収集を行う。
粗 大 ご み	<ul style="list-style-type: none"> 重さが5kg以上又は、45リットルのポリ袋に入らないものが該当。 ※但し、家電リサイクル法対象家電を除く。 粗大ごみ受付センターへ事前に申し込み、収集日の午前8時までに、粗大ごみ処理券を貼って出すこと。 ※戸別有料収集 <p>(粗大ごみ受付センター) 受付時間:午前9時～午後7時(月曜日～金曜日)※年末年始除く</p> <p>(粗大ごみ処理券) あかし総合窓口、市民センター、サービスコーナーほか、粗大ごみ処理券取扱店にて販売する。</p>

店 頭 回 収 等 (スリム・リサイクル宣言店制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」が設置している回収ボックスに、資源物(空き缶、ペットボトル、紙パック、トレイなど)を分けて出すこと。 ・事業者が独自に行う回収方法により出すこと。
-------------------------------	---

【排出してはならないごみ】

<p>明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項第9号に基づく排出してはならないごみを、下記のとおり例示する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・引越し、庭木の剪定等により一時的に多量に排出され、収集を困難にするもの ・消火器 ・ピアノ ・洗面台 ・仏壇、仏具 ・農機具、漁具 	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫(耐火性を有するものに限る) ・バイク、スクーター ・自動車等のタイヤ、バッテリー ・ホイール、バンパー、シート(自動車用に限る) ・一定規模以上のダンベル(金属製のもの)

(4) 中間処理計画

① 一般廃棄物の受入基準

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の2第3項により市長が定める受入基準等については下記のとおりとする。

- ・燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、埋め立てごみの4つに分別をすること
- ・搬入に用いる車両は、明石クリーンセンターに支障を与えない範囲のものであること
- ・明石市内で発生したごみであること
- ・搬入は、ごみ排出者本人または一般廃棄物収集運搬許可業者に限ること
- ・その他、明石クリーンセンターの能力では処理が困難と認められるもの等については、必要な指示を行う。

② 燃やせるごみの処理

焼却施設により焼却処分する。

施 設 の 概 要	
施 設 名	明石クリーンセンター焼却施設
所 在 地	明石市大久保町松陰1131
型 式	全連続燃焼式焼却炉
焼 却 能 力	480t/24h(160t×3系列)

③ 燃やせないごみ、資源ごみの処理

破砕選別施設により破砕し、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源化物に選別する。

Ⅶ. 資 料

施 設 の 概 要	
施 設 名	明石クリーンセンター破砕選別施設
所 在 地	明石市大久保町松陰1131
型 式	横型2軸せん断式破砕及び衝撃せん断併用回転式破砕
処 理 能 力	破 砕 系 統 60t/5h
	資 源 化 系 統 32t/5h

- ④ 小動物の死体の処理
委託により焼却処分とする。

- ⑤ 計画処理量 ※ごみピット内、前年度残含む

処 理 区 分	計 画 処 理 量	
焼 却	99,710t	※焼却鉄310t含む
破 砕	3,820t	
埋 め 立 て	1,320t	
資 源 化	び ん	90t
	ガラスくず	540t
	缶	440t
	ペットボトル	340t
	そ の 他	490t
合 計	106,750t	1,900t

- (5) 最終処分計画

- ① 不燃物の一部及び中間処理施設から出る残渣については、埋め立て処分する。

施 設 の 概 要	
施 設 名	明石市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	明石市大久保町松陰1131(明石クリーンセンター敷地内)
全 体 容 量	1,612,000m ³
残 余 容 量	410,660m ³ ※平成29年4月見込量

- ② 埋め立て量及び内訳

計 画 埋 め 立 て 量	
直接埋め立て (破砕選別残渣)	1,370t (50t)

焼 却 残 渣 (市外搬出)	16,070t (4,200t)
合 計	17,440t

③ 市外搬出先

施 設 の 概 要	
施 設 名	大阪湾広域臨海環境整備センター
所 在 地	神戸市東灘区向洋町地先(神戸沖処分場)
埋め立て方法	海面埋め立て方式(管理型)

6. 環境行政関係条例等

◆ 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

〔平成 11(1999)年 6 月 30 日制定〕

明石市の地域性を十分考慮しつつ、今日的課題である「地球環境問題」を視野にいたした共通の基本理念や基本方針等を定めるとともに、それにもとづく諸施策を効果的に推進するために制定しました。

これには、上記の内容のほか、昭和 48(1973)年制定の「環境保全条例」から一部「生活環境の保全」を取り込むとともに全国的にも珍しい「夜間花火の規制」の条文を罰則付きで新たに加えました。

なお、基本条例の施行に伴い、前身である環境保全条例は廃止されました。

◆ 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則

〔昭和 46(1971)年 12 月 24 日・平成 5(1993)年 7 月 15 日制定〕

法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。市、事業者、市民等の責務をはじめ、一般廃棄物の処理手数料等について定めています。

◆ 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

〔平成 11(1999)年 6 月 30 日制定〕

平成 11(1999)年 10 月 1 日から施行しました。

公共の場所での、飲食料缶、瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、花火のもえかす等のポイ捨て、飼い犬のふん放置について防止するために、市、市民、事業者、所有者等が果たすべき責務並びに市民等の「ポイ捨て」や、飼い主の「犬のふん放置」行為を禁止することを定めています。

ます。

また、散乱防止重点区域として指定した区域内で（飲食料用）自動販売機により販売を行う事業者の設置届出、回収容器の設置等を義務付けています。

上記については、勧告、命令のほか、罰則規定を設けています。

この条例の制定の背景には、コンビニエンスストアや自動販売機の著しい普及等に見られる「便利さ」「使い捨て」の社会感覚の進展に伴って、駅前周辺・海岸などの公共の場所において「ポイ捨て」が後を絶たない実情や近年のペットブームにより、「飼い犬のふんの放置」の問題が地域で多発している現状があります。

これらは、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情に対処すべく、規制的手段を用いることにより抑制を図るものです。

◆ あかしの生態系を守る条例

[平成 26(2014)年 9 月 26 日制定]

指定外来種の防除等の措置を講じることにより、あかしの生態系を守り、もって明石市における生物の多様性の保全及び農林水産業の健全な発展を図ることを目的に「あかしの生態系を守る条例」を制定しました。

この条例では、明石の生態系に影響を及ぼすおそれのある動植物を指定外来種として指定し、放逐等の禁止など、その取扱いについて規定を設けており、現在（平成 26 年度末）ミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）を指定外来種として指定しています。

◆ 明石市再生資源集団回収団体助成要綱

[平成 23(2011)年 1 月 1 日制定]

◆ 明石市要援護者ごみ戸別収集実施要綱

[平成 22(2010)年 1 月 19 日制定]

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 11 年 6 月 30 日
条例第 22 号

附則

人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量生産、大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境をも脅かしている。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健康で恵み豊かな環境を保全し、かつ、かけがえのない自然を回復し、再生し、又は代償措置を講じ、新しい生活様式をつくり出すなど環境を創造しながら、将来に引き継いでいく責務を担っている。

明石は、淡路島を臨み、明石海峡に面し、温暖な瀬戸内海型気候に属している。古くからの営みにより、豊かな文化と新鮮で豊富な魚を活かす漁業、多種な野菜を生産し大消費地に近い都市近郊型農業、機械等の製造など多様な産業のもとに繁栄し、多くの歴史的文化的遺産と水に親むむ海岸線、多くのため池などの風土を形作ってきた。私たち市民は、環境が大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていること、そして自然はそれ自身に固有の価値と尊厳を有していることを深く認識し、環境を基調とした価値観に基づき行動する文化を築いていかねばならない。そして、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、明石らしい風土を活かした豊かな環境の保全と環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会の実現に努めていきたい。

ここに、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、健全で恵み豊かな環境を確保しつつ、そして魅力あふれる環境をはぐくむ明石をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則
(定義)

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

改正	平成 17 年 3 月 29 日条例第 19 号	平成 17 年 9 月 28 日条例第 51 号
	平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号	平成 21 年 3 月 30 日条例第 18 号
	平成 26 年 3 月 31 日条例第 17 号	

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本的施策 (第 7 条—第 11 条)

第 3 章 効果的推進のための施策 (第 12 条—第 23 条)

第 4 章 自然環境の保全及び創造

第 1 節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進 (第 24 条—第 28 条)

第 2 節 保護地区等 (第 29 条—第 35 条)

第 5 章 生活環境の保全

第 1 節 地下水の保全 (第 36 条—第 39 条)

第 2 節 港湾の保全 (第 40 条・第 41 条)

第 3 節 夜間花火の規制 (第 42 条・第 43 条)

第 4 節 道路等の保全 (第 44 条—第 46 条)

第 5 節 削除

第 6 節 空き地の適正管理 (第 50 条・第 51 条)

第 6 章 環境審議会等 (第 52 条—第 54 条)

第 7 章 補則 (第 55 条・第 56 条)

第 8 章 罰則 (第 57 条—第 60 条)

保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を定め、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市の施策を定め、及び実施するに当たって、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国、兵庫県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減等環境の保全及び創造に係る必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用しなければならない。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、

土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。）に係る被害が生ずること

をいう。

(3) 地域環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質又はこれによって汚染された物を除く。）をいう。

(5) 環境マネジメントシステム 事業者が、自主的にその事業活動に係る環境の保全に関する方針を策定し、目標を設定し、及び計画を作成し、並びにこれを実行し、並びに環境監査によりその実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続をいう。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境の確保がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び

向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民参加等)

第6条 市は、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等により、それらの環境の保全及び創造に関する活動のための方策並びに市の施策等が効果的に推進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、市、事業者、市民及び民間団体が、地域の環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に関して、相互の連携を深め、協働した行動等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の目標及び大綱

(2) 市、事業者及び市民が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針(以下「環境行動指針」という。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、明石市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第9条 事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境行動指針に適合させるように努めなければならない。

(環境影響評価)

第10条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行おうとする事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮すること(以下「環境影響評価」という。)が、健全で恵み豊かな環境を確保する上で極めて重要であることから、環境影響評価を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から、必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(地球環境保全への貢献)

第 11 条 市は、地域の環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本として、事業者及び市民と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 効果的推進のための施策
(規制の措置)

第 12 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等の充実)

第 13 条 市は、事業者及び市民が環境について関心と理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を増進するように、教育の充実及び学習の促進、知識の普及等の啓発活動の充実、人材の育成、事業者及び市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の支援)

第 14 条 市は、事業者、市民及び民間団体が自発的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エネルギーの合理的かつ効率的利用の促進等)

第 15 条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民によるエネルギーの合理的かつ効率的利用及び資源の循環的利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、エネルギーの合理的かつ効率的利用、資源の循環的利用及び廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 17 条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(年次報告)

第 18 条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な調査研究を実施するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(協定)

第 21 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造のため、必要と認める場合は、事業者に対し、この条例の施行について必要な協定の締結をすることができ

- 2 事業者は、前項の規定による協定の締結の請求があった場合は、これに応ずるように努めなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により協定を締結したときは、当該協定の内容を速やかに公表するものとする。

(経済的措置等)

第22条 市は、事業者、市民及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を事業者及び市民に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境マネジメントシステムの導入の促進)

第23条 市は、事業者がその事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減について効果的に取り組めるように、環境マネジメントシステムの導入の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、自らも事業者としての立場を考慮して率先して行うものとする。

第4章 自然環境の保全及び創造

第1節 自然環境の保全及び創造に関する施策の推進

(自然環境の保全及び創造)

第24条 市、事業者及び市民は、自然と人間の共生のため、それぞれの責務を自覚し、多様な自然環境の保全及び創造に努めなければならない。

(土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務)

第25条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者は、その事業の実施に当たって策定する計画について、あらかじめ、その事業に係る自然環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

(緑化の推進)

第26条 市は、その管理する道路、公園、広場その他の公共施設において、樹木及び草花の植栽に努めるものとする。

2 事業者及び市民は、その所有し、又は占有する土地において、樹木及び草花の植栽に努めなければならない。

(生き物の生息が可能な環境の保全及び創造)

第27条 市及び事業者は、生き物の多様な生息空間を確保するため、生き物の生息が可能な環境の保全及び創造に努めなければならない。

(海浜の保全)

第28条 市は、生き物の貴重な生息空間を保全するため、関係機関と協力して市域に存する海浜（防潮堤から水際線までの砂浜又は干潟をいう。）の適正な保全に努めるものとする。

第2節 保護地区等

(保護地区等の指定)

第29条 市長は、良好な自然環境を確保するため、必要と認める地区又は樹木を保護地区若しくは保護樹木又は保護樹林（以下「保護地区等」という。）として指定することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する地域については、指定しないものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下この項において「条例」という。）第89条第1項に規定する自然環境保全地域

(2) 県条例第95条第1項に規定する環境緑地保全地域

(3) 県条例第104条第1項に規定する指定野生動植物種保存地域

2 前項に規定する保護地区等の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自然保護地区（樹林、河川、池沼及び草原の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保全することが必要な地区をいう。）

- (2) 生物保護地区（野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は植物の生息地であって、当該野生動物又は植物の保護又は繁殖を図るため保全することが必要な地区をいう。）
- (3) 保護樹木（市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木をいう。）
- (4) 保護樹林（市街地又はその周辺の景観の優れた樹林であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な樹林で樹木10本以上の集団をいう。）
- 3 市長は、保護地区等を指定しようとするときは、当該保護地区等の所有者又は占有者の意見を聴くものとする。この場合において、自然保護地区及び生物保護地区については、当該意見聴取後、指定する前に審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、自然保護地区又は生物保護地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前項の規定による告示があったときは、縦覧に供された案について意見のある者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日を経過する日までに、当該案について市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、自然保護地区又は生物保護地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴くものとする。
- 7 市長は、保護地区等を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。
- 8 保護地区等の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

（指定の解除及び変更における準用）

第30条 前条第3項、第7項及び第8項の規定は保護地区等の指定の解除及び変更について、同条第4項から第6項までの規定は自然保護地区又は生物保護地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（標識の設置）

第31条 市長は、保護地区等を指定したときは、その敷地内に当該保護地区等であることを表示した標識を設置するものとする。ただし、保護樹木については、樹木ラベル等簡易な標識に替えることができる。

2 前項に規定する敷地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（生物保護地区における行為の制限）

第32条 何人も、生物保護地区内においては、市長が指定する動植物（卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためする場合
 - (2) やむを得ず人の生命又は身体の保護を行うためする場合
 - (3) 市長が特に必要と認めて許可した行為で規則で定めるものを行うためする場合
- 2 市長は、前項第3号の規定による許可には、自然環境を保全するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 第1項第1号又は第2号に規定する行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならぬ。

4 第29条第3項、第7項及び第8項の規定は、第1項の規定による動植物の指定について準用する。

（中止命令等）

第33条 市長は、自然環境を保全するため、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により付した許可の条件に違反した者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復により難しい場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（保護地区等に係る行為の制限等）

第34条 自然保護地区及び生物保護地区区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 土石類を採取すること。
- (4) 水面を埋立てること。
- (5) 木竹を伐採すること（当該木竹が第32条第1項に規定する「市長が指定する動植物」に該当する場合を除く。）。

(6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの。

2 保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）について、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、保護樹木等が指定された日前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 保護樹木等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為（以下この条において「特定行為」という。）として建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 保護樹木等を伐採し、損傷し、又は移転すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定行為として規則で定めるもの。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為をしようとする区域（その周辺の区域を含む。）における保護地区等の保全のために必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該保護地区等の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期限内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間内に、第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

5 第1項又は第2項の届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 市長は、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

7 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第1項又は第2項の規定による届出をせず、当該各項に定める行為をした者又は第3項の規定による処分に違反した者に対し、当該行為の中止若しくは計画の変更を命じ、又は相当の期限を定めて、原状の回復を命じ、若しくはこれにより難い場合に、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8 第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

9 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保護地区等の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第1項、第2項及び前項の規定は、適用しない。

10 第1項又は第2項に規定する行為をすることについて、次に掲げる法律等による許可を受け、又は届出をした者については、第1項又は第2項の規定は、適用しない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第108号）
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- (5) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

4 第1項の届出をした者が、当該届出に係る氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）等に変更のあつたとき、又は同項の届出に係る井戸を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならぬ。

（完了届及び認定）

第38条 前条（第3項を除く。）の届出をした者は、当該届出に係る井戸の設置又は変更の工事が完了したときは、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならぬ。

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る井戸が届出の内容に適合しているかどうかについて検査し、その結果適合していると認めるときは、その旨認定するものとする。

（改善命令等）

第39条 市長は、井戸を設置している者が、第36条の規定に違反していると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、取水量の制限その他地下水源の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、当該井戸による取水の停止を命ずることができる。

第2節 港湾の保全

（港湾事業者の責務）

第40条 港湾施設を利用して事業活動を行う者（以下「港湾事業者」という。）は、岸壁、物揚場、施設内道路その他の港湾施設又は海面に貨物、荷役用具、廃棄物その他のもの（以下「貨物等」という。）が脱落し、散乱し、又は飛散するのを防止し、常に港湾環境を清潔に保持するため必要な措置を講じなければならない。

2 港湾事業者は、貨物等の保管又は荷役作業に伴い、騒音等により隣接する地域の良好な環境を侵害するおそれがある場合には、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 港湾事業者は、車両等により貨物等を搬出する場合において、騒音等により港湾施設に隣接する地域又は港湾施設に通じる道路の周辺地域の良好な環境を侵害するおそれがあるときは、これを防止するため必要な措置を講じなければならない。

(7) 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）
 (8) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）
 11 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項又は第2項の届出を要しない。

この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知するものとする。

（保護樹木等の所有者等の保全義務等）

第35条 保護樹木等の所有者又は占有者（以下この条において「所有者等」という。）は、保護樹木等の保全に努めなければならない。

2 所有者等に変更があつたときは、変更後の所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 保護樹木等が滅失し、又は枯死したときは、その所有者等は、遅滞なくその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第5章 生活環境の保全

第1節 地下水の保全

（取水基準の遵守）

第36条 井戸（動力を用いて地下水を取水する施設のうち、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置している者は、規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水の取水をしなければならない。

（井戸の設置等の届出）

第37条 井戸を設置しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 井戸を設置している者で、規則で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 井戸を設置している者は、規則で定めるところにより、当該井戸の現況を市長に届け出なければならない。

(勧告及び命令)

第41条 市長は、前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第3節 夜間花火の規制

(禁止等)

第42条 市民等（市民及び本市の区域内に滞在する者をいう。）は、海岸（護岸より水際線までの海浜地をいう。）その他の公共の場所において、夜間（午後10時から日の出までの時間をいう。第3項において同じ。）における花火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の行為をすることができ。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) その他市長が特に支障がないと認めた場合

3 市長は、生活環境の保全上著しく支障があり、夜間における花火（以下「夜間花火」という。）を禁止する必要があると認める区域を夜間花火禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

4 第29条第7項及び第8項の規定は、前項に規定する区域の指定について準用する。この場合において、区域の解除及び変更若しくは拡張についても同様とし、「保護地区等」とは、「禁止区域」と読み替えるものとする。

(勧告及び命令)

第43条 市長（市長から委任された者を含む。）は、禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第4節 道路等の保全

(反復運搬の届出)

第44条 同一の道路（市の管理する道路に限る。次項及び次条において同じ。）を反復して規則で定める一定量以上の土砂、がれき、廃材、資材等を自動車で運搬する者又は運搬させる者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、当該運搬に係る土砂、がれき、廃材、資材等を路上に脱落し、散らし、及び道路に隣接する地域の良好な環境を侵害しないように必要な措置を講じなければならない。

(工事施行者の義務)

第45条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、当該工事に際し土砂、がれき、廃材、資材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流失し、若しくは堆積して良好な生活環境を損ねないように、これらの物を適正に管理し、又は処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第46条 市長は、第44条又は前条の規定に違反して、公共の場所の良好な環境を侵害していると認められる者に対し、当該公共の場所の管理者と連携してその違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5節 削除

第47条から第49条まで 削除

第6節 空き地の適正管理

(空き地の管理義務)

第50条 空き地（宅地化された状態の土地その他の土地で現に使用されていないもの（物置場、駐車場等に利用されている場合を含む。）をいう。以下同じ。）の所有者又は占有者（以下この節において「所有者等」という。）は、当該空き地に繁茂した雑草若しくは枯れ草又は投棄された廃棄物を除去するとともに、廃棄物が投棄されることを防止する措置を講ずる等近隣住民の生活環境を害しないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、当該空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、当該空き地に置かれた物により、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は生活環境を悪化させないように当該空き地を適正に管理しなければならない。

3 空き地の所有者等は、規則で定める必要事項等を記載した標識を当該空き地の見やすい場所に設置しなければならない。

(勧告及び命令)

第51条 市長は、空き地の所有者等が前条第1項の規定に違反して、当該空き地の近隣住民の生活環境を著しく害しているとき、又は同条第2項の規定に違反して、近隣住民の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがあるとき、若しくは生活環境を著しく悪化させているとき、当該所有者等に対し、雑草、枯れ草、廃棄物又は置かれた物の除去その他その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第6章 環境審議会等

(環境審議会)

第52条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の促進に関すること。
- (4) 保護地区等の指定に関すること。
- (5) 年次報告に関すること。
- (6) 前各号に規定するほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者及び市民の自主的団体の推薦を受けた者
- (3) 市その他関係行政機関の職員
- (4) 一般公募により選出された市民

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補次の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協働のための組織)

第53条 市は、第6条に規定する市民参加等を効果的に推進するように協働のための組織を置くことができる。

(推進体制の整備)

第54条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の総合的な調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

第7章 補則

(立入調査等)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に土地又は建物に立ち入り、当該土地若しくは建物又は当該土地若しくは建物において行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。ただし、建物に立ち入る場合は、あらかじめ、立ち入り建物の居住者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により他人の土地又は建物に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項本文又は第34条第5項の規定に違反した者
- (2) 第32条第2項の規定による許可に付された条件に違反した者

(3) 第34条第3項若しくは第7項又は第39条第2項の規定による命令に違反した者

第58条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第34条第1項若しくは第2項又は第37条第1項、第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第39条第1項、第41条、第43条、第46条又は第51条の規定による命令に違反した者

(3) 第55条第1項の規定による立入調査又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第31条第3項の規定に違反した者

(2) 第32条第3項、第34条第8項、第35条第2項若しくは第3項、第37条第4項、第38

条第1項又は第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章第3節の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(明石市環境保全条例の廃止)

2 明石市環境保全条例(昭和48年条例第47号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている明石市環境保全審議会は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の直近の委員委嘱の日まで、この条例第52条に規定する審議会とみなす。

4 施行日前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月29日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年9月28日条例第51号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。ただし、第34条第10項第5号及び第55条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第52条第5項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

附 則 (平成26年3月31日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔 昭和46年12月24日
 条例 第 5 7 号 〕

改正	昭和48年 3 月 31 日 条例 第 10 号	昭和50年 3 月 27 日 条例 第 10 号
	昭和51年 3 月 30 日 条例 第 9 号	昭和51年 12 月 27 日 条例 第 40 号
	昭和57年 3 月 31 日 条例 第 9 号	昭和60年 3 月 28 日 条例 第 12 号
	平成 4 年 3 月 26 日 条例 第 22 号	平成 5 年 7 月 15 日 条例 第 21 号
	平成 9 年 3 月 31 日 条例 第 8 号	平成11年 12 月 24 日 条例 第 40 号
	平成14年 3 月 27 日 条例 第 14 号	平成16年 3 月 24 日 条例 第 11 号
	平成17年 9 月 28 日 条例 第 50 号	平成21年 3 月 30 日 条例 第 15 号
	平成24年 3 月 28 日 条例 第 14 号	平成26年 3 月 31 日 条例 第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）をいう。以下同じ。）及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の例による。
2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

(市長の責務)

第 2 条の 2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理したい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前 3 項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第 4 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。）は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、第1項の計画を定めるとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）又は事業用建築物の所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの（以下「廃棄物多量排出事業者」という。）は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定め、当該計画書の変更を指示することができる。

3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者

(2) 前条第2項の規定による指示に従わない者

2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 毒性を有するもの

(3) 危険性を有するもの

(4) 引火性を有するもの

(5) 火気のあるもの

(6) 著しい悪臭を発するもの

(7) 多量の汚水を排出するもの

(8) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

(9) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第 8 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第 7 条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第 7 条に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第 8 条の 2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。）は、第 7 条第 1 項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

第 8 条の 3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 9 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第 1 に定める手数料を徴収するものとする。

2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に 5 割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第 10 条 市長は、天災その他特に事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第 11 条 法第 11 条第 2 項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

2 第 8 条の 2（第 2 項を除く。）の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。

(産業廃棄物の処分費用)

第 12 条 法第 13 条第 2 項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第 2 のとおりとする。

2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量化及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

第16条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則 (昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第2号で、同52年3月

1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則 (昭和57年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日条例第12号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中動物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用について適用し、施行日前に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年7月15日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第13条第1項の許可で、次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物（改正前の条例第2条第3号に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集及び運搬のみの業に係る改正前の条例第13条第1項の許可	改正後の条例第13条第1項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る改正前の条例第13条第1項の許可	改正後の条例第13条第1項に規定する法第7条第1項及び第4項の許可

附 則（平成9年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中し尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月24日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用し、同日前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成16年3月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表明石市環境審議会委員の項の次に次のように加える。

明石市資源循環推進審議会会長	〃	10,600円	〃
明石市資源循環推進審議会委員	〃	9,800円	〃

附 則 (平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の2第5項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

附 則 (平成24年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、平成24年7月1日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

一般廃棄物処理手数料

区分	種別	単位	手数料		
市が収集、運搬及び処分するとき	し尿	1 便槽1回につき	1,200円		
		事業所等	300円		
		仮設便所	1基1回につき	9,000円	
	動物(犬、猫等)の死体	犬	1体	5,000円	
		猫	1体	4,000円	
		その他	1体	3,000円	
	一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの	品目ごと	4,800円以内	4,800円以内	
			で品目ごとに	規則で定める	
			額	額	
			浄化槽汚泥	100㍓	180円
動物(犬、猫等)の死体			犬	1体	4,000円
			猫	1体	3,000円
			その他	1体	2,000円
可燃ごみ			家庭系	10kg	50円
			事業系	10kg	70円
			破砕	10kg	60円
不燃ごみ	埋立	事業系	10kg	80円	
		家庭系	10kg	60円	
		事業系	10kg	100円	

備考

- 1 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。

- 2 一般家庭のし尿のうち、共同住宅等において複数の住宅又は住戸が1便槽を共用している場合は、住宅又は住戸ごとに1便槽あるものとみなす。
- 3 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 4 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破砕選別処理が必要なものと及び理立処理が可能なものをいう。
- 5 家庭系とは、第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 6 事業系とは、第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第2（第12条関係）

産業廃棄物処分費用

種別	単位	費用
可燃ごみ	10 kg	100 円
	破砕	120 円
不燃ごみ	埋立	150 円

備考

- 1 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第3（第13条関係）

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2万円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2万円
(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2万円

(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2万円
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(7) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1万円
(8) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1万円
(9) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃浄化槽清掃業許可申請書の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2万円
(10) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃浄化槽清掃業許可証再交付の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1万円

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔昭和46年12月24日
条例第57号〕

改正	昭和48年3月31日条例第10号	昭和50年3月27日条例第10号
	昭和51年3月30日条例第9号	昭和51年12月27日条例第40号
	昭和57年3月31日条例第9号	昭和60年3月28日条例第12号
	平成4年3月26日条例第22号	平成5年7月15日条例第21号
	平成9年3月31日条例第8号	平成11年12月24日条例第40号
	平成14年3月27日条例第14号	平成16年3月24日条例第11号
	平成17年9月28日条例第50号	平成21年3月30日条例第15号
	平成24年3月28日条例第14号	平成26年3月31日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)をいう。以下同じ。)及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。))及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

(市長の責務)

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。

3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理したい場合においても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下この条において「占有者等」という。)は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、その清潔の保持に努めなければならない。

2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に努めなければならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、第1項の計画を定めるとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者若しくは占有者（以下「所有者等」という。）又は事業用建築物の所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの（以下「廃棄物多量排出事業者」という。）は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定め、当該計画書の変更を指示することができる。

3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

第6条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者

(2) 前条第2項の規定による指示に従わない者

2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 特別管理一般廃棄物

(2) 毒性を有するもの

(3) 危険性を有するもの

(4) 引火性を有するもの

(5) 火気のあるもの

(6) 著しい悪臭を発するもの

(7) 多量の汚水を排出するもの

(8) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

(9) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの

2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）に収集させるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市民又は事業者（一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。）は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れられることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物の処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。

2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第10条 市長は、天災その他特に事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第11条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。

2 第8条の2（第2項を除く。）の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合について準用する。

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

第13条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量化及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(技術管理者の資格)

第16条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱投棄の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則 (昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則 (昭和51年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第2号で、同52年3月

1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則 (昭和57年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日条例第12号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中動物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用について適用し、施行日前行われた一般廃棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年7月15日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第13条第1項の許可で、次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物（改正前の条例第2条第3号に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集及び運搬のみの業に係る改正前の条例第13条第1項の許可	改正後の条例第13条第1項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る改正前の条例第13条第1項の許可	改正後の条例第13条第1項に規定する法第7条第1項及び第4項の許可

附 則（平成9年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中し尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月24日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用し、同日前行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月27日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成16年3月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表明石市環境審議会委員の項の次に次のように加える。

明石市資源循環推進審議会会長	〃	10,600円	〃
明石市資源循環推進審議会委員	〃	9,800円	〃

附 則 (平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在任している市議会議員のうちから委嘱された委員は、この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の2第5項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

附 則 (平成24年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、平成24年7月1日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については適用し、同日前に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

一般廃棄物処理手数料

区分	種別	単位	手数料			
市が収集、運搬及び処分するとき	し尿	1 便槽1回につき	1,200円			
		事業所等	300円			
		仮設便所	1基1回につき	9,000円		
	動物(犬、猫等)の死体	犬	1体	5,000円		
		猫	1体	4,000円		
		その他	1体	3,000円		
	一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの	一般家庭から排出される粗大ごみで規則で定めるもの	品目ごと	4,800円以内		
			品目ごとに規則で定める額	で品目ごとに規則で定める額		
			浄化槽汚泥	100㍓	180円	
			動物(犬、猫等)の死体	犬	1体	4,000円
猫				1体	3,000円	
その他				1体	2,000円	
可燃ごみ			家庭系	10kg	50円	
			事業系	10kg	70円	
不燃ごみ			破砕	家庭系	10kg	60円
				事業系	10kg	80円
	家庭系	10kg		60円		
埋立	埋立	家庭系	10kg	60円		
		事業系	10kg	100円		

備考

- 1 1単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。

- 2 一般家庭のし尿のうち、共同住宅等において複数の住宅又は住戸が1便槽を共用している場合は、住宅又は住戸ごとに1便槽あるものとみなす。
- 3 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 4 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破砕選別処理が必要なものと及び理立処理が可能なものをいう。
- 5 家庭系とは、第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 6 事業系とは、第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第2（第12条関係）

産業廃棄物処分費用

種別	単位	費用
可燃ごみ	10 kg	100 円
	破砕	120 円
不燃ごみ	10 kg	150 円
	埋立	

備考

- 1 1 単位未満の端数のあるときは、1 単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第3（第13条関係）

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	2万円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	2万円
(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	2万円

(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	2万円
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請手数料	2万円
(7) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1万円
(8) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	1万円
(9) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃浄化槽清掃業許可申請手続の業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	2万円
(10) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃浄化槽清掃業許可証再交付の業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	1万円

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

〔平成5年7月15日
規則第40号〕

改正	平成7年6月26日規則第21号	平成7年12月14日規則第32号
	平成9年6月5日規則第25号	平成10年3月30日規則第7号
	平成11年12月24日規則第57号	平成14年5月31日規則第37号
	平成16年3月25日規則第5号	平成16年4月1日規則第29号
	平成16年10月25日規則第46号	平成18年1月5日規則第1号
	平成21年3月23日規則第21号	平成21年3月31日規則第52号
	平成24年3月30日規則第15号	平成25年3月29日規則第17号
	平成26年3月31日規則第15号	平成29年3月31日規則第19号
	平成29年9月19日規則第29号	

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）において使用する用語の例による。

第2章 ごみ減量推進員

(ごみ減量推進員)

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に対する意識の高揚を

図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、ごみ減量推進員を委嘱することができ。

2 ごみ減量推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第2条の3 ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
 - (2) 資源物（廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として市長が行う廃棄物等の収集において、分別して収集する物をいう。以下同じ。）の再生利用の推進
 - (3) 不法投棄の防止、発見及び市への通報
 - (4) 地域の清潔の保持
 - (5) その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力
- (解任)

第2条の4 市長は、ごみ減量推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任を解くことができる。

- (1) 居住地区から転出したとき。
- (2) ごみ減量推進員が辞退を申し出たとき。
- (3) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があると認めるとき。
- (4) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をしたとき又はごみ減量推進員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が任を解く必要があると認めるとき。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申し込み)

第3条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分をしようとする者は、次に掲げる区分及び方法により、あらかじめ市長にその旨を申し込み込まなければならない。

- (1) 口頭等により行うもの

ア 粗大ごみ

イ 犬猫等の小動物の死体

ウ 臨時にくみ取りを必要とするし尿

(2) 自治会等を通じて行うもの 屋外一斉清掃に伴う土砂等

(事業用建築物)

第4条 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める事業用建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(事業用建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

第4条の2 条例第6条の2第1項に規定する事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間における事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法

(4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標

(5) 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能なものの保管場所

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、市長が必要と認める事項

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第4条の3 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有するものでなければならない。

2 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 事業用建築物等の名称及び所在地

(3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(排出禁止物)

第5条 条例第7条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

(1) 引越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの

(2) 処理施設で処理できないもの

(3) その他市長が不適当と認めるもの
(廃棄物搬入の承認申請)

第5条の2 条例第8条の2第1項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(2) 搬入者の氏名及び車両番号

(3) 搬入する廃棄物の種類及び発生場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができる。

第4章 一般廃棄物処理手数料等

(粗大ごみ処理手数料及び排出方法)

第6条 条例別表第1に掲げる粗大ごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、あらかじめ粗大ごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料を納付した者に粗大ごみ処理券（様式第1号）を交付する。

3 粗大ごみの収集、運搬及び処分を申し込んだ者は、排出する粗大ごみに当該粗大ごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料に応じた枚数の粗大ごみ処理券を添付し、市長の指定する日時及び場所に当該粗大ごみを持ち出すものとする。

（一般廃棄物処理手数料の徴収の方法）

第7条 しし尿の処理に係る一般廃棄物処理手数料のうち、一般家庭に係るものについてはし尿処理券（様式第1号の2及び様式第1号の3）により、仮設便所については仮設便所及び取り券（様式第1号の4）により徴収する。

2 動物の死体の処理、事業所等のし尿の処理及び浄化槽汚泥の処理に係る一般廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。

3 粗大ごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料は、定額の粗大ごみ処理券により徴収する。

4 前3項以外の一般廃棄物処理手数料は、処理の都度徴収する。ただし、これにより難いと市長が認めるものについては、この限りでない。

5 第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、納入通知書を発行した日から起算して20日以内に納入しなければならない。

（事業所等及び仮設便所の範囲）

第8条 条例別表第1備考第3項に規定する事業所等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 官公署、学校、会社、工場、病院、診療所、映画館、旅館、遊技場その他これらに準ずるもの

(2) その他市長において定額で徴収することが適当でないときと認めるもの又は次項の規定に該当しないもの

2 条例別表第1備考第3項に規定する仮設便所の範囲は、建設工事等の事業活動に伴い一時的に設置する便所で、便器と便槽が一体で移設が容易なものとす。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第9条 条例第10条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 処理を受けようとする者（し尿の処理を受けようとする者を除く。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定により生活扶助を受けている場合 全額

(2) 処理の対象となるし尿が処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。）以外の区域又は処理区域となつて3年以内の区域の一般家庭に係るものである場合 1便槽1回につき400円

(3) 処理の対象となる一般廃棄物が天災等の原因により生じたものである場合 市長が定める額

(4) その他市長が認める場合 市長が定める額

2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、市長に一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第2号）を提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するとき 生活保護受給証明書

(2) 前項第3号に該当するとき 公的機関が発行するり災証明書等

3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、し尿に係るものについては、この限りでない。

第5章 産業廃棄物の処分

（市が処分する産業廃棄物）

第10条 条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物は、次に掲げるもの（特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物その他市長が定めるものを除く。）とする。

(1) 紙くず

(2) 繊維くず

(3) 植物性残さ

(4) 動物性残さ（魚腸骨に限る。）

項の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業者（市内に事務所を有する者に限る。）に委託して搬入しようとするときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 処分しようとする産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(産業廃棄物の処分費用)

第12条 条例第12条に規定する産業廃棄物の処分費用は、処理の都度徴収する。ただし、公共団体の施設から排出される産業廃棄物の処分費用については、市長が指定する期日までに納入通知書により徴収する。

第6章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

第13条 条例第13条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び一般廃棄物処分業の許可の更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び取扱廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物の積換場、処理場、洗車場（浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。）、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
- (5) 自動車その他作業用具の種類及び数量
- (6) 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
- (7) 処理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに役員、法第7条第5項第4号りに規定する政令で定める使用人及び発行済株式総数の100分の5

(5) ガラスくず及び陶磁器くず

(6) 汚泥（上下水道汚泥に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を満たさないものは、市が処分する産業廃棄物としない。

- (1) 前項第1号から第5号までのものについては、処分申請者当たりの合計量が1月20トン以下のもの
- (2) 質にあっては、含水率が80パーセント以下のものかつ腐敗、悪臭等のおそれのないもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条に規定する産業廃棄物処理基準を満たすもの
- (3) 排出者にあっては、従業員数が100人以下の事業所で、市内にその主たる事務所を有するもの又は市長が認めた公共団体等

(4) 前項第6号にあっては、明石クリーンセンターの焼却可能な範囲内のもので、市長が定める量以下のもの

(産業廃棄物の処分の申込み)

第11条 条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の規定に基づき承認を受けようとする産業廃棄物が製品の製造工程において生じたものであるときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 製造工程図
- (2) 使用原材料の成分一覧表又はその分析結果表
- (3) 有害物質等が製造工程において混入しないことを明らかにする書類
- (4) 有害物質の含有量試験結果表
- (5) 有害物質の溶出試験結果表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項第3号に規定する排出者が条例第11条第2項において準用する同条例第8条の

2第1項の承認を受けて処分しようとする産業廃棄物を自ら搬入できないため、法第12条第3

以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては株主若しくは出資者の住民票の写し

(2) 申請者が個人である場合には、申請者（申請者が一般廃棄物処理業の営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。）及び法第7条第

5項第4号ヌに規定する政令で定める使用者の住民票の写し

(3) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまで（トを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項各号に規定する事項及び前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請）

第13条の2 条例第13条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 許可の年月日及び許可番号

(3) 変更の内容及び理由

(4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

(5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出）

第13条の3 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、第13条第1項各号（第3号を除く。）に規定する事項及び同条第

2項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第13条の4 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、許可証（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の再交付等）

第13条の5 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に再交付の申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。

2 紛失により許可証の再交付を受けた者が、その紛失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等）

第13条の6 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の返還）

第13条の7 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

(5) 第13条の4第2項の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

2 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命じられたときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第14条 条例第13条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の所在地

(3) 事業の用に供する施設の概要

ア 事務所、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図

イ 自動車及び作業器具の種類及び数量

ウ 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画

エ 処理の方法

オ その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びにその業務を行う役員の住民票の写し

(2) 申請者が個人である場合には、申請者（申請者が浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。次号において同じ。）

の住民票の写し

(3) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまで（ホを除く。）のいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) 申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した旨を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の期限)

第15条 浄化槽法第35条第2項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の期限は、2年とする。

(浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第16条 第13条の4、第13条の5又は第13条の7の規定は、それぞれ浄化槽清掃業の許可証の交付、再交付又は返還について準用する。

(浄化槽清掃業の廃止の届出)

第17条 浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第18条 一般廃棄物処理業者（浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた者（以下「浄化槽汚泥収集運搬業者」という。）を除く。）は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 許可番号

(3) 収集又は運搬の場合

ア 受入先及び受入先ごとの受入量

イ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

(4) 処分の場合

ア 受け入れた場合には、受入先及び受入先ごとの受入量

イ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量

ウ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する報告は、電子計算機を使用して、確実に記録した磁気ディスクを市長に提出することにより行うことができる。

3 浄化槽管理者（浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。）又は浄化槽清掃業者は、浄化槽を新しく管理することになったとき、浄化槽の管理内容を変更したとき、浄化槽を廃止したときその他市長が必要と認めたときは、別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 浄化槽管理者の氏名及び住所

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の名称

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者（浄化槽汚泥収集運搬業者に限る。）は、毎月10日までに、その前月中における浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

(2) 浄化槽の設置者又は管理者の氏名又は名称、設置場所、汚泥量及び清掃実施日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（立入検査員証）

第19条 条例第15条第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（環境事業指導員）

第19条の2 次に掲げる職務を行わせるため、本市に環境事業指導員を置く。

(1) 廃棄物の減量、廃棄物又は資源物の再生利用及び適正処理に関する意識の普及

(2) 収集及び運搬並びに作業に係る計画の指導

(3) 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導

(4) 廃棄物を排出する際の容器等の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の指導

(5) 市民からの苦情の処理、廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に必要な事項

項

2 環境事業指導員は、環境室の職員のうちから市長が任命する。

3 環境事業指導員は、その職務を行うに当たり常時身分証明書（様式第5号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（補則）

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月26日規則第21号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年12月24日規則第32号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年1月10日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に存する従前の様式によるし尿処理券は、なお当分の間、使用することができ。

附 則（平成9年6月5日規則第25号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日規則第57号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定並びに第17条を削る改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日規則第 37 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の相当規定によつてしたものとみなす。

3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により交付されている許可証については、改正後の規則に規定する許可証とみなす。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条、第 7 条、別表及び様式第 1 号の改正規定は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 10 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 5 日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過処置）

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる明石市資源循環推進審議会は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 2 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 52 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 6、第 13 条及び第 14 条の改正は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 7 条及び第 9 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定めるし尿処理券（様式第 1 号の 2）は、施行日以後のし尿の処理に係る手数料の納付に使用することができるものとする。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 17 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 19 日規則第 29 号）

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

種目	番号	品目	手数料 (円)
1 家庭電気製品	1	食器乾燥機	300
	2	食器洗浄機	300
	3	ズボンプレスサー	300
	4	掃除機	300
	5	電子レンジ	600
2 冷暖房機器	1	こたつ	300
	2	こたつ天板	300
	3	ストーブ	300
	4	扇風機	300
	5	ファンヒーター	600
	6	オイルヒーター	600
	7	冷風機	600
3 OA機器	1	ファックス	300
	2	プリンター	300
	3	ワードプロセッサ	300
4 音響機器・楽器類	1	オーディオコンポ	900
	2	オルガン	1,500
	3	カラオケセット	900
	4	電子ピアノ	1,500
5 家具・敷物類	1	アコーデイオンカーテン	600
	2	衣装ケース	300

3	いす (ソファアを除く)	300
4	キャビネット	300
5	鏡台	600
6	げた箱	900
7	サイドボード	600
8	座いす	300
9	じゅうたん	300
10	収納ボックス	300
11	食器棚	900
12	すだれ	300
13	スチールロッカー	900
14	姿見	600
15	整理ダンス	600
16	ソファア (1人掛けのもの)	600
17	ソファア (2人掛け以上のもの)	1,200
18	建具 (障子・襖・網戸・アルミサッシ)	300
19	チャイルドシート	300
20	つい立て	300
21	机	600
22	テーブル	600
23	テレビ台	300
24	電気カーペット	600
25	電話台	300

26	本棚	900
27	柳ごうり	300
28	洋服ダンス	1,800
29	よしず	300
30	ラック (収納棚)	300
31	ワゴン	300
32	和ダンス	1,800
1	簡易ベッド	300
2	敷き布団用マットレス	300
3	布団 (2枚まで)	300
4	ベッド (シングルサイズのもの)	600
5	ベッド (セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	1,200
6	ベッドマットレス (シングルサイズのもの)	300
7	ベッドマットレス (セミダブルサイズ又は二段以上 のもの)	900
8	ベビーベッド	600
1	ガスコンロ (2口以上のもの)	300
2	米びつ	300
3	流し台	600
1	一輪車	300
2	車椅子	300
3	三輪車	300
4	自転車	900

9 趣味用品・その他	5	ショッピングカート	300
	6	ベビーカー	300
	1	アイロン台	300
	2	編み機	600
	3	あんま機 (いす型のもの)	1,200
	4	脚立	300
	5	健康器具 (ウォーカー等)	1,200
	6	ゴルフクラブ (10本まで)	300
	7	ゴルフバッグ	300
	8	草刈機 (エンジン付)	900
	9	スキー用具 (板・ストック (一組までのもの))	300
	10	スーツケース	300
	11	すのこ	300
	12	スノーボード	300
	13	すべり台	600
	14	製図板	300
	15	卓球台	1,800
	16	畳	600
	17	たらい	300
	18	パーソナルコンピュータ用ラック	600
	19	パーベキューセット	300
20	ビーチパラソル	300	
21	ブランコ	900	

22	風呂のふた	300
23	ベビーバス	300
24	便座	300
25	ペット小屋	600
26	ポータブル便座	300
27	ミシン	600
28	物置	1,500
29	物干し台	900
30	物干しさお	300
31	浴槽	900
32	その他 (最大の辺又は径が 50 cm を超えるもので、その重さが 50 kg 以下及び体積が 1 m ³ 以下のもの)	300
33	その他 (最大の辺又は径が 50 cm を超え、かつ重さが 50 kg を超えるもの)	1,800
34	その他 (体積が 1 m ³ を超えるもの)	1,800

備考

- 1 手数料の欄に掲げる金額は、1 品目当たりの単価とする。
- 2 この表に掲げる品目には、当該品目と形状が類似のものを含む。

※ 様 式 は 省 略

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

〔平成11年6月30日〕
条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、花火のもえかすその他の散乱性の高いごみをいう。
(2) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者(通勤、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 容器に収納した飲食料、たばこ又はチューインガムを製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。

(4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(6) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(7) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために必要な施策(以下「施策」という。)を実施する責務を有するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 容器に収納した飲食料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するよう努めなければならない。

2 容器に収納した飲食料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止及び再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 事業者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等の散乱を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害を防止する施策に協力しなければならない。

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第8条 市民等は、道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所において、空き缶等のみだりに投げ捨て(回収容器以外に空き缶等を捨てることをいう。)てはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主は、飼い犬が公共の場所においてふんをはいせつした場合には、当該ふんを放置してはならない。

(散乱防止重点区域の指定等)

第10条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点区域における空き缶等の散乱状況により、当該重点区域の全部又は一部の指定を変更又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(自動販売機の届出)

第11条 重点区域において、容器に収納した飲食料を自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 自動販売機の設置の場所

(3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法

(4) その他市長が特に必要と認める事項

2 重点区域に指定された際、当該区域内において既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売している者は、重点区域に指定された日から30日以内に、当該自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ

じめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による容器に収納した飲食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第13条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第14条 市長は、第11条、第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証をはり付けておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の届出済証について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第15条 容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機について、飲食料容器を回収するため適当な場所に、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に

管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、この条例の施行の日において、既に容器に収納した飲食料を自動販売機により販売していた者については、この条例の施行の日から起算して30日間は、適用しない。

(勧告及び命令)

第16条 市長（その者から委任された者を含む。）は、第8条に規定する行為（重点区域における行為に限る。）をした者又は第9条に規定する行為をした者に対し、投棄した空き缶等又は放置されたふんの処理その他の必要な措置をとるべきことを勧告し、命ずることができる。

- 2 市長は、前条第1項の規定に違反している自動販売業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告し、期限を定めてその勧告に従うことを命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第20条 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第21条 第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条、第20条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則

平成 11 年 10 月 1 日 明石市規則第 55 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成 11 年条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の施策)

第 2 条 条例第 3 条に規定する空き缶等の散乱及びふん害の防止（以下「散乱等の防止」という。）のために必要な施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 散乱等の防止のための意識の啓発及び高揚に関すること。
- (2) 散乱等の防止に関する活動を行う団体の育成及び活動の支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(届出を要しない自動販売機)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 囲障により自由に立ち入ることができない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (自動販売機の届出)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置届（様式

第 1 号）により行うものとする。

(変更等の届出)

第 5 条 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置変更・廃止届（様式第 2 号）により行うものとする。

(軽微な変更)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同敷地内のもの
 - (2) 前号に規定する変更に伴う回収容器の設置場所の変更
 - (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (地位の承継の届出)

第 7 条 条例第 13 条第 2 項の規定による届出は、自動販売機承継届（様式第 3 号）により行うものとする。

(届出済証)

第 8 条 条例第 14 条第 1 項に規定する届出済証の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(届出済証の亡失等の届出)

第 9 条 条例第 14 条第 3 項の規定による届出は、届出済証亡失等届（様式第 5 号）により行うものとする。

(回収容器)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料容器の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 飲食料容器の投入が容易で、かつ、安定性があり、市民等の通行の妨げとならないこと。

2 条例第15条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が容易に飲食料容器を投入できる場所（当該自動販売機を設置する者が、使用することについて正当な権限を有する場所に限る。）とする。

（勧告及び命令）

第11条 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第16条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書（条例第16条第1項の規定による命令にあつては様式第7号、条例第16条第2項の規定による命令にあつては様式第8号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項の規定による勧告又は命令に限り、緊急やむを得ない場合は、現場において口頭により行うことができる。

（身分証明書の様式）

第12条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。
（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

※ 様 式 は 省 略

○あかしの生態系を守る条例

〔平成26年9月26日
条例第33号〕

私たちのまち“あかし”は、穏やかな瀬戸内海を望む美しい海岸線を有する風光明媚な場所として知られており、里山林の風情が残る緑地や百を超えるため池、それらと水のつながりを持つ河川や海など、水辺豊かな自然を有しています。そこには、多種多様な野生動物植物が生息、生育しており、それぞれが織りなすいのちのつながりの中で、相互の関係を持った生態系を形成しています。

しかし、近年、全国各地で様々な外来動物植物の侵入及び定着などによる在来生態系の崩壊や農林水産業の被害が指摘され、明石市においても繁殖力の強い外来動物植物が、同じ生息、生育環境を持つ在来動物植物に影響を及ぼしています。

外来動物植物による在来生態系等への影響を回避するためには、私たちが外来動物植物についての問題を認識し、あらゆる主体と連携を図り、自然環境を保全していくことが大切です。そのため、ここにあかしの生態系を守る条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、指定外来種の防除等の措置を講じることにより、あかしの生態系を守り、もって明石市における生物の多様性の保全及び農林水産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在来生態系 その場所を本来の生息地又は生育地とする生物及びそれを取りまく非生物的環境によって構成される生態系をいう。
- (2) 在来生態系等 在来生態系又は農林水産業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、在来生態系等の被害を防止するための施策を策定し、これを実施する

ものとする。

- 2 市は、在来生態系等の被害の防止に取り組む市民と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、在来生態系等の被害を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(指定外来種の指定)

第5条 市長は、国外又は国内の他の地域から明石市に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することになる動物植物の種（その動物植物が交雑することにより生じた動物植物の種を含む。）であって、在来生態系等に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物を除く。）を市長が規制を行う対象として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ明石市環境審議会（明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第52条第1項に規定する審議会をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならぬ。

4 市長は、第1項の規定により市長の指定を受けた動物植物の種（以下「指定外来種」という。）による在来生態系等の被害の状況の変化その他の事情の変化により、同項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項に規定する指定外来種の指定の解除について準用する。

(指定外来種の飼養者等の義務)

第6条 指定外来種の個体（卵、種子及び胞子を含み、生きているものに限る。以下

同じ。)の飼養等(飼養、栽培、保管、販売又は運搬をいう。以下同じ。)を業として行う者は、その事業活動が在来生態系等に及ぼす影響を把握し、その影響の回避又は低減に努めなければならない。

2 指定外来種の個体の飼養等を行う者は、当該指定外来種の生態及び習性を理解し、当該個体が逸出しないよう適切な施設又は設備を用いなければならない。

3 指定外来種の個体の販売を業として行う者は、その購入者に対し、当該個体が指定外来種である旨、当該指定外来種の生態及び習性並びに当該個体が逸出しないようしなければならない旨の説明を行うよう努めなければならない。

(調査)

第7条 市長は、在来生態系等を保護するため、規則で定める事項について継続的に調査を行わなければならない。

(指定外来種の防除等)

第8条 市長は、指定外来種による在来生態系等の被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、当該指定外来種の個体の防除その他の必要な措置(以下「防除等」という。)を行うものとする。

2 市長は、防除等を行おうとするときは、あらかじめ明石市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に防除等を行う必要がある場合は、この限りでない。

3 市長は、防除等を行おうとするときは、その実施に係る計画を策定しなければならない。ただし、緊急に防除等を行う必要がある場合は、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による計画を策定したときは、その内容を公表しなければならない。

(報告、検査等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定外来種の個体の飼養等を行う者から、当該飼養等の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は

職員に、当該飼養等を行う土地の区域内若しくは建物内に立ち入らせ、若しくは当該飼養等の実施状況若しくは当該飼養等の在来生態系等に及ぼす影響を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第10条 市長は、指定外来種の個体の飼養等を行う者に対し、必要に応じて助言又は指導を行うことができる。

(指定外来種を放つこと等の禁止)

第11条 何人も、指定外来種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと(以下「放出等」という。)をしてはならない。ただし、当該放出等が適正な飼養等として行われている場合であって、指定外来種の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(中止命令等)

第12条 市長は、放出等が、在来生態系等に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、前条の規定に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第13条 前条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成27年1月1日から施行する。

○ 明石市再生資源集団回収団体助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に對し助成金及び活動用具を交付することにより、再生資源の集団回収を推進し、もって資源の有効利用を図り、ごみの減量意識を普及させるとともに地域住民のコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「再生資源」とは、紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール等）、布類（古着、ボロ布等）、金属類（アルミ缶、スチール缶、紙くず等）及びびん類（酒、醤油、ビールびん等）のうち、再生資源化の可能なものをいう。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付の対象は、市内の自治会、町内会、青年クラブ、子ども会、PTAその他の地域住民が組織する団体で、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(1) 団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること。

(2) 再生資源の集団回収を自ら実施していること。

(3) 年間の再生資源集団回収計画が策定されていること。

(4) 3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること。

(5) 営利を目的としない団体であること。

(6) 次条の規定により、市の登録を受けた団体であること。

(団体の登録)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、事前に市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の登録の申請は、団体の名称、代表者の氏名及び住所、加入世帯数、回収品目等必要事項を記載した再生資源集団回収団体登録申請書（様式第1号）により行なうものとする。

3 団体の名称、代表者の氏名その他申請事項に変更があった場合は、直ちに再生資源集団回収団体登録変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、再生資源の品目に応じて別表に定める額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年度第1期（1月から6月までをいう。）分については7月31日までに、第2期（7月から12月までをいう。）分については翌年1月31日までに、集団回収した再生資源を回収する業者から交付された仕切伝票を再生資源集団回収助成金交付申請書（様式第3号）に添付し、市長に提出しなければならない。（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの決定をし、その結果を再生資源集団回収助成金交付決定書（様式第4号）により、当該申請をした団体の代表者に通知するものとする。（助成金の請求）

第8条 助成金の交付を受ける団体は、再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振替依頼書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体（以下「助成金交付団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部または一部を返還

させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金が、次条第2項各号に規定する経費以外に使われていると市長が認めたとき。

(助成金交付団体の経理)

第10条 助成金交付団体は、助成金の用途及び経理を明確にしておかなければならない。

- 2 助成金は、次の各号に掲げる経費に充てなければならない。

- (1) 構成世帯又は構成員の福祉の増進を図るための経費
- (2) その他コミュニティ活動の振興を図るための経費

(報告)

第11条 市長は、必要と認めるときは、助成金交付団体に対し、助成金の用途及び経理について報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日制定)

- 1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

(活動用具の交付の申請期間の特例)

- 2 平成4年における活動用具の交付の申請期間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成4年8月末日までとする。

附 則 (平成5年11月15日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成金要綱第5条の規定は、平成5年11月分回収分に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成8年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年5月6日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成金要綱第5条の規定は、平成10年11月分回収分以降に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成9年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年9月30日制定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成金要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定は、平成10年7月分以後の回収に係る助成金について適用し、同年6月分までの回収に係る助成金については、なお従前の例による。

(平成10年度における助成金の交付申請の特例)

- 3 平成10年度における助成金の交付申請については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月27日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収団体助成要綱第5条の規定は、平成19年4月分以後の回収に係る助成について適用し、同年3月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日制定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の明石市再生資源集団回収団体助成要綱第5条及び別表の規定は、平成26年4月分以後の回収に係る助成について適用し、同年3月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	品目	金額
紙類	新聞	回収量1キログラムにつき3円
	雑誌・雑がみ	回収量1キログラムにつき5円
	段ボール等	回収量1キログラムにつき4円
布類	古着、ポロ布等	回収量1キログラムにつき4円
	アルミ缶、スチール缶、鉄くず等	回収量1キログラムにつき4円
金属類	酒、醤油、ビールびん等	回収量1キログラムにつき4円
		回収量1キログラムにつき4円

別記様式（省略）

○ 明石市一般廃棄物処理業者に対する行政処分に関する基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者に対する一般廃棄物の適正な処理の実施を確保するための命令その他の処分(以下「行政処分」という。)の基準及び手続を定めることにより、行政処分の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理業者 法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び同条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者をいう。
- (2) 処理基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の処理基準をいう。

(3) 違反行為 法の規定に違反する行為をいう。

(行政処分)

第3条 行政処分とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 改善命令 法第19条の3の規定に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う処理業者に対し、その方法の変更やその他必要な改善を命ずることをいう。
- (2) 措置命令 法第19条の4の規定に基づき、処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合において、処理業者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」

という。)を講ずべきことを命ずることをいう。

(3) 事業の停止命令 法第7条の3の規定に基づき、処理業者に対し、期間を定めて事業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。

(4) 許可の取消し 法第7条の4の規定に基づき、処理業者に対し、許可を取り消すことをいう。

(行政指導)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、違反行為を行った処理業者に対し、行政処分に先立ち、口頭又は文書による改善勧告その他の行政指導を行うものとする。

(1) 処理業者の違反行為が軽微であり、行政指導を行うことにより、処理業者が速やかに適正な是正措置を講ずると認められるとき。

(2) 処理業者が以前に違反行為がないものであり、行政指導を行うことにより、速やかに適正な是正措置を講ずると認められるとき。

2 前項の規定による行政指導は、明石市行政手続条例(平成9年条例第1号)第4章に定めるところにより行う。

(改善命令)

第5条 改善命令は、法第19条の3第1号に該当する違反行為があった場合、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うものとする。

(1) 前条第1項による行政指導を行ったにもかかわらず、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法が改善されないとき。

(2) 前条第1項各号に該当しないとき。

(3) 前条第1項各号に該当する場合であっても、一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法の改善を早急に講ずる必要があるとき。

(措置命令)

第6条 措置命令は、法第19条の4第1項の適用を受ける違反行為があった場

合で、次の各号のいずれかに該当するときに、期限を定めて行うものとする。

(1) 第4条第1項による行政指導を行ったにもかかわらず、支障の除去等の措置が講じられないとき。

(2) 第4条第1項各号に該当しないとき

(3) 第4条第1項各号に該当する場合であっても、支障の除去等の措置を早急に講ずる必要があるとき。

(事業の停止命令及び停止期間)

第7条 事業の停止命令は、別表第1に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合に、同表に定める期間行うものとする。

(事業の停止期間の軽減)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を軽減することができる。この場合における軽減日数は、前条の期間の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為について、情状酌量の余地があると認められるとき。

(2) 違反行為後、自主的に適切な是正措置を講ずる等、軽減するに足る理由があると認められるとき。

(事業の停止期間の加重)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の停止期間を加重することができる。この場合における加重日数は、第7条の期間の2分の1を限度とする。

(1) 違反行為の結果、生活環境の保全上重大な支障が生じたとき。

(2) 事業の停止命令を受けた日から5年以内に再び違法行為又は違法行為に基づく処分に違反する行為をしたとき。

(許可の取消し)

第10条 許可の取消しは、別表第2(1)に掲げる処分理由のいずれかに該当

する場合は、これを行わなければならない。

2 許可の取消しは、別表第2(2)に掲げる処分理由のいずれかに該当する場合(前項に該当する場合を除く。)に行うことができる。

3 前2項の場合において、当該処理業者が複数の業の許可を持つときは、そのすべての許可を処分対象とすることができる。

(複数違反の場合の取扱い)

第11条 違反行為が2つ以上ある場合は、最も重い違反行為について処分する。ただし、特に必要と認める場合は、各違反行為の処分を合算したものを限度として、処分する。

(違反行為の要求等に係る行政処分)

第12条 第7条から第11条までの規定は、処理業者が他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたときも、これを適用する。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第13条 市長は、許可の取消しを行おうとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定により、聴聞を行わなければならない。

2 市長は、事業の停止命令を行おうとするときは、行政手続法第13条第1項第2号に該当するときとし、同項の規定により、弁明の機会の付与を行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、行政手続法第13条第2項第1号に該当するものとして、同項の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与を実施しないものとする。

(1) 生活環境保全上の支障が生じており、早急にその支障を除去する必要があるとき。

- (2) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがあり、支障が生じた後では支障の除去又は生活環境の回復が望めないとき。
- (3) 生活環境保全上の支障が生じており、その支障が広範囲に及ぶため、影響を受ける者が多数に及ぶとき。

(手続)

第14条 行政処分の実施並びに聴聞及び弁明の機会の付与の手続きは、行政手続法及び明石市の聴聞に関する規則（平成6年規則第48号）に定めるところにより行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成23年1月28日制定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

○ 明石市要援護者ごみ戸別収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、親族等の協力を得られない、又は近隣に協力してくれない高齢者及び障害者(以下「要援護者」という。)に対して、市が戸別にごみの収集を行うことにより、要援護者が健やかで安心して暮らすことができるまちづくりに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市が要援護者に対して行う戸別のごみ収集(以下「戸別収集」という。)を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ごみを自らごみステーションに排出することが困難で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高齢者(6.5歳以上の者であって次のアからウまでの要件のいずれにも該当するものという。)

ア ひとり暮らしの者(同居する者が高齢、障害、年少等によりごみの排出ができない場合を含む。次号において同じ。)

イ 身体状況が介護保険認定において「要介護2」以上の者

ウ 介護保険のホームヘルプサービスを利用している者

(2) 障害者(次のア及びイの要件を満たしている者をいう。)

ア ひとり暮らしの者

イ 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第28条第1項に規定する障害福祉サービスのうち居宅介護又は生活介護に係る介護給付費の支給を受けている者

2 市長は、前項各号に掲げる要件を満たさない者である場合においても、特に必要と認めるときは、これを対象者として行うことができる。

(申請手続)

第3条 戸別収集の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して明石市要援護者ごみ戸別収集申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(1) 高齢者 次のア及びイに掲げる書類

ア 介護保険被保険者証の写し

イ ホームヘルプサービスを利用していることが確認することができる書類の写し

(2) 障害者 次のア及びイに掲げる書類

ア 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 障害福祉サービスを利用していることが確認することができる書類の写し

2 申請者本人による申請が困難な場合は、親族、介護支援専門員その他申請者の日々の介護に携わる者が代理人として申請をすることができる。(調査及び収集の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、明石市要援護者ごみ戸別収集調査票(様式第2号)により、申請内容について面接による調査を行う。

2 市長は、戸別収集の承諾に当たっては、前項の調査結果及び次条に規定する要援護者ごみ戸別収集審査会の審査結果に基づき、決定するものとする。

3 市長は、前項に規定する決定に当たっては、関係部署に意見を求めることができる。

4 市長は、第2項の規定により戸別収集の承諾の可否を決定したときは、明石市要援護者ごみ戸別収集決定(却下)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(要援護者ごみ戸別収集審査会)

第5条 市長は、戸別収集の承諾についての審査を行わせるため、要援護者ごみ戸別収集審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、申請者に係る戸別収集の可否について審査を行う。
- 3 審査会の委員は、環境部資源循環課長、環境部収集事業課長及び環境部明石クリンセンター所長をもって充てる。

(収集方法等)

第6条 戸別収集の承諾の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、家庭ごみを明石市が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、明石市要援護者ごみ戸別収集決定（却下）通知書（様式第3号）にて決定した場所に排出するものとする。

- 2 戸別収集において収集するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 燃やせないごみ
- (3) 資源ごみ

- 3 排出日時は、本市が指定するとおりとする。

- 4 収集に従事する職員は、屋内に入ってはならない。

(変更等の届出)

第7条 利用者は、利用者の住所、氏名、電話番号その他世帯の状況等に変更があった場合は、速やかに、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書（様式第4号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 高齢者である利用者は、要介護認定の更新又は変更が生じたときは、新たな介護保険被保険者証の写しを市長に提出しなければならない。

- 3 障害者である利用者は、第3条第2号に規定する書類の更新又は変更が生じたときは、新たな書類の写しを市長に提出しなければならない。

(利用休止の届出)

第8条 利用者は、長期不在その他の理由により、戸別収集の利用を一時休止しようとするときは、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書により、その旨を市長に届

け出なければならない。

- 2 戸別収集の利用を一時休止している利用者は、利用を再開しようとするときは、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用中止の届出)

第9条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書により、利用の中止を市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 戸別収集の利用の中止を希望するとき。

(収集の中止等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、収集を中止し、又は休止するものとする。この場合において、市長は、明石市要援護者ごみ戸別収集中止（休止）通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用の休止又は中止の届出があったとき。
- (3) この要綱の規定に反して戸別収集を利用したとき。

- (4) 第7条第1項の届出がないまま、長期不在の状況になったとき。

- (5) その他市長が戸別収集を行うことが適当でないときと認められたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、戸別収集の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年1月29日制定）

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

7. 保有車両一覧表

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

車種 課名	トラック	ダンプ	ミニダンプ	散水車	バキューム	ごみ収集車	ライトバン	小型バン	普通乗用	軽四	シヨベルローダー	ホイールローダー	計
環境総務課									1	1			2
環境保全課										4			4
資源循環課	2	3		1	1	2	2	1		5	1(1)	1	19(1)
収集事業課	1	5	1			30	1			2			40
計	3	8	1	1	1	32	3	1	1	12	1(1)	1	65(1)

※ () 内はリース車

環境総務課

種別	用途	燃料	台数
普通乗用	事務連絡用	ガソリン	1
軽四バン	苦情処理・事務連絡用	〃	1

環境保全課

種別	用途	燃料	台数
軽四バン	苦情処理・環境測定・事務連絡用	ガソリン	3
軽乗用	浄化槽指導・事務連絡用	〃	1

資源循環課

種別	用途	燃料	台数
キャブオーバー	リサイクル家具運搬用	ガソリン	1
キャブオーバー	廃食用油回収用	軽油	1
軽四貨物	廃食用油回収用	ガソリン	2
	事務連絡用	〃	3
ライトバン	事務連絡用	天然ガス	1
	〃	ガソリン	1
2tダンプ	場内作業用	軽油	2
4tダンプ	〃	〃	1
散水車	場内での散水用	ガソリン	1

資 料

3. 5 tパッカー車	場内運搬用	軽 油	1
4 tパッカー車	事務連絡用	※バイオディーゼル燃料	1
小型バン	〃	ガソリン	1
ショベルローダ	場内作業用	〃	1
	場内作業用（作業ヤード）	軽 油	1(リース)
ホイールローダ	場内作業用	〃	1
バキューム	場内での散水・清掃用	ガソリン	1

※バイオディーゼル燃料とは、廃食用油をリサイクルした燃料です。

収集事業課

種 別	用 途	燃 料	台 数
2 tパッカー車	家庭ごみ収集用	軽 油	12
		天然ガス	5
		※バイオディーゼル燃料	3
		ハイブリッド	2
3. 5 tパッカー車	〃	軽 油	2
		※バイオディーゼル燃料	4
4 tパッカー車	〃	軽 油	2
2 tパワーゲートダンプ	粗大ごみ収集用	〃	4
4 tパワーゲートダンプ	不法投棄・粗大ごみ収集用	〃	1
ミニダンプ	苦情処理用	ガソリン	1
キャブオーバー	薬剤散布用	〃	1
ライトバン	事務連絡用	〃	1
軽四バン	〃	〃	2

8. 委託・許可業者一覧表

(1) し尿収集運搬委託業者

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年月	従 業 員 (人)		保有車両 (台)	
事 業 所 所 在 地							
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 41. 4	役 員 3	計 13	バキューム車 専用 1. 8t	2
明石市和坂 1 丁目 3-41				運転手 8			
(有)平野興業	935-8431	谷 哲治	昭和 44. 7	役 員 5	計 14	バキューム車 専用 1. 8t	2
明石市大久保町松陰 305-6				運転手 9			
2 業 者 計				役 員 8	計 27	バキューム車 専用 1. 8t	4
				運転手 17			
				事務員 5		兼用 2. 7t	1
				(兼務 22)		計	6

(2) ごみ収集・運搬委託業者

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代表者名	委託開始 年 月	従 業 員 (人)		保有車両 (台)	
事 業 所 所 在 地							
阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	昭和 43. 4	役 員 3	計 26	プレス車	5
明石市和坂 1 丁目 3-41				運転手 11			
(有)毎日清掃	935-8040	梅谷洋詳	昭和 43. 4	役 員 3	計 13	プレス車	5
明石市大久保町大窪 899-5				運転手 5			
(有)東播清掃	937-1237	松浦健伸	昭和 44. 4	役 員 1	計 12	プレス車	6
明石市魚住町金ヶ崎 679-3				運転手 7			
(有)明石環境開発	938-1007	川木智史	平成 9. 4	役 員 3	計 25	プレス車	2
明石市大久保町八木 606-2				運転手 20			

資 料

(有)新栄	944-5115	笥 新吾	平成 9.4	役 員 3	計 10	プレス車	2
明石市魚住町西岡 1018-5				運転手 3			
				作業員 4			
				事務員 0			
(有)明石浚渫興業	946-3110	吉岡裕史	平成 9.4	役 員 3	計 21	プレス車	2
明石市魚住町清水 1705-2				運転手 16			
				作業員 0			
				事務員 2			
6 業 者 計				役 員 16	計 107	プレス車	22
				運転手 62			
				作業員 20			
				事務員 9			

(3) 浄化槽清掃業許可業者

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所 所 在 地					バ キ ュ ー ム 車	
(有)関西衛生管理	934-2776	後藤信久	役 員 2	計 3	2.8t	1
明石市大久保町松陰 320-5			運転手 2			
			作業員 2		3.7t	1
			事務員 2		計	2
			(兼務 5)			
菊水工業(株)	341-1788	福井雅也	役 員 4	計 10	2.7t	1
神戸市中央区中山手通 7 丁目 3-4			運転手 7			
			作業員 7		3.0t	1
			事務員 3		3.6t	1
			(兼務 11)		7.2t	1
					計	4
仁志起興業(株)	232-3351	戸田貴之	役 員 4	計 14	3.6t	2
神戸市中央区磯上通 8-1-1 テ			運転手 5			
			作業員 4			
			事務員 3			
			(兼務 2)		計	2
ハリマ清掃(有)	090-8237-7863	大前哲郎	役 員 3	計 3	3.6t	1
姫路市花田町小川 1148 番地			運転手 1			
			作業員 1			
			事務員 1		計	1
			(兼務 3)			
(株)阪神水道衛生社	221-0265	森嶋一夫	役 員 1	計 13	3.7t	1
神戸市中央区大日通 4 丁目 2-6			運転手 8			
			作業員 9		2.8t	3
			事務員 3		計	4
			(兼務 8)			

阪神連合清掃(株)	928-8454	深山昭人	役員 3 運転手 5 作業員 4 事務員 2 (兼務 5)	計 9	2.7t 3.0t 10.0t	2 1 1
明石市和坂1丁目3-41			計 4			
(有)平野興業	935-8431	谷 哲治	役員 5 運転手 8 作業員 9 事務員 4 (兼務 13)	計 13	3.0t 3.7t	2 1
明石市大久保町松陰 305-6			計 3			
7 業 者 計			65 人		20 台	

(4) 一般廃棄物処理業許可業者

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)	
営 業 所 所 在 地						
(有)西神清掃	967-5431	津崎みゆき	役員 1 運転手 3	計 4	プレス車 ダンプ ロールオン キャブオーバー 計	3 1 1 1 6
明石市大久保町大窪 320-6						
田路興産(有)	928-1305	大上 伸太郎	役員 1 運転手 1 事務員 1	計 3	プレス車 ロールオン 計	2 1 3
明石市王子2丁目15-4						
(有)明和興業	969-2405	松平 賢	役員 3 運転手 5 事務員 1	計 9	プレス車 ロールオン 計	4 2 6
明石市朝霧南町4丁目19-28						
(有)明宝商会	922-2731	田中 邦和	役員 3 運転手 3 作業員 0 事務員 1	計 7	プレス車 ロールオン 計	3 1 4
明石市旭が丘5-8						
(有)住野商店	938-3377	住野 英生	役員 4 運転手 16 作業員 10 事務員 9	計 39	プレス車 ロールオン 計	2 8 10
明石市大久保町大窪 1372-1						
木村工業(株)	936-3425	木村 鐘一	役員 2 運転手 26 事務員 18	計 46	プレス車 ロールオン バン 計	23 2 1 26
明石市大久保町ゆりのき通 1丁目5-17						
(有)明進清掃	936-0778	芝地 洋志	役員 3 運転手 9 事務員 2	計 14	プレス車 ロールオン キャブオーバー 計	5 2 1 8
明石市大久保町松陰 62-3						

資 料

魚住産業(株)	947-5500	橋本敏行	役員	4	計 8	プレス車	4
明石市魚住町錦が丘4丁目8-2			運転手	4		ロールオン 軽貨物 計	1 1 6
(有)明石清掃	935-0134	久保利彰	役員	2	計 7	プレス車	4
明石市大久保町松陰1127-41			運転手	4		ロールオン 計	2 6
三和美研(有)	923-0500	井筒新也	役員	1	計 11	プレス車	6
明石市王子2丁目15-4			運転手	8		ダンプ ロールオン 計	2 3 11
金澤産業(株)	918-3708	金澤 孝	役員	4	計 25	プレス車	4
明石市太寺3丁目5-8			運転手	12		ロールオン 冷凍冷蔵車 計	2 1 7
杉野興業	928-2516	杉野照枝	役員	1	計 10	プレス車	1
明石市西新町1丁目22-12			運転手	7		ロールオン 計	1 2
12 業 者 計		計		184	プレス車 ダンプ ロールオン キャブオーバー バン 軽貨物 冷凍冷蔵車 計		61 3 26 2 1 1 1 95

(限定許可業者※)

業 者 名	電 話	代 表 者	従 業 員 (人)		保 有 車 両 (台)		
営 業 所 所 在 地							
(株)猪名川動物霊園	0727-69-0339	清 水 三 造	役員	3	計 10	保冷車	2
川辺郡猪名川町清水字前谷51-2			運転手	4		事務員	3

※感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限ります。

9. 年 表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
昭和				[12. 12] 茶園場町に 40t/8h の固定焼却炉設置	1923 (大正 12) 関東大震災
12	[17. 2] 明石郡林崎村を合併				1942 (昭和 17) ミッドウェイ海戦
17					1949 (昭和 24) 下山・三鷹・松川事件
24	[24. 1] 葬祭業務開始				1951 (昭和 26) サンフランシスコ条約調印
26	[26. 1] 明石郡大久保町、魚住村、加古郡二見町を合併				
30				[30. 4] 市清掃条例制定	1955 (昭和 30) 保守合同
31			[31. 4] し尿汲取車 (1.3 kℓ) 1 台整備、市営し尿汲取業務を開始		1956 (昭和 31) 神武景気、日ソ国交回復
34				[34. 7] ごみ収集車 (2 t 回転式バッカー)、2 台配置	1959 (昭和 34) 伊勢湾台風、皇太子結婚
				[36. 5] ごみ収集専用ダンプ 4 台配置	1961 (昭和 36) 初の有人宇宙飛行「地球は青かった」、ケネディ大統領就任
37				[37. 12] ごみの週 1 回定日収集のモデルケースとして上の丸町内会で実施	1962 (昭和 37) 北陸トンネル開通
38				[38. 4] 全市でごみ週 1 回定日収集を実施	1963 (昭和 38) 吉展ちゃん事件、ケネディ暗殺
39	[39.] 市民からの公害苦情の受付、紛争のあっせん業務を行う		[39. 1] 魚住清掃工場第 1 施設 (化学処理方式 145 kℓ/日) 完成	[40. 1] 大久保町松陰字石ヶ谷に 60t/8h (30t×2 基) の焼却炉 (田熊汽罐連続式機械炉) 設置	1964 (昭和 39) 東京オリンピック、新潟地震
40				[41. 4] し尿汲取業務を一部民間業者へ委託 (業者数 1)	1966 (昭和 41) ビートルズ来日
41				[41. 5] コンクリート製ごみ箱の買上げ (ごみ箱による収集を廃止)	
42	[42. 7] 機構改革により市民安全課の中に公害係ができる		[41. 12] 魚住清掃工場第 2 施設 (酸化処理方式 75 kℓ/日) 完成	[42. 4] 委託業者によるごみ収集業務を開始	1967 (昭和 42) 美濃部革新都政、ミニスカート
	[42. 8] 公害対策基本法公布施行される				
	[42. 10] 野っぼ等危険防止条例制定 (全国初) - 48. 10 廃止				
43	[42. 10] 野っぼ等危険防止条例制定 (全国初) - 48. 10 廃止			[43. 4] ・全市ごみ週 2 回定日収集の実施 ・ごみ収集運搬業務委託契約の締結 ・委託業者による夜間収集、毎日収集の開始 ・ごみ収集手数料徴収開始	1968 (昭和 43) 三億円事件、日本初の心臓移植
44			[44. 4] ・し尿くみ取り業務を 2 業者に委託 ・魚住清掃工場に魚腸骨焼却施設 (3t/日) 完成	[44. 4] 不燃物ごみ月 2 回定日分別収集の実施 [44. 5] ごみの量の増大に対処するため 1 日 8 時間を 3 直制勤務体制による昼夜兼行の 24 時間稼働とした (180t/24h)	1969 (昭和 44) アポロ 11 号人類初の月面着陸、安田講堂攻防戦

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
昭和 44 45	[45.6] 道路清掃車(スイーパーローダー)配置 [45.7] 道路清掃班スタート(散水車・スイーパーローダー・ダンプの3車編成)する [45.11] 中崎1丁目(現在地)に市役所庁舎落成	[45.4] 中小企業公害防止にかかる融資制度発足	[45.3] 魚住清掃工場第1施設を酸化処理方式に切換	[44.10] 粗大ごみの収集開始等に伴い埋立処分地が必要となり、更に焼却炉の磨耗の防止と効率的な収集・運搬・焼却・埋立処分をするため埋立用地として33,325㎡を取得 [45.4] ブルドーザー(D60A)1台を配置 [45.5] 全市可燃物ごみ週2回、不燃物ごみ週1回の計3回定日収集を実施	1970(昭和45) 大阪万博、三島由紀夫割腹、よど号事件
46	[46.12] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	[45.12] 大気汚染公害防止協定(12事業所)を締結 [46.2] 大観小に県設置の大気汚染自動測定機器の測定開始 [46.8] 二見市民センターに県設置の大気汚染自動測定機器の測定開始 [46.10] 明石市の公害No.1を取りまとめ発刊する	[46.12] 魚住清掃工場浄化槽汚泥貯溜槽設置(改増)	[46.3] 空き缶等プレス工場の設置(手塚式新6号型) [46.4] ・ショベルローダー配置 ・不燃物収集特殊大型4t車(バケットローダー)3台配置	1971(昭和46) ドル・ショック、スモン訴訟
47	[47.3] ・空き地の環境保全に関する条例制定 ・明石市長期総合計画策定	[47.3] 山陽新幹線鉄道開通 [47.6] 大観小においてオキシダントの測定を開始する [47.8] 大久保小に大気汚染自動測定器を設置、測定開始(46.10より大久保中に設置) [47.12] 林小へ県設置の自動車排ガス自動測定機器の測定開始	[47.2] 魚住清掃工場脱臭施設の設置	[47.4] 全市ステーション方式によるビニール袋収集の完全実施 [47.6] ブルドーザー(D80A)、スクレパー(P808)配置	1972(昭和47) 浅間山荘事件、札幌五輪、沖縄復帰、テルアビブ空港乱射事件、中国国交正常化、横井庄一グアムから帰国
48	[48.10] ・明石市環境保全条例制定 —11.6.30廃止— ・産業廃棄物にかかる公害防止協定の締結(三菱重工(株)神戸造船所他1社)	[48.4] 公害にかかる分析測定業務を船上下水処理場において開始する [48.8] 有機物質にかかる公害防止協定(33事業所)を締結 [49.6] 市内主要事業所との間で総合公害防止協定を締結(25事業所)	[48.3] 魚住清掃工場第2施設の前処理施設設置、焼却炉設置	[47.12] 全市ごみ集積場所設置(ステーションの指定)	1973(昭和48) 石油危機、巨人V9、大洋デパート火災、江崎玲於奈にノーベル賞、金大中拉致事件
49	[49.12] 明石市環境保全条例施行規則制定 —11.6.30廃止—		[49.3] 魚住清掃工場第1施設投入槽(60m ³)、貯溜槽(300m ³)設置		

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
昭和 49		[49.12] ・総合公害防止協定に伴う市公害防止協議会発足 ・神戸地域公害防止計画承認(事業実施49～53年度)			1974 (昭和49) 田中金脈問題、小野田少尉帰還、佐藤栄作にノーベル賞、長嶋引退、ニクソン辞任
50			[51.2] 魚住清掃工場魚腸骨焼却施設を廃止	[50.12] 埋立地浸出汚水圧送用ポンプ場を設置する	
51			[51.3] 魚住清掃工場第3施設(浄化槽汚泥処理施設、処理能力60kℓ/日)及び既設工場の増・改造工事実施完成		1975 (昭和50) ベトナム和平、第1回サミット、天皇訪米、国際婦人年、広島カープ初優勝、山陽新幹線岡山博多間開通
		[51.11] 三菱重工業(株)神戸造船所二見工場との公害防止協定を締結	[51.4] 環境第1課管理棟を工場内に新築、移転する	[51.4] 環境第2課が茶園場町より現在地に事務所等新築・移転	1976 (昭和51) ロッキード事件
52		[52.9] 阪神内燃機工業(株)明石工場と公害防止協定を締結		[52.4] 環境第2課より大久保清掃工場として独立 大久保町松陰字石ヶ谷に新焼却炉(150t/24h×3基・川重 VKW 回転火格子式)を設置、稼働する	1977 (昭和52) 王756号本塁打、日航機ハイジャック事件、有珠山爆発
53		[53.2] 49.6 締結の総合公害防止協定を改定強化する(22事業所)		[52.8] D50Pブルドーザー埋立地に配置する	
		[53.10] 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策について国鉄と事務委託契約を締結、住宅防音工事を実施		[53.6] 藤江地区6自治会2,500世帯をモデル地区に指定、燃やせないごみの分別収集を開始	1978 (昭和53) 日中平和友好条約調印、成田空港開港
54		[55.3] 神戸地域公害防止計画(見直し延長)承認される(事業の実施54～58年度)		[54.9] ごみピット汚水処理設備増設する	1979 (昭和54) 日本坂トンネル事故
55		[55.4] 王子地区に新庁舎建築移転のうえ業務を開始(鉄筋コンクリート造2階建・延301.8㎡1棟)		[54.10] コンパクター埋立地に配置する	
56	[56.3] 明石市新長期総合計画策定	[56.3] 二見臨海工業団地立地事務所(46事業所)と公害防止協定を締結	[56.7] 化学的酸素要求量に係る総量規制実施 水質汚濁負荷量自動測定器設置、測定を開始	[56.1] 別所(東藤江の一部を含む)西松江地区約1,500世帯をモデル地区に追加し、同様の分別収集を開始	1980 (昭和55) 富士見産婦人科病院乱診事件、川治温泉でホテル火災、1億円拾得事件、新宿バス放火事件、静岡駅前地下街ガス爆発火災
		[56.6～57.1] 二見臨海工業団地立地事務所(17事業所)と公害防止協定を締結		[57.1] 大久保清掃工場(南の谷)埋立用地買収完了する	1981 (昭和56) 神戸ポートピア、福井謙一にノーベル賞、夕張炭鉱ガス惨事
		[57.7.3～58.3.7] 二見臨海工業団地立地事務所(11事務所)と公害防止協定を締結		[57.5] 二見地区6自治会約1,400世帯をモデル地区に追加し同様の分別収集を開始	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
昭和 57		[57.11.1] 大久保小学校大気汚染測定局を大久保市民センターに移転する		[57.10] 最終処分場整備事業着工	1982 (昭和 57) 日航機羽田沖墜落「逆噴射」、ホテル・ニュージャパン火災、三越事件「なぜだ」、フォークランド紛争
58	[58.5.18] 浄化槽法の公布 [58.6.1] 県立明石公園を環境美化区域に指定	[57.11.4] 新幹線鉄道騒音にかかる障害防止対策(76 対策)について国鉄と助成事務協定を締結、住宅防音工事を実施 [58.3.16] 県公害防止条例一部改正(カラオケ騒音等)公布される 58.7.1 から施行 [58.4.10] 環境検査室・二見市民センター・林小学校における県設置大気汚染常時監視システム(テレメーター装置)を更新 [58.6~59.2] 二見臨海工業団地立地事務所(17事業所)と公害防止協定を締結する [58.7.7] 新幹線鉄道騒音にかかる防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務協定を締結、同 10.24 追加協定を締結する		[58.12] 第 2 次最終処分場整備事業竣工	1983 (昭和 58) 大韓航空機墜落、三宅島大噴火、戸塚ヨットスクール、山陰地方に集中豪雨
59		[59.3.16] 大気汚染防止法第 31 条に基づく知事の権限委任について同施行令 13 条の一部改正が閣議決定される [59.5~60.3] 二見臨海工業団地立地事務所(15事業所)と公害防止協定を締結 [59.7.6] 新幹線鉄道騒音にかかる防音対策について国鉄新幹線総局と助成事務協定を締結 [59.8.8] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される	[59.1] 魚住清掃工場脱臭施設の設置(更新)	[59.4] 第 2 次処分場供用開始 [59.5] 東藤江 1,000 世帯を分別地域に追加し、東藤江全域分別収集を開始 [59.9] 有害ごみ分別収集開始	1984 (昭和 59) グリコ・森永事件 長野県西部地震 新札発行 日本銀行が 15 年ぶりに新札を発行。1 万円札 (福沢諭吉)、5 千円札 (新渡戸稲造)、千円札 (夏目漱石) の 3 種。ロサンゼルスオリンピック

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
昭和 60		<p>[60.3.8] 神戸地域公害防止計画(延長)承認される (事業実施 59～63年度)</p> <p>[60.3.22] 谷八木川における環境基準の水域類型指定</p> <p>[60.3.27] 兵庫県公害防止条例の市町長に権限を委任する規則(大気関係分)の一部が改正され公布される</p> <p>[60.8.24] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される</p> <p>[60.10.21] 新幹線騒音について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト2となる</p> <p>[60.12.24] 新幹線鉄道の障害防止対策早期実施を求め、国鉄総裁に要望書を提出する</p>	<p>[60.3.31] 魚住清掃工場汚泥焼却施設の設置(更新)</p> <p>[60.10.1] 浄化槽法の全面施行 兵庫県浄化槽指導要綱施行 改正し尿汲取手数料制度(チケット制)の実施</p>	<p>[60.3] 燃やせないごみの分別収集 13,700 世帯に拡大</p> <p>[60.4.1] 大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物処分委託の基本協定を締結する 大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物埋立処分場整備事業費負担に係る覚書を締結する</p>	<p>1985 (昭和 60) 日航ジャンボ機墜落、豊田商事事件、阪神優勝 21 年ぶりの優勝、さらに初めての日本シリーズ制覇で「六甲おろし」の大トラ・フィーバーに。阪神の R・バースが三冠王。 五カ国蔵相会議がドル高修正をめざして為替市場へ協調介入することで一致。以後、円が急騰する。 ロス疑惑</p>
61		<p>[61.3.11] 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、政令市に指定される</p> <p>[61.9.1] 明石市域において光化学スモッグ予報が発令される</p> <p>[61.9.4] 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策の早期実施と、スピードアップに対する慎重な対応を求め国鉄総裁に要望書を提出する</p>	<p>[61.10.1] トラックスケールによる計量を開始</p>		<p>1986 (昭和 61) 三原山大噴火、チェルノブイリ原発事故 衆参同時選挙で自民党が空前の圧勝 新日鉄・神戸製鋼・川崎製鉄の鉄鋼大手 3 社が初の従業員一時帰休に踏み切った。</p>
62		<p>[62.5.8] 新幹線振動について環境庁調査結果が発表され、明石市は全国ワースト 1 となる</p> <p>[62.7.2] 新幹線鉄道の騒音振動について発生源対策等の推進と、対策が確立されるまで適正なスピードで運行するよう J R 西日本や環境庁等に要望書を提出した</p>		<p>[62.3] 燃やせないごみの分別 30,000 世帯に拡大</p>	<p>1987 (昭和 62) 初上場の N T T 株に買が殺到で初値がつかず。国鉄民営化、JR スタート 暗黒の月曜日 ニューヨーク株式市場で史上最大の株価大暴落。下降率 22.6%は 1929 年の大恐慌を越えた 地価の異常、利根川進にノーベル賞</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
昭和 62		[62. 8] スター・ウォッチング「星空の街」コンテストを実施した			
63		[63. 4] 自動車公害防止対策連絡会議に参加した		[63. 3] ・燃やせないごみの分別収集 42,000 世帯に拡大 ・分別収集「かん・びん混合袋収集」2,200 世帯を対象に試行した	1988 (昭和 63) リクルート疑惑、青函トンネルが開業、瀬戸大橋が開通、イラン・イラク戦争、天皇の病状悪化
平成 元		[63. 9. 8～元. 3. 10] 市内野々池校区で環境庁の騒音対策モデル事業を実施した [元. 4. 30] 有害物質に係る公害防止協定を廃止 (19事業所いずれも小規模で法令等の規制で充分対応出来るため) [元. 9. 27] 悪臭防止法の一部改正により、4 物質が追加される [元. 10. 1] 水質汚濁防止法施行令の一部が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが規制項目に追加され、地下水の監視も追加される [元. 12. 27] 大気汚染防止法の一部改正により、特定粉じんが規制される		[元. 7] 分別収集、市内全域に拡大 [元. 8] 分別収集「かん・びん混合袋収集」市内全域で実施	1989 (平成元) 消費税スタート、昭和天皇死去、幼女誘拐殺人、天安門事件、ベルリンの壁崩壊、美空ひばり死去、吉野ヶ里遺跡 第 15 回主要国首脳会議 (アルシュサミット) 環境問題で地球規模での対応への必要性で一致。
2					
3	[3. 3] 明石市第 3 次長期総合計画策定	[3. 2. 1] 大気汚染防止法の改正により、ガス、ガソリン機関が規制される		[3. 3] 焼却炉施設に塩化水素除去装置を設置する [3. 4] 環境事業所の設置 [3. 7] 集団回収助成金交付制度開始	1990 (平成 2) 国際花と緑の博覧会、バブル崩壊、日本人初の宇宙飛行、東西ドイツが統一、湾岸戦争で対イラク経済制裁、 1991 (平成 3) 雲仙・普賢岳で火砕流、湾岸戦争、ソ連崩壊
4	[3. 4] 環境部機構改革 環境衛生課が環境管理課に名称変更			[4. 2] 「ごみ減量化等推進検討会」設置 [4. 6] 生ごみ堆肥化容器購入助成事業開始 [4. 8] 集団回収活動用具助成事業開始	
5		[5. 3. 8] 水質汚濁に係る環境基準の一部改正により、15 項目追加 [5. 6. 18] 悪臭防止法の一部改正により、13 物質追加		[5. 2] 「ごみ減量化等推進検討会」の提言 [5. 3] ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・空き缶回収機設置—10. 3 撤去— [5. 4] 新大久保清掃工場建設準備室設置	1992 (平成 4) 佐川献金疑惑、地球環境サミット 国連が、ブラジルのリオデジャネイロで国際会議を開催。テーマは「地球」。リオ宣言採択 1992 (平成 4. 7) 改正廃棄物処理法施行 1993 (平成 5) ビル・クリントンが 42 代大統領に就任。細川連立内閣発足、北海道南西沖地震、天皇沖繩訪問、皇太子結婚 流行語：インターネット

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成					
5		[5.12.27] 水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質13物質追加とともに、2物質の排水基準の強化			1993（平成5.11） 環境基本法施行
6		[6.4.21] 悪臭防止法施行規則等一部改正により、排水中における臭気に対して物質適用になった			1994（平成6） ロサンゼルスを中心とする南カリフォルニア一帯で大地震。死者61人、負傷者9200人。松本サリン事件、村山内閣誕生、向井さん宇宙へ
7	[7.1.31] 倒壊家屋等解体処理申込受付開始	[7.2.28] 環境庁告示により環境基準の水域類型等を定めた		[7.6] 災害廃棄物破砕・選別業務開始 (8.3末終了)	1995（平成7） [7.1.17] 兵庫県南部大地震発生、地下鉄サリン事件、「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故、統一地方選挙。東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック。日本銀行が公定歩合を0.5%に引き下げ即日実施。史上最低の金利。
	[7.2.13] 自衛隊による倒壊家屋等の解体処理開始	[7.4.21] 悪臭防止法の一部改正により、臭気指数規制が導入された		[7.7] 第2次最終処分場嵩上工場で着工	
	[7.2.20] 業者委託による倒壊家屋等の解体処理開始	[7.7.18] 兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布 (8.1.17施行)		[8.1] 新焼却施設(160t/24h×3炉・住友/W+E型水平ストーカ炉)着工	
8		[8.5.9] 大気汚染防止法の一部改正により、有害大気汚染物質の規制対策の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止等が追加された (9.4.1施行)		[8.5] 第2次最終処分場嵩上工場竣工	
		[8.6.5] 水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水浄化のための措置と油流出事故時の措置に関する規定が定められた (9.4.1施行)		[8.7] ごみ収集車(3.5t プレスバッカー車)1台試行導入	1996（平成8） O-157、住専問題、豊浜トンネル岩盤崩落事故、小選挙区で初の総選挙
		[9.4.24] ゴルフ場の使用農薬に係る暫定指針の一部改正により、指針対象農薬が5物質追加され、35物質となる		[8.12] フロン回収業務開始	
9	[9.4] ・環境保全条例の見直し及び、環境基本計画策定に伴い、環境管理課内に計画担当(2名)を配置	[9.8.29] 大気汚染防止法施行令の一部改正により、廃棄物焼却炉等において、ダイオキシン類が規制される	[9.7] 従量制し尿汲取手数料改定 (事業所と仮設便所に区分)	[9.4] 動物死体処理手数料改定	1997（平成9） ロシアのタンカー日本海で油流出事故、【消費率引き上げ】消費税が3%から5%に引き上げ。ペルー日本大使公邸人質事件、神戸小学生殺害事件、ダイアナ事故死、香港返還、山一証券・北海道拓殖銀行破綻
				[9.7] 新破砕選別施設(92t/5h)着工 破砕 60t/5h×1系統 資源化 32t/5h×1系統	
				[9.8] ごみ収集車(3.5t プレスバッカー車)1台試行導入	

資 料

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 9		[9.12.1] 地球温暖化防止京 都会議が開催され る		[9.12] 清掃工場新管理棟着工	
10	[10.2.20] 環境保全審議会が 開催され、環境保 全の基本的あり方 を諮問される [10.3.31] 倒壊家屋等の解体 処理終了	[10.3.31] 水質汚濁防止法施 行規則の一部を改 正する総理府令に より、特定施設の設 置・変更届出書別紙 記載事項等につい て様式の改正が公 布された (10.10.1 施行) [10.4.1] 自動車排ガス局と して、小久保局を新 設した [10.5.20] 水質汚濁防止法施 行令の一部改正に より、PCBの処理 に係る施設を規制 対象である特定施 設に追加すること が公布された (10.6.17 施行) [10.5.28] 窒素及び燐に係る 削減指導要領が制 定された (10.7.1 施行) [10.6.23] 窒素含有量につい ての排水基準に係 る湖沼を定める件 の一部を改正する 件が告知された (10.8.1) [10.8.5] 新幹線鉄道騒音振 動の発生源等につ いて、3市1町でJ R西日本に要望書 を提出する [10.8.13~14] 新幹線鉄道騒音振 動の発生源対策に ついて、3市1町で 運輸省、環境庁に 要望書を提出する [10.9.24] 水質汚濁防止法の 排水基準を定める 総理府令の改正に より、窒素・燐の暫 定排水基準を原則 的に一般排水基準 に移行する内容が 公布された (10.10.1 施行)	[10.4.1] 浄化槽設置等の届出 及び保守点検、清掃 についての改善命令 などの事務が県から 移譲された [10.8] 一般廃棄物（生活排 水）処理基本計画策 定	[10.11.30] 旧焼却炉休止	1998（平成10） 長野オリンピック、和歌 山カレー毒物混入事件、 サッカーW杯日本初出 場、金大中・大統領が来 日 1998（平成10.4.5） 明石海峡大橋開通
11		[11.1.29] 土壌・地下水汚染に 係る調査・対策指針 及び同運用指針を 策定され、調査・対 策の進め方が示さ れた			1999（平成11） 初の脳死判定による心 臓・肝臓移植、東海村で 臨界事故、ユーロ導入、 横山知事が辞表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 11	<p>[11.4] 環境部機構改革 環境管理課と環境 保全課が統合 環境政策課となる (管理係、計画係、 大気係、水質係、 監視係)</p> <p>[11.6.30] ・明石市の環境の 保全及び創造に関 する基本条例及び 同施行規則を制定 ・明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条 例制定</p> <p>[11.7.15] ・環境の保全と創 造に関する条例に 基づく規制基準の 改正(焼却炉ばい じん規制) ・ダイオキシン類 対策特別措置法公 布 (12.1.15 施行)</p> <p>[11.10.1] 明石市空き缶等の 散乱及びふん害の 防止に関する条例 施行規則制定</p>	<p>[11.3.12] 悪臭防止法施行規 則の一部を改正す る総理府令等によ り、気体排出口にお ける臭気指数規制 基準の設定方法等 が定められた (11.9.13 施行)</p>	<p>[11.10] 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の廃止</p> <p>[12.3.10] 魚住清掃工場第2 施 設最終沈殿槽及び第 3 施設処理槽取り壊 し撤去</p>	<p>[11.3.31] 明石クリーンセンター施 設竣工 大久保清掃工場から明石ク リーンセンターに名称変更</p> <p>[11.4.1] ・明石クリーンセンター 本格稼働 ・組織改正 環境管理課推進係の業務 を明石クリーンセンター に統合 (庶務係、施設係、推進係 の編成となる) 資源再生化担当課長を配 置</p> <p>[11.4.1] 環境管理課環境整備係の 一部業務を環境第2 課へ 統合</p> <p>[11.6] ・ペットボトルを資源ご みとして収集開始 ・分別変更を実施し、プ ラスチック類は可燃ごみ になった</p>	<p>1999 (平成 11.7.15) 特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関 する法律 (P R T R 法) 公布</p>
12	<p>[12.2] 明石市環境基本計 画策定</p> <p>[12.4.1] ・市機構改革によ る名称変更 環境 政策課 管理係→ 総務係 ・組織改正 大気係と水質係が 統合し、保全係と なる (総務係、計画係、 保全係、監視係の 編成となる)</p> <p>・環境部内に I S O 1 4 0 0 1 認証 取得のため計画担 当課長を配置</p> <p>・夜間花火の禁止 が施行される [12.9.7] I S O 1 4 0 0 1 認証取得キックオ フ宣言式実施</p>	<p>[12.4.1] 騒音規制法の改正 で自動車騒音の要 請限度が L₅₀ の評価 から L_{Eq} の評価に変 更となる</p>		<p>[12.4.1] 市機構改革で環境第2 課 組織改正 (庶務係、作業第1 係、作 業第2 係の編成となる)</p>	<p>2000 (平成 12) 南北朝鮮首脳会談、不明 少女9 年ぶりに発見、大 手百貨店そごうが倒産、 2 0 0 0 円札発行、日比 谷線脱線、雪印乳業食中 毒事件、高速バス乗っ取 り</p>

資 料

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 12	[12.9.] 公共工事に係る環境配慮指針策定 エコオフィス行動指針策定 グリーン購入導入指針策定 [12.10.28] NPOとビオトープフォーラムを開催				
13	[13.3.14] 市はISO14001認証取得成る適用範囲は本庁舎群、3市民センター、消防本部、保健センター、明石クリーンセンター(焼却施設) [13.4.1] 第4次長期総合計画がスタート 家電リサイクル法施行(対象は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目) [13.7.2] 環境政策課分室に環境学習室を開設 [13.7.21] 明石市民夏まつりで事故発生 [13.12.30] 大蔵海岸で陥没事故発生	[13.3.16] 騒音規制法施行令が改正公布され、自動車騒音の常時監視事務に関する政令市となる [13.4.20] 環境基本法第16条第1項の規定にジクロロメタンが追加され、大気環境基準が定められた [13.8.28] 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境省に要望書を提出する	[13.10.1] 市内全世帯、全事業所の浄化槽管理者に啓発パンフレットを送付する	[13.4.1] 家電リサイクル制度開始	2001(平成13.2.9) 米ハワイ・オアフ島沖で愛媛県宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が米原子力潜水艦に衝突され沈没 2001(平成13.4.26) 小泉内閣が誕生 2001(平成13.6.8) 大阪教育大付属池田小学校に包丁を持った男が乱入 2001(平成13.9.10) 国内初のBSE 2001(平成13.9.11) 米中枢同時テロ発生 2001(平成13.12.1) 皇太子妃雅子さまが女子を出産。名前は「愛子」称号は「敬宮」と決まる
14	[14.2.4] 一般廃棄物処理基本計画の策定に関して環境審議会に諮問する [14.2.20] ISO14001サーベイランス(2年目の定期審査)を受審する [14.4.1] 特例市に移行 [14.6.1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則を一部改正	[14.4.1] 特例市移行に伴い公害規制権限が県から委譲される		[14.5.1] 家電リサイクル法啓発下敷を市内の小学生(4、5年生)に配布開始 [14.6.1] 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正により、産業廃棄物の一部(建設廃材、木くず、燃え殻)のクリーンセンターへの搬入を禁止する	2002(平成14.2.8~) ソルトレーク・シティーで第19回冬季オリンピックを開催 2002(平成14.5.31~) 第17回ワールドカップ日本・韓国共同開催 2002(平成14.9.17) 日朝首脳会談。翌月拉致被害者5名が帰国
15	[15.2.1] 明石市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編・生活排水編)策定	[15.2.15] 土壌汚染対策法、施行される			2003(平成15.3) 重症急性呼吸器症候群(SARS)が中国広東省や香港、ベトナムで集団発生 2003(平成15.3.20) 米軍がイラクに対する武力攻撃を開始 2003(平成15.4.1) 日本郵政公社スタート

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 15	[15. 3. 12] I S O 1 4 0 0 1 認証取得の範囲を 拡大。拡大範囲は、 市立市民会館、環 境政策課分室、環 境第 1 課（事務 棟）、環境第 2 課、 明石クリーンセン ター（事務棟）			[15. 10. 1] 家庭用パソコンのリサイ クル制度スタート	2003（平成 15. 8. 25） 住民基本台帳ネットワ ークが本格始動
16	[16. 3. 24] 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例を一部改正 [16. 3. 25] 同条例施行規則を 一部改正 [16. 4. 1] 環境部機構改革 ごみ対策課（調整 係・減量推進係） を新設し、環境部 が 5 課となる。環 境事業所の名称を 廃止 環境政策課保全係 と監視係を廃止 し、水質係、大気 係を新設	[16. 12. 15] 土壌汚染対策法が 一部改正される (17. 4. 1 施行)		[16. 1. 4] 小動物死体処理委託を開 始 [16. 3. 25] 環境事業指導員制度、ご み減量推進員制度施行 [16. 4. 1] 家庭用専用冷凍庫が家電 リサイクル法の対象品目 に追加 [16. 4. 1] ごみ対策課が新設される [16. 6～10] 紙類・布類の分別変更と 粗大ごみ戸別有料化につ いて、自治会を中心に全 市において説明会を実施 [16. 10] ごみハンドブック全面改 訂、全世帯に配布 ごみ減量推進員・ごみ減 量推進協力員を委嘱・登 録 [16. 11] 全市において紙類・布類 分別収集始まる 全市において粗大ごみ戸 別有料収集始まる ごみカレンダー全面改訂	2004（平成 16. 1） 山口県で国内第 1 例目の 鳥インフルエンザ発生 2004（平成 16. 1. 16） 自衛隊の先遣隊をイラ クに派遣。 2004（平成 16. 6） 年金制度改革関連法が 成立 2004（平成 16. 8） アテネで第 28 回オリン ピックが開催 2004（平成 16. 10） 新しい札発行 千円は野口英世 5 千円は樋口一葉 2005（平成 17. 1） 阪神大震災から 10 年 2005（平成 17. 3） 愛知万博（愛・地球博） が開催 2005（平成 17. 4） J R 福知山線脱線事故 を開始 2005（平成 17. 10） 郵政民営化関連法案が 成立 2005（平成 17. 12） 厚生労働省が 2005 年の 人口動態統計の年間推 計を発表、日本の人口が 1899 年の統計開始以来 初の自然減となったこ とが分かる
17	[17. 9. 28] 明石市の環境の保 全及び創造に関す る基本条例改正			[17. 3. 23] 第 3 次最終処分場の建設 を開始 [17. 4. 1] 機構改革 明石クリーンセンターに 計画係を新設 [17. 4. 1] 焼却施設運転管理業務委 託を開始	2005（平成 17. 10） 郵政民営化関連法案が 成立 2005（平成 17. 12） 厚生労働省が 2005 年の 人口動態統計の年間推 計を発表、日本の人口が 1899 年の統計開始以来 初の自然減となったこ とが分かる
18	[18. 6. 9] 明石市環境基本計 画の変更について 環境審議会に諮問	[18. 3. 1～] 大気汚染防止法が 一部改正され、アス ベストの解体・改修 に係る届出が義務 化 [18. 10. 1～] 大気汚染防止法施 行令、施行規則が一 部改正され、アスベ ストの解体・改修の 届出対象に工作物 が追加された。	[18. 12. 6] 魚住清掃工場で、一 次処理後、下水道放 流開始	[18. 2. 1] 資源循環推進審議会発足	2006〔平成 18. 3〕 荒川静香がトリノ五輪 で日本人初のフィギュ ア金メダル イナバウアーが流行語 2006〔平成 18. 8〕 高校野球夏の大会で早 稲田実業と駒大苫小牧 が引き分け再試合 2006〔平成 18. 9〕 安倍内閣が発足
19	[19. 3. 13] EMS の ISO14001 規 格適合性について 自己宣言に移行			[19. 1. 10] 燃やせないごみ、資源ごみ の収集曜日を水曜日に一本 化する	

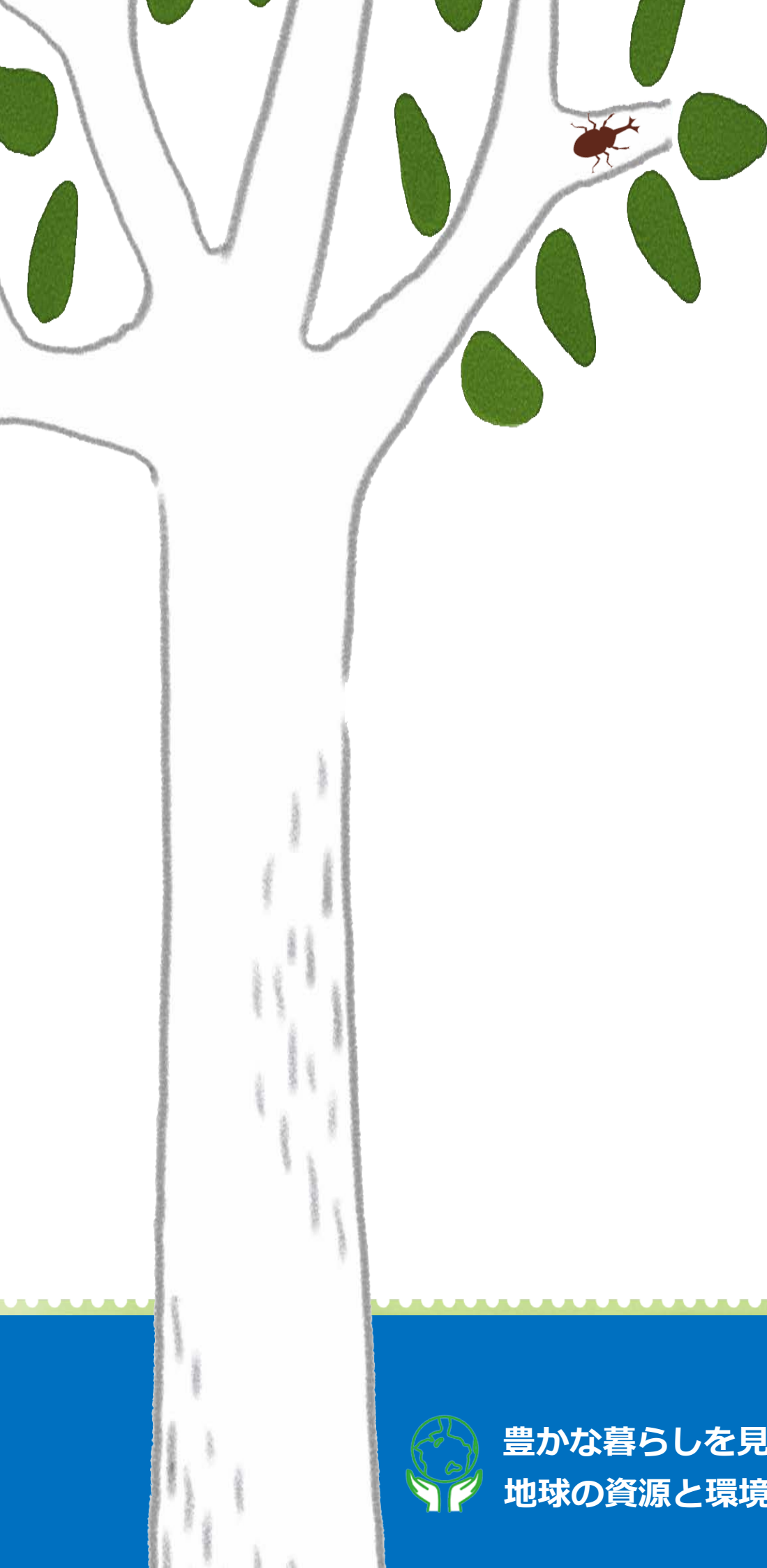
資 料

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 19	[19.3.27] 環境基本計画の変更について環境審議会より答申			[19.3.9] 第3次最終処分場竣工	2007〔平成19.8〕 安倍改造内閣が発足
	[19.3.30] 明石市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・生活排水編）改定	[19.8.20] 総合公害防止協定を大幅に改定し、総合環境保全協定として締結		[19.5.28] 第3次最終処分場供用開始	2007〔平成19.9〕 安倍改造内閣総辞職 福田康夫内閣が発足
20	[19.3.30] 明石市環境基本計画を改定		[20.4.1] 全市においてし尿収集運搬業務を委託化	[19.11.1] ごみの直接搬入の予約制を導入	2008〔平成20.8〕 福田改造内閣が発足
		[20.11.28] 二見臨海工業団地公害防止協定（97社）を改定し、環境保全協定として締結		[20.1] 紙類・布類分別収集品目に雑みを加える。	2008〔平成20.9〕 福田改造内閣総辞職
				[20.2] ガラスカレット再商品化を開始	2009〔平成21.5〕 新型インフルエンザの国内発生が確認される。
				[20.4.1] 焼却施設包括管理業務委託を開始	2009〔平成21.9〕 民主党鳩山内閣が発足
21		[21.4.24] 土壌汚染対策法施行令が一部改正され土壌汚染の状況の把握のため制度の拡充等が追加された (22.4.1.施行)		[21.4] 市内小学校・保育所等からの廃食用油の収集始まる	2010〔平成22.2〕 バンクーバー五輪開催、浅田真央選手をはじめ日本は銀メダル3個を獲得
		[21.9.9] 微少粒子状物質（PM2.5）による大気汚染に係る環境基準が設定される。		[21.4.1] ごみ対策課が、資源循環課へ課名変更	2010〔平成22.4〕 宮崎県で口蹄疫が発生
				[21.4] 家電リサイクル法の改正により、液晶・プラズマ式テレビと衣類乾燥機が対象品目に追加される	2010〔平成22.6〕 鳩山内閣総辞職 菅内閣が発足 サッカーW杯で日本代表がベスト16となる。
22	[22.9.1] 明石市アダプトプログラム制度がスタート。	[22.5.10] 水質汚濁防止法が一部改正され事故時の措置の対象が拡大される等追加された。 (23.4.1施行)	[22.4.1] 一般廃棄物の収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業者の取扱廃棄物として、し尿を含むビルド汚泥、デスポーザー排水処理システム汚泥を加え許可。	[21.9] 一般家庭からの廃食用油の収集始まる。	2010〔平成22.9〕 尖閣諸島中国漁船衝突事件が発生 民主党代表選挙が投開票され、菅氏が小沢氏を破り再選を果たした
				[22.4] 要援護者ごみ戸別収集（ふれあい収集）がスタート	2010〔平成22.10〕 国勢調査が全国一斉に実施される
					2011〔平成23.1〕 全国各地の児童擁護施設に匿名でランドセル等を寄付する「タイガーマスク現象」が広がる
					2011〔平成23.3〕 東日本大震災 福島第一原子力発電所が被害。大規模な原子力事故。 国連安保理がリビアに対する軍事介入を容認する決議を行った。

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 23	<p>[23.3] ストップ温暖化！ 低炭素社会のまち あかしプラン (地球温暖化対策 実行計画) 改定</p> <p>[23.3] つなごう生きもの のネットワーク生 物多様性あかし戦 略策定</p>	<p>大気汚染防止法が 一部改正され、ばい 煙測定の未実施、虚 偽記載に対し罰則 が創設される等し た。 (23.4.1 施行)</p> <p>[23.6.22] 水質汚濁防止法が 一部改正され有害 物質を貯蔵する施 設が届出対象にな るなど追加された。 (24.6.1 施行)</p> <p>[23.8.30] 「地域の自主性及 び自立性を高める ための改革の推進 を図るための関係 法律の整備に関す る法律」により「環 境基本法」及び「大 気汚染防止法」の一 部の権限が県から 移譲される。 (24.4.1 施行)</p>	<p>[23.3.31] 二見浄化センターにし尿 及び浄化槽汚泥等受 入施設を建設。 魚住清掃工場廃止。</p> <p>[23.4.1] 二見浄化センターにて混 合処理開始。</p>	<p>[23.4.1] 環境第2課が、収集事 業課へ課名変更。</p> <p>[23.5.21] 東北地方太平洋沖地震 における被災地気仙沼 市に災害支援のため、 第1次隊が出発。避難 所のごみの収集運搬を 行う。 なお、第8次隊(同年 7.17本市に戻る)まで、 収集事業課を中心に、 資源循環課及び明石ク リーンセンターの管理 職が派遣され、ごみの 収集運搬やガレキの積 み替え場の整理等の支 援活動にあたった。</p>	<p>2011〔平成23.4〕 統一地方選挙が行われる キューバのフィデル・カス トロ前国家評議会議長が キューバ共産党第一書記 から正式に退任すると発 表</p> <p>2011〔平成23.5〕 国際テロ組織アル・カーイ ダ最高指導者ウサマ・ビン ラディンが、パキスタンに て米国諜報機関により、殺 害されたと報道される</p> <p>2011〔平成23.6〕 菅総理が「東日本大震災の 対応に一定のメドがつい た段階」で退陣することを 表明し、前日に衆議院に提 出された内閣不信任案は 否決された 小笠原諸島・平泉が世界遺 産登録される</p> <p>2011〔平成23.7〕 全機退役予定のスペース シャトル「アトランティ ス」が最終飛行 サッカー女子W杯にて日 本代表「なでしこジャパ ン」が強豪米国をPK戦の 末破り、初優勝する</p> <p>2011〔平成23.8〕 反カダフィ派がリビア首 都トリポリをほぼ制圧 カダフィ政権は、事実上崩 壊した</p> <p>菅内閣総辞職(新内閣発足 まで職務執行内閣として 在続)</p> <p>2011〔平成23.9〕 野田内閣発足(野田首相が 民主党代表選の際引用し た相田みつを氏の詩の一 節から通称「どじょう内 閣」と言われる。) 台風12号通過に伴う記録 的豪雨により、奈良県、和 歌山県を中心に甚大な浸 水被害が発生した</p> <p>2011〔平成23.10〕 米アップル社の創業者ジ ョブズさんが死去</p> <p>2011〔平成23.11〕 大阪ダブル選挙で橋下徹 氏率いる地域政党・大阪維 新の会が完勝、橋下徹前大 阪府知事が大阪市長に、松 井一郎前大阪府議が大阪 府知事にそれぞれ初当選 した。</p> <p>2011〔平成23.12〕 北朝鮮の金正日総書記が 死去した。</p>

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 24	[24.1] 第2次明石市環境 基本計画策定		[24.3.28] 一般廃棄物処理手数料 (一般家庭、事業 所等、仮設便所、浄 化槽汚泥)改定(仮 設便所チケット制) に係る条例公布	[24.3.28] 一般廃棄物処理手数料 (動物の死体処理)改 定に係る(明石市廃棄 物の処理及び清掃に関 する)条例公布	2012 [平成 24.1] 一連のオウム真理教事件 に関し、逃亡中であった平 田信容疑者が出頭し、逮捕 された。野田第1次改造内 閣が発足した。 2012 [平成 24.2] 東京スカイツリーが竣工 した。(高さ634mで、自 立式鉄塔としては世界第 1位、人口建造物としては 映画『ミッション・インポ ッシブル4』にも登場した ブルジュ・ハリーフアの 828mに次ぐ世界第2位) 2012 [平成 24.3] ロシア大統領選挙が実施 され、ウラジミール・プー チン候補が当選した。 2012 [平成 24.5] 東京スカイツリーが開業 した。 2012 [平成 24.6] 野田第2次改造内閣が発 足した。 一連のオウム真理教事件 に関し、逃亡中であった菊 地直子・高橋克也容疑者が 逮捕された。 2012 [平成 24.7] 生の牛レバー(レバ刺し) の提供が禁止された。 2012 [平成 24.8] ロンドン五輪のメダル 過去最多の38個 2012 [平成 24.10] ips細胞研究の山中伸弥医 学博士らがノーベル生理 学・医学賞を受賞した。 2012 [平成 24.11] 米・大統領選挙 オバマ現大統領が再選
25	[24.3] みんなでつくる循環 型のまち・あかしプ ラン(明石市一般廃 棄物処理基本計画) 改定	[25.1] PM2.5による大気 の越境汚染が問題に なり、マスコミ等で 大きく取り上げら れる。 [25.3] 兵庫県がPM2.5濃 度が高い場合に注 意喚起情報の発令 する体制が始まる (25.3.9～)。 [25.4] 大気汚染防止法の ばい煙等にかかる 工場とダイオキシ ン法の規制事務が 兵庫県より権限委 譲された(25.4.1 ～) [25.6] 大気汚染防止法の 一部改正により、ア スベストを含む解 体工事にかかる届 出が強化された (26.6.1施行)	[24.7.1] 一般廃棄物処理手数料 (一般家庭、事業 所等、仮設便所、浄 化槽汚泥)改定(仮 設便所チケット制) に係る条例施行 [25.3.29] 生活保護法の規定に よる生活扶助を受け ている者に対するし 尿に係る一般廃棄物 処理手数料の減免制 度を廃止する規則公 布 [25.5.1] 魚住清掃工場 土壌 調査委託業務実施 [25.9.20] 魚住清掃工場焼却炉 解体 [25.10.18] 魚住清掃工場放流管 撤去(1期目)	[24.7.1] 一般廃棄物処理手数料 (動物の死体処)が改 定される [25.4.1] 使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関 する法律の施行 [25.10.1] 小型家電の本格回収開 始	2013 [平成 25.2] 元横綱大鵬(故 納谷幸喜 氏)が国民栄誉賞を受賞 2013 [平成 25.5] 元プロ野球選手長嶋茂雄 氏、松井秀喜氏が国民栄 誉賞を受賞 2013 [平成 25.8] 高知県四万十市で、日本 国内観測史上最高気温 41.0℃を記録するなど、各 地で最高気温が更新され、 記録的な猛暑となった。 2014(平成 26.1) STAP細胞論文に改ざん など不正 2014(平成 26.4) 消費税8%スタート
26		[26.2] 兵庫県で初めて播 磨東部地域におい てPM2.5の注意喚 起が発信される	[26.1.28] 旧魚住清掃工場用地 確定業務委託 [26.3.31] 環境第1課跡地形質 変更時要届出区域に 指定	[26.3.31] 資源循環推進委員会廃止	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の出来事
平成 26			[26.5.2] 旧環境第1課土壌入替工事	[26.4.1] 明石市として、インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画。インクカートリッジの回収開始	2014(平成26.4) 韓国で旅客船セウォル号が沈没 2014(平成26.8) エボラ出血熱で緊急事態宣言 2014(平成26.9) 御巖山噴火で死者57人 行方不明者6人 2014(平成26.10) ノーベル物理学賞に青色LEDを開発した赤崎勇、天野浩、中村修二の3氏
27	(26.10) あかしの生態系を守る条例改定		[26.7.24] 旧環境第1課井水導入管撤去工事(1期目)「魚住25号線道路改良工事ほか工事に含めて施工」	[26.6] 資源循環推進部会発足 [26.12] 分別チラシ 英語版、中国語版を作成	2015(平成27.7) 米・キューバ国交回復、54年間続いた外交断絶に終止符 2015(平成27.10) マイナンバー制度関連法が施行。所得や年金、社会保険などの個人情報ひとつの番号で結びつけられることとなる。 2015(平成27.10) ノーベル生理学・医学賞を大村智氏が、ノーベル物理学賞を梶田隆章が受賞 2015(平成27.11) イスラム過激派組織「イスラム国」によるパリ同時テロ事件
28	[28.5] みんなで作る循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)改定		[27.5.28] 旧魚住清掃工場放流管撤去工事(2期目)	[27.4.1] ごみ収集運搬業務委託(総価契約)開始	2015(平成27.10) マイナンバー制度関連法が施行。所得や年金、社会保険などの個人情報ひとつの番号で結びつけられることとなる。 2015(平成27.10) ノーベル生理学・医学賞を大村智氏が、ノーベル物理学賞を梶田隆章が受賞 2015(平成27.11) イスラム過激派組織「イスラム国」によるパリ同時テロ事件
29	[28.5] みんなで作る循環型のまち・あかしプラン(明石市一般廃棄物処理基本計画)改定		[28.6.27] 旧環境第1課跡地を分筆し、西部学校給食センター部分を教育委員会に移管	[28.4.1] ごみ収集運搬業務委託(東部区域)を従量制(トン当たり単価)から年額制へ変更	2016(平成28.3) 整備計画から43年、北海道新幹線が開業 2016(平成28.8) リオ五輪のメダル過去最多の41個 2016(平成28.11) アメリカ大統領にトランプ氏が就任 2017(平成29.6) 史上最年少棋士藤井聡太が歴代単独1位となる29連勝達成
	[29.4.1] 中核市移行準備の機構改革により環境部が市民生活局環境室、5課から4課(明石クリーンセンターが資源循環課に統合)となる。 (29.8) 第2次明石環境基本計画改定				



豊かな暮らしを見つめ直し
地球の資源と環境を大切にしよう